No.

菊 川 市
地 域 防 災 計 画

・一般対策編
・地震対策編
・原子力災害対策編
・資料編

（令和６年度修正）

菊川市防災会議

－　計画の沿革　－

修正年度	防災会議	一般対策編	地震対策編	原子力対策編
令和６年度	令和７年３月	修正	修正	修正
令和５年度	令和６年３月	修正	修正	修正
令和４年度	令和５年３月	修正	修正	修正
令和３年度	令和４年３月	修正	修正	修正
令和２年度	令和３年３月	修正	修正	修正
令和元年度	令和２年３月	修正	修正	修正
平成30年度	平成31年３月	修正	修正	修正
平成29年度	平成30年３月	修正	修正	修正
平成28年度	平成29年３月	修正	修正	修正
平成27年度	平成28年３月	修正	修正	修正
平成26年度	平成27年２月	修正	修正	修正
平成25年度	平成26年２月	修正	修正	修正
平成24年度	平成25年２月	修正	修正	修正
平成23年度	平成24年２月	修正	修正	修正
平成22年度	平成23年２月	修正	修正	修正
平成21年度	平成22年２月	修正	修正	修正
平成20年度	平成21年２月	修正	修正	修正
平成19年度	平成20年２月	修正	修正	修正
平成18年度	平成19年３月	修正	修正	修正
平成17年度	平成18年３月	策定	策定	策定

一 般 対 策 編

― 一般対策編 目 次 ―

第１章 総 論 1
第１節 目的 1
第２節 計画の構成 1
第３節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1
第４節 市の自然・社会的条件 7
第５節 予想される災害と地域 9
第２章 災害予防計画 11
第１節 河川災害予防計画 11
第２節 道路、橋りょう災害防除計画 13
第３節 土砂災害、治山災害防除計画 14
第４節 盛土災害防除計画 16
第５節 農地災害防除計画 17
第６節 通信施設等整備改良計画 17
第７節 資機材等の整備計画 19
第８節 火災予防計画 19
第９節 危険物災害予防計画 21
第１０節 ガス災害予防計画 22
第１１節 道路鉄道等災害防止計画 24
第１２節 防災知識の普及計画 24
第１３節 防災のための調査研究 27
第１４節 住民の避難体制 28
第１５節 防災訓練 32
第１６節 自主防災組織の育成 33
第１７節 事業所等の自主的な防災活動 38
第１８節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 39
第１９節 ボランティア活動に関する計画 39
第２０節 要配慮者支援計画 40
第２１節 救助・救急活動に関する計画 42
第２２節 応急住宅・災害廃棄物処理 43
第２３節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 43
第２４節 被災者生活再建支援に関する計画 44
第２５節 市の業務継続に関する計画 45
第２６節 複合災害対策及び連続災害対策 45
第２７節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 46
第２８節 倒木被害防除計画 46
第２９節 避難情報の事前準備計画 46
第３０節 避難誘導体制の整備計画 47
第３１節 災害に強いまちづくり 47

第３章　災害応急対策計画 48
第１節　総則 48
第２節　組織計画 51
第３節　動員・応援計画 51
第４節　通信情報計画 54
第５節　災害広報計画 57
第６節　災害救助法の適用計画 58
第７節　避難救出計画 60
第８節　愛玩動物救護計画 72
第９節　食料供給計画 73
第１０節　衣料・生活必需品・その他物資及び燃料供給計画 76
第１１節　給水計画 79
第１２節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 81
第１３節　医療・助産計画 87
第１４節　防疫計画 93
第１５節　清掃及び災害廃棄物処理計画 94
第１６節　遺体の捜索及び措置埋葬計画 97
第１７節　障害物除去計画 99
第１８節　社会秩序維持計画 100
第１９節　輸送計画 100
第２０節　交通応急対策計画 104
第２１節　応急教育計画 109
第２２節　社会福祉計画 113
第２３節　県警察災害警備計画 115
第２４節　消防計画 116
第２５節　水防計画 119
第２６節　応援協力計画 119
第２７節　ボランティア活動支援計画 120
第２８節　自衛隊派遣要請の要求計画 121
第２９節　電力施設災害応急対策計画 123
第３０節　ガス施設災害応急対策計画 124
第３１節　下水道災害応急対策計画 125
第３２節　突発的災害に係る応急対策計画 125
第４章　災害復旧対策 128
第１節　災害復旧計画 128
第２節　激甚災害の指定 129
第３節　被災者の生活再建支援 129
第４節　風評被害の影響の軽減 131

一般対策編

第１章　総　論

第１節　目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、菊川市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画に基づき、菊川市の地域に係る防災に関し、市の行政機構をもとに処理すべき事務を中心としたそれぞれの関係機関及び団体を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

なお、この計画は静岡県が策定する「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靭化地域計画）における推進方針を踏まえたものである。

第２節　計画の構成

菊川市地域防災計画は、次の各編から編成する。

１　一般対策編

風水害、大火災、大規模事故等による災害対策について定める。

２　地震対策編

地震による災害対策について定める。

３　原子力対策編

原子力災害対策について定める。

４　資料編

災害対策に関する各種資料を掲載する。

第３節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

菊川市の地域を管轄する指定地方行政機関及び防災関係各機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、菊川市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１　菊川市

(1)　菊川市防災会議に関する事務
(2)　防災に関する組織の整備
(3)　防災に関する訓練の実施
(4)　防災に必要な物資及び資材の備蓄・整備及び点検
(5)　防災に関する施設の新設・改良及び復旧
(6)　消防、水防その他の応急措置
(7)　警報の発令、伝達及び避難の指示
(8)　情報の収集、伝達及び被害調査

(9)　被災者の救難、救助その他保護
(10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
(11) 清掃、防疫その他保健衛生
(12) 緊急輸送の確保
(13) 災害復旧の実施
(14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

２　静岡県

(1)　西部地域局
　静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務
　市及び管内において業務を行う指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害事務または業務の実施についての総合調整
(2)　袋井土木事務所
　防災に必要な物資、資機材の備蓄、整備及び点検、人員の確保
　水防その他の応急措置
　災害発生の防御及び災害拡大防止措置
(3)　西部健康福祉センター
　管内における防疫活動
　災害時における地域住民への保健衛生指導
(4)　中遠農林事務所
　農業用施設の調査及び点検整備
　農業用施設の新設、改良及び復旧
(5)　静岡県警察（菊川警察署）
　犯罪の予防等社会秩序、治安の維持
　交通規制
　災害時における住民の避難の指示、誘導及び救助

３　指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局
　ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
　イ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
　ウ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
　エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
　オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
　カ　非常通信協議会の運営に関すること
(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
　ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
　イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。
(3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
　ア　大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導

イ　事業場等の被災状況の把握

ウ　操業再開時における労働災害防止のための監督指導

エ　災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(4) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

ア　災害予防

㈠ 所管施設の耐震性の確保

㈡ 応急復旧用資機材の備蓄の推進等

㈢ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

㈣ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ　初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ　応急・復旧

㈠ 防災関係機関との連携による応急対策の実施

㈡ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

㈢ 所管施設の緊急点検の実施

㈣ 県又は市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

（ただし、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）

(6) 国土地理院中部地方測量部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(7) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ　異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。

エ　必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

オ　災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

カ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
キ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
ク　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(8) 環境省　関東地方環境事務所
ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
ウ　行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(9) 環境省　中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(10) 防衛省　南関東防衛局
ア　所管財産使用に関する連絡調整
イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

4　指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（菊川郵便局・小笠郵便局）
ア　災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策を実施する。
㈠ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
㈡ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
㈢ 被災者あて救助用郵便物の料金免除
㈣ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分
イ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

(2) 日本赤十字社静岡県支部
ア　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
イ　血液製剤の確保及び供給のための措置
ウ　被災者に対する救援物資の配布
エ　義援金の募集
オ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整
カ　その他必要な事項

(3) 日本放送協会（静岡放送局）
気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報

(4) 中日本高速道路株式会社（静岡管理事務所）
ア　管轄する道路の建設及び維持管理
イ　交通状況に関する関係機関との情報連絡
ウ　緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
エ　県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力

(5)　東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社

ア　鉄道防災施設の整備
イ　災害対策に必要な物資及び人員輸送の確保
ウ　災害応急輸送対策
エ　災害時における応急救護活動
オ　応急復旧用資材等の確保
カ　危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
キ　被災施設の調査及び早期復旧

(6)　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
ア　電気通信施設の防災対策及び復旧対策
イ　電気通信の特別取扱い
ウ　気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
エ　防災関係機関の重要通信の優先確保
オ　被害施設の早期復旧
カ　災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

(7) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、２次基地から充填所へのLPガスの配送

(8)　日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
ア　災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
イ　災害時の応急輸送対策

(9)　中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）
ア　電力供給施設の防災対策
イ　発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
ウ　災害時における電力供給の確保
エ　施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報
オ　被災施設の調査及び復旧

(10)　ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施

(11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
ア　市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
イ　被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

５　指定地方公共機関

(1)　土地改良区（大井川右岸、加茂）

ア　土地改良施設の防災計画
イ　農地たん水の防排除活動
ウ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

(2)　一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部）
ア　ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
イ　被災施設の調査及び項目
ウ　需要家へのガス栓の閉止等の広報
エ　必要に応じた代替燃料の供給の協力

(3)　一般社団法人静岡県バス協会（しずてつジャストライン株式会社（浜岡営業所））、一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、商業組合静岡県タクシー協会（竜東支部）
ア　災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
イ　災害時の応急輸送対策

(4)　静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報

(5)　一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
ア　医療救護施設等における医療救護活動の実施
イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

(6)　一般社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路、交差点等での交通整理支援

(7)　公益社団法人静岡県栄養士会
ア　要配慮者等（高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者）への食料品の供給に関する協力
イ　避難所における健康相談に関する協力

(8)　一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(9) 富士山静岡空港株式会社
ア　緊急事態を想定した訓練の実施
イ　緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
ウ　港利用者の避難場所等の確保及び調整
エ　空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
オ　大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1)　菊川市消防団
ア　災害予防、警戒及び災害応急活動
イ　災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動

ウ　予警報の伝達

エ　その他災害現場の応急作業

(2)　一般社団法人静岡県医師会（小笠医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠支部）

医療救護施設等における医療救護活動の実施

(3)　一般社団法人静岡県歯科医師会（小笠掛川歯科医師会）

ア　検視時の協力

イ　医療救護施設等における医療救護活動の実施

(4)　菊川市商工会

ア　市が行う商工業関係被害調査についての協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

(5)　遠州夢咲農業協同組合（本店）

ア　農産物の被害調査についての協力

イ　災害時における農産物の確保

ウ　農産物等の災害応急対策についての指導

(6)　菊川市建設事業協同組合、菊川市上下水道組合

災害時における応急対策及び復旧対策についての協力

(7)　菊川市自治会・菊川市自主防災会・日本赤十字社静岡県支部菊川市分区・菊川市赤十字奉仕団

ア　市の実施する被害調査、応急対策についての協力

イ　市内住民に対する情報の連絡、収受

ウ　避難誘導・避難所の運営についての協力

エ　り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資の配分に関する協力

７　防災上重要な施設の管理者

ア　所管に係る施設についての防火管理

イ　防災に関する保安措置、応急措置の実施

ウ　当該施設に係る災害復旧

８　自衛隊

(1)　陸上自衛隊東部方面隊第１師団第34普通科連隊

ア　災害時における人命又は財産保護のための救援活動等

イ　災害時における応急復旧活動

(2)　航空自衛隊第一航空団（浜松基地）

災害時における人命保護のための救援活動

第４節　市の自然・社会的条件

１　位置

東経　　１３８度　５分

北緯　　３４度４５分

面積　　９４．１９㎢

東西　　９．０　km
南北　　１７．０　km

２　地形の概要

市は、静岡県の中西部の中東遠に位置し、東は本県特産の茶産地として有名な大茶園地帯牧之原台地と接し、遠く霊峰富士を望み、西に小笠山、北に南アルプスの支脈粟ケ岳があり、ここに源を発する「菊川」が市のほぼ中央を流れている穀倉地帯である。

３　地質と災害の関係

市の北部域は、総体に新第三紀層軟岩であるが地すべり・がけ崩れ等は少ない。これは岩石が不浸水性であるうえ、低い丘陵地であり植生繁茂しているためと思考される。このうち瀬戸川層郡中の滝沢層は軟泥岩で同化して、水を含んで地すべりを起こしやすい。上倉沢の千枚田にこの地層の一部があらわれて、過去に地すべりがあった。市北部の大部分を占める堀之内層は 10°から 20°で西南西に傾斜し、砂岩・泥岩の互層で割合にしまりがあり、自然のままの地形では豪雨・地震の際には崩落はまれである。北西部を占める満水層は、軟質の泥岩であるが先述の理由で同断である。市北部域を南北に縦断する白岩凝灰岩層は硬質で比較的安全である。市東部の牧之原台地の牧之原レキ層は市内で 15mから 51mの厚さを有するが、これも自然の傾斜のままでは崩落はまれのようである。市内各地の段丘レキ層は厚さも普通数メートル以下で崩落の例は聞かない。地震・大雨の際の崩落はむしろ人工の切り取りの部分が注意を要するが、特に直角の切り取り、西堀之内層内における西向きの切り取りは地層面にそってすべり落ちやすい。例としては神尾の通称へっぴり坂という場所が相当する。

地震についていえば、安政元年（1854）11 月 4 日安政大地震の際に沢水加で大規模なが け崩れがあったと伝えられている。また、西方・島川地内のゆりれき谷・友田地内等でも、山崩れが伝えられる。昭和 19 年（1944）12 月 7 日の東南海大地震の際には、上記のような例は聞かれなかった。地震や台風の際に危険なのは、急角度に切り取ったがけである。沖積層地域では、地震の災害を受けやすい粘土層が 10m以上になると震度６強以上の地震では従来の日本家屋はおおむね全壊する。特に、菊川流域は県下２番目の軟弱地盤であり、インターチェンジ付近の軟弱層は 10m位であり、小川端南半より以南（小川端、西横地、下組、土橋、奈良野、高田、耳川の各地）の平坦部では過去の実例もあり、耐震構造の家屋にする必要がある。

市南部域は、北北東から南南西を最長対角線としたひし形に近い形状を呈しており、中西部は、菊川、牛渕川等の菊川水系が形成する水田地帯が広がり、北部、東部、南部は、牧之原台地とそれにつらなる丘陵地帯から成っている。市南部域は、地質の構造並びに地形の成りたちから概観的に、水田地帯とそれをとりまく丘陵地帯に大別される。水田地帯は、最低標高２mからなる低地帯であり、地下 10mから 30mに達する軟弱地盤の沖積層（泥質・砂礫層）により形成されている。このため排水不良による冠水を招きやすく、地震にも大変弱い地質といえる。

牧之原台地を中心とした丘陵地帯は、第三紀層の上に洪積層（礫・ローム層）が広がり地盤としては強固である。また、その斜面は、洪積層の侵食が作用し、一部においては沖積層が入り込み、その両者を兼ねている。この地域は、傾斜部の開発等による土壌侵食を起こしやすく、谷をうめて下流部に水害を招くおそれがある。

４　気候

極めて気候が温和で恵まれた気象条件にある。しかし一面気象の変化は激しく雨・風等による異常気象もまた現れやすいので、気象が温和であるという言葉ですませてしまうわけにはいかない。

５　社会的条件

デジタル技術の発達により、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第５節　予想される災害と地域

１　風水害

一級河川菊川水系菊川・牛渕川は、度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川で、その改修に合わせて河床維持対策として床止め工が多く設置されている。

昭和 57 年に観測史上最大となる洪水が発生し、流域の広い範囲で甚大な被害を被った。

中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。

２　地震

昭和 53 年６月に大規模地震対策特別措置法が制定され、その後昭和 54 年８月に地震強化地域に指定された。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、県では平成23年３月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第４次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル１の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル２の地震・津波」という。）（以下、本計画において、２つを併せて「レベル１・２の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

３　地すべり・がけ崩れ・山地災害等

地すべり防止区域（１－１）、急傾斜地崩落危険区域（１－２）、土砂災害警戒区域（１－３）、山腹崩壊危険地区（１－４）、崩壊土砂流出危険地区（１－５）があり、降雨時、地震時には被害が予想される。

４　火災

都市計画事業の推進により道路の整備及び水利の確保が進みつつあり、火災の拡大防止は図られつつあるが、菊川駅北周辺や県道掛川浜岡線沿線においては木造家屋密集地帯であるため、季節風の強い冬季においてひとたび火災が発生すれば大火災の可能性も含んでおり、十分な警戒が必要で

ある。

市内の火災発生状況は、別表（３－５）のとおり。

５　突風・雷・竜巻

日本海に低気圧が発生し、発達しながら東進する場合、時として顕著な寒冷前線による突風・雷・竜巻による被害が発生することもある。

６　交通災害

東名高速道路を中心として、市内の重要路線は、交通量の増加に伴い交通事故多発の傾向にある。

７　公害

排水、排煙など規制基準が厳しくなり、一般的には公害発生源はチェックされているが、天災、事故等万一の場合を想定して対策を指導することが必要である。

また、地下水の汲み上げが将来、塩水化、地盤沈下に通ずることを踏まえ対処していく必要がある。

８　原子力災害

「原子力災害」については、県内には浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

静岡県では、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている。(詳細は「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻)」参照)。

なお、発電所内での環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する県民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

９　複合災害・連続災害

１つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

静岡県の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永４年（1707 年）10 月 28 日に宝永地震(マグニチュード 8.6)が発生し、49 日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第２章　災害予防計画

総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

・市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

・市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市及び県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

・市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

・市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

・市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第１節　河川災害予防計画

１　河川改修

(1)　市における河川等の水害を防止するため、河川の状況を調査把握し、水防上の注意個所等を定める（１６－１）

(2)　一級河川については、未改修区間の改修を国及び県に要請する。

(3)　準用河川については、護岸堤防のかさ上げ工事など、県補助事業と単独事業により改修を進める。

２　浸水対策

(1)　用途地域

ア　浸水常習地は河川断面の改良、浚渫により河床の安定を図る。

イ　道路横断暗渠の改良と区画整理事業施行区域と区域外との連結、排水路の改良浚渫を進める。

ウ　河川占用による架橋改良の指導、仮設物禁止措置と撤去に努める。

(2)　その他地域

ア　農業用水路の断面改良に努める。

イ　井堰、水門の改良を行うとともに井堰管理についての方策を樹立し、浸水防止に備える。

ウ　浸水の著しい地区については、排水路の新設や合流点などの改良を図る。

エ　水路の定期清掃に努め、また、計画的な浚渫により浸水の防止を図る。

３　浸水想定区域の指定と通知

県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又ははん濫危険水位（特別警戒水位）を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表する。

知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

４　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

(1)　市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

(2)　市は市地域防災計画において、洪水浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

・要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつの迅速な避難の確保が必要なもの。

・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

(3)　上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

・浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画

を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

・市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

(4)　市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び雛経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5)　事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

５　連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第２節　道路、橋りょう災害防除計画

国・県道については、施設管理者による管理強化対策を働きかけ、事前通行規制の実施など災害の未然防止を図り、また、災害発生の場合は、早急に関係機関に連絡し、路線の確保のための措置を講ずる。市道については、地形、交通量の変化、崩壊等による危険個所を定期的に調査し、通行危険個所の解消を図るものとする。

道路管理者（市）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

市及び県は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第３節　土砂災害、治山災害防除計画

１　主旨

市防災会議は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律 57 号）の定めにより、土砂災害警戒区域を指定した場合には、警戒避難体制の整備等を図るものとする。また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

２　情報の収集、伝達及び提供と活用

急傾斜地の崩壊等の危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し、土砂災害の予測等に活用するため、「静岡県土木総合防災情報システム（通称サイポスⅢ）」、「土砂災害情報相互通信システム」及び「気象庁の地域気象観測システム」等の活用を図る。また、必要に応じて、土石流の発生を検知するワイヤーセンサー、地すべりの移動を把握する伸縮計、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（災害警戒判定メッシュ情報）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認、把握に努め、土砂災害警戒情報が発令された場合、直ちに避難指示等を発表することを基本とする具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

なお、市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

３　警戒又は避難を行うべき基準の設定

警戒又は避難を行うべき基準は、予め土砂災害警戒避難基準雨量を基に定めることとする。

なお、警戒避難基準には、「流木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合」等異常現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知させる。

また、緊急時に住民の避難を促すサイレン又は同報無線等の整備を図るものとする。

４　避難、救助

警戒の発令時及び災害発生時に、迅速かつ的確な避難、救助ができるよう、避難路・避難場所・避難方法の設定・整備及び避難マニュアル・救助マニュアル等を作成し、関係機関・住民等に周知する。

なお、詳細については、地域防災計画の一般対策編 第３章第７節 避難救出計画を参照する。

５　防災知識の普及及び「土砂災害に対する防災訓練」の実施

地域住民へ土砂災害ハザードマップ又は広報紙を配布する。

また、講演会、講習会、見学会等を開催し、土砂災害危険箇所周辺の関係住民に対し防災知識の普及に努める。地域住民は、台風・梅雨前線豪雨等を想定した避難・情報伝達訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

また、危険箇所・避難所・ハザードマップ等表示板を設置し、注意の喚起を促す。

市と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

６　緊急時の警戒避難を促進するため住民に周知させるべき事項

土砂災害の危険のおそれがある地域住民に対し、県と協力して、土砂災害への危険性が高まった

際の警戒・避難を促すための危険区域・発生原因・雨量情報等を住民に提供する。

また、設定された避難路・避難所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知させる。

7　総合的な土砂災害対策

(1)　土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生する恐れのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

(2)　土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）制限する。

県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

(3)　市地域防災計画

市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について資料編別表１－３により定めるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項。

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、要配慮者施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ　救助に関する事項

カ　ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

市防災会議は、市地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達に関する事項を定めるものとする。

(4)　要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

・土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所持地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急

傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

・市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(5)　住民への周知

市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

県は、電子地図の提供等により、市を支援するものとする。

(6)　避難指示等の解除

市長は、避難等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものである。

(7)　事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

８　総合的な山地災害対策

毎年度、６月１日～15 日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取り組みを進める。

市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

第４節　盛土災害防除計画

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安

全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第５節　農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めている。

１　ため池等整備事業

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

農業用ため池の箇所は（１－６）のとおりである。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池について廃止を進める。

市内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア　定期点検の頻度　　：１回/年

イ　定期点検を行う者　：ため池の管理者

第６節　通信施設等整備改良計画

１　主旨

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

２　無線、有線、通信施設の現況（概要）

(1)　県防災行政無線施設（６－１）

災害時における県災害対策本部・西部方面本部及び市本部との情報伝達を行う無線電話改選とし

て、県防災行政無線が設置されている。また、この無線電話の無線ファクシミリ装置も設置されており、気象情報及び災害関係情報の迅速かつ的確な情報伝達が図られている。

(2)　消防用無線（６－２）

消防の任務に関する通信事項が可能な陸上移動局を２基市役所内に配置してあり、消防本部消防署と市対策本部との通信が確保されている。

また、消防団各部に受令機（車載型）が設置され、消防団班長以上を対象に、ポケット型受令機が貸与され、連絡網は確保されている。

(3)　市行政無線（地域防災無線）（６－３）

災害発生時における迅速かつ的確な情報収集及び連絡の徹底が行なわれるよう整備を図った。

(4)　同時通報用無線（６－４）

災害の発生が多様化している現在、気象警報等の発令、その他の情報を迅速かつ的確に地域住民に周知・徹底させるため、市内各所に同時通報用無線子局を設置し、また、戸別受信機を各世帯へ配布し、災害時の孤立化・避難等に対し万全を図った。

(5)　防災相互通信用無線（６－５）

災害発生時における県の西部方面本部との連絡及び近隣市との情報収集、交換の伝達ルートの確保を図った。

(6)　原子力発電緊急時連絡回線施設

市・国・県・原子力事業者間相互の原子力防災に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、ＮＴＴ専用回線・ファクシミリ送受信設備及び無線施設等の通信連絡回線が整備されている。施設の現況、運用等は、地域防災計画（原子力対策編）に定める。

(7)　自主防災会貸与無線

自主防災会、地区防災連絡会に省電力型無線機を貸与し、地区内自主防災会の通信連絡網の確保と、市行政無線を利用する地区と災害対策本部との連絡体制の整備を図った。

(8)　通信施設の防災対策

警察無線が菊川警察署に設置されているため、防災行政無線が使用不可能となった場合これらの無線も可能である。

また、非常災害時には、一般加入電話のふくそう、途絶等が予想され、また、停電等による無線機の使用不能状態も考えられるので、予備機、非常電源等防災対策を講じておくものとする。

なお、災害時の通信施設を有効に活用するため、無線従事者（特殊無線技士）の育成、平常時の保守点検、通信訓練等を計画的に実施するものとする。

(9)　テレビ会議

フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。

(10) 衛星通信

市及び県は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

３　整備計画

同時通報用無線のデジタル化を平成 25 年度から着手し、平成 27 年度から運用を開始した。今後においても地域防災無線の整備を図り、災害時における広報・情報収集等の充実を図る。

４　被災者等への情報伝達手段の整備

(1)　市及び県は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系を含め、要配慮者にも配慮した多用な手段の整備に努めるものとする。

(2)　市及び県は、災害時に孤立が予測される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

５　障害のある方への情報伝達体制の整備

(1)　市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2)　市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第７節　資機材等の整備計画

１　主旨

市の保有する災害応急対策に必要な資機材等を整備する計画を明らかにし、有事に際しその機能を適切に発揮できるようにするため常時これらの点検整備を行うものとする。また、必要に応じて緊急調達できるよう入手経路を確立しておくものとする。

２　整備内容

消防団をはじめ応急対策活動に従事する者の装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また、市及び県は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(1)　水防資機材……杭木・土のう袋・縄・鉄線・蛸木・掛矢・シート・ショベル・ツルハシ・鋸・斧・ペンチ・照明具・救命綱等

(2)　救命用資機材……舟艇・担架・ヘルメット・毛布・投光機・発電機・拡声機・ロープ・ゴムボート・救命胴衣・無線機・医療セット等

(3)　給水用資機材……ろ水機・ポリタンク・ビニール水槽

(4)　排土作業用資材……ショベル・ツルハシ・鋸・その他

(5)　その他……天幕・折たたみ寝台・長ぐつ

(6)　ヘリポートの資機材……防災ヘリコプターの活用に資するため、選定したヘリポートについて、市及び県は確実に使用できるよう努めるものとする。

第８節　火災予防計画

１　主旨

各種災害の予防及び防除に対処するため、市においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の指導を行い被害の軽減を図る。

２　消防体制の整備

(1)　消防組織の確立

市は、市内の地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

(2)　消防救急の広域化の推進

災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化等、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

(3)　消防施設の整備

市は、市の地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

(4)　消防力の現況

市における消防力の現況は別表（３－１）のとおりである。

(5)　消防職員・消防団の教育

消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、市は、消防職員及び消防団を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

(6)　消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の施設・装備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

(7)　緊急消防援助隊の受援体制

市及び県は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

３　火災の予防対策

(1)　建物の不燃化の指導

市及び県は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

(2)　消防用設備等の整備

市及び県は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(3)　防火管理体制の整備

市及び県は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。

(4)　防火対象物の火災予防

市及び県は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

４　林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

(1)　山林の道路等の整備

林況、地況等の実態を把握し、道路、防火線、防火林等の整備に努める。

(2)　予防設備の整備

関係機関の協力を得て必要な予防設備の整備に努める。

(3) 市職員によるパトロール

市職員が定期的にパトロール等を実施し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図る。

(4) 防災知己の普及啓発

市及び県は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

５　火災気象通報の取扱い

「消防法」第 22 条第１項の規定により、静岡地方気象台から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

(1) 火災気象通報の基準

対象地域	実　施　基　準
全域	すべての細分地域において、いずれかの実施基準に該当するとき。
西部	①　実効湿度 50%以下､最小湿度 30%以下が予想されるとき ②　実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が７m/ｓ以上と予想されるとき。 ③　最大風速 12m/ｓ以上が、１時間以上続くと予想されるとき。ただし､降雨や降雪中は通報しないときがある。(通報に際しては､その地域を最も代表する条件を提示する。)
概ね市町単位 (二次細分区域)	①　乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 ②　毎朝（５時頃)、24 時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 ③　注意すべき事項は次の３つに区分する 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ④　定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

(2) 市長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。

(3) 火災警報の発表

市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第９節　危険物災害予防計画

１　主旨

市内における危険物製造所等の現状を把握して災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

２　施設の現況

危険物製造所等（火薬類、石油類、薬品類）の施設の現況は別表（５－１、５－２）のとおりである。

３　予防査察

(1)　監督機関及び関係機関は、それぞれの製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。

(2)　監督機関及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設については改修等の指導を強化する。

(3)　危険物規制行政については、監督機関及び関係機関の指導助言を受けて消防本部において実施する。

(4)　監督機関及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防態勢の確立を図る。

(5)　監督機関及び関係機関は、消防本部及び消防団等に化学消火機材の整備を推進する。

４　保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を、また、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第１０節　ガス災害予防計画

１　主旨

簡易ガス（「ガス事業法」に定める簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（「高圧ガス保安」に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及び災害の拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

２　ガス事業の現況

簡易ガス事業者（「ガス事業法」に定める簡易ガス事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、別表（５－３）のとおりである。

３　ガス保安体制の整備

(1)　防災計画の作成等

ガスによる災害を防止するため、簡易ガス事業者は「災害対策基本法」の規定に準ずる防災計画を作成し、市及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。

(2)　保安規程の写の提出

簡易ガス事業者は、「ガス事業法」第 30 条及び第 37 条の規定による保安規程の写を市、消防本部に提出するものとする。

(3)　ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア　県にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ　簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防本部に提出する。

４　ガス保安施設の整備

(1)　ガス遮断装置の設置

簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2)　ガス漏れ警報設備等の設置

簡易ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

５　ガス災害の予防対策

(1)　簡易ガス

ア　簡易ガス事業者は、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。

イ　簡易ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。

ウ　簡易ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ　他工事業者は、他工事をするに際し、ガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、簡易ガス事業者と連絡、協議をするとともに、簡易ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。

オ　簡易ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のための設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2)　高圧ガス

ア　高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ　県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ　防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ　県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓蒙のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるＰＲを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

オ　消防本部は、液化石油ガス設備工事の届出の受理及び高圧ガス消費者への立入検査を実施することにより、ガス事故発生時の防止を図る。

第１１節　道路鉄道等災害防止計画

１　主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

２　道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

(1)　安全設備等の整備

(2)　防災体制の確立（情報連絡を含む）

(3)　異常気象時の通行規制区間の指定

(4)　通行規制の実施及び解除

(5)　通行規制の実施状況に関する広報

３　鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

(1)　安全施設等の整備

ア　道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

イ　路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

(2)　防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

(3)　異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

(4)　運行規制の実施状況に関する広報

第１２節　防災知識の普及計画

一般編

１　防災知識の普及

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。また、災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市及び県は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。

家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

２　普及方法

市及び県は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

(1)　学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じ、防災教育の徹底を図る。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2)　職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(3)　ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及

住民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。

(4)　映画、スライド、講演会等による普及

防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、防災関係者並びに市民等に対し、映画、スライド、講演会を開催しその普及を図る。

(5)　県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及

市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

３　普及すべき内容

市及び県は、防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

(1)　防災気象に関する知識

(2)　防災の一般的知識

(3)　市地域防災計画の概要

(4)　自主防災組織の意義

(5)　災害危険箇所に関する知識

(6)　災害時の心得

ア　災害情報等の聴取方法

イ　停電時の心構え

ウ　早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

エ　食料、飲料水、携帯トイレ、懐中電灯、非常用電源等在宅で生活を継続するための準備

オ　避難所の適正な運営

カ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

キ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

ク　その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等

(7)　要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

４　職員の研修会の実施

災害応急対策の推進に当たり、中心となる市職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。

(1)　気象状況の知識

(2)　救急・救出の実務

(3)　非常無線の取扱方法

(4)　災害危険箇所に関する知識

(5)　その他防災に関すること

風水害編

１　主旨

原則として、一般対策編第 2 章災害予防計画第 12 節防災知識の普及計画一般編第 1 防災知識の普及に準ずる。加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

２　講ずべき施策

(1)　浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

(2)　土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

(3)　山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第１３節　防災のための調査研究

１　実施方針

市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

(1)　市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。

(2)　古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。

(3)　災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。

(4)　今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。

(5)　要防災の程度を区分する。

(6)　要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかくなおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。

(7)　要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

２　土地条件調査上における菊川市地域内の主要問題点

(1)　菊川流域

菊川の排水不良の問題(内水排除)

(2)　菊川低地

軟弱地盤における地震動の災害

(3)　牧之原台地

台地の縁辺の崩壊

(4)　丘陵地

農地開発と縁辺の崩壊

３　災害発生状況調査

(1)　地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震)、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(2)　風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

(3)　大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第１４節　住民の避難体制

１　主旨

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

２　避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

３　避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1)　避難地

ア　避難地標識等による住民への周知

イ　周辺の緑化の促進

ウ　複数の進入口の整備

(2)　避難路

ア　沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

イ　落下・倒壊物対策の推進

ウ　誘導標識、誘導灯の設置

エ　段差解消、誘導ブロックの設置

４　避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1)　避難所の指定

避難所は、自治会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア　市は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ　市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主と

して要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ　市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市及び県は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、より快適なトイレ等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

カ 市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

キ　市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める者とする。

ク　市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するように努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2)　２次的避難所の整備

ア　福祉避難所

・市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等、必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ　２次的避難所

・２次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として７日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

・市及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

・市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは２次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

５　避難地、避難所等の施設管理

(1)　市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、

ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ア　避難所の管理者不在時の開設体制

イ　避難所を管理するための責任者の派遣

ウ　災害対策本部との連絡体制

エ　自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

(2)　学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3)　不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市及び県は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

６ 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

(1)　市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

(2)　避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

(3)　住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(4)　市及び県は、河川氾濫、土砂災害、地震等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

(5)　県等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備え

て、平常時から、県及び市の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

第１５節　防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため､年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

１　総合防災訓練及び地域防災訓練の実施

災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれらに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき総合的、計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施するものとする。

また、総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1)　水　　防
(2)　消　　火
(3)　交通規制
(4)　道路啓開
(5)　救出・救護
(6)　避難・誘導
(7)　通信情報連絡
(8)　救助物資輸送
(9)　避難所運営
(10)　給水・炊出し
(11)　応急復旧
(12)　遺体措置

２　防災関係者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時にお

いて速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に則した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。

３　救助・救急関係機関の連携

市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

４　非常通信訓練

災害時において、市から県災害対策本部及び西部方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

５　防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第５条に掲げる標示を設置することとなっている。別図（７－１）

６　防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第１６節　自主防災組織の育成

１　主旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市（関係市町）をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策等を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

２　自主防災組織の概要

(1)　組織

ア　自主防災会

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市及び県は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の３割以上の配置など、女

性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

イ　地区防災連絡会

主に小学校区単位における自主防災会同士の連絡調整を図り、相互協力による防災活動の効率化と強化を図るための組織とする。

(2)　編成

ア　自主防災会

本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

イ　地区防災連絡会

自主防災会長及び防災指導員により編成し、会長を置く。

地区の実情に応じ、必要な班を置く。

(3)　活動内容

ア　自主防災会

(ｱ)　平常時の活動

地区防災計画の策定、防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険個所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

(ｲ)　災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、救護、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

※　参考資料「自主防災会規約（モデル)」（１４－４）

イ　地区防災連絡会

(ｱ)　平常時の活動

地区及び市全域に係る防災対策の検討、自主防災会相互の通信・連絡調整訓練の実施、地区防災計画の策定、防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険個所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。

(ｲ)　災害時の活動

自主防災会相互の連絡調整、地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、救護、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

３　推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

４　研修会の開催

市及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

５　市民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。

市民は、自分たちの安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

(1)　平常時からの実施事項

ア　防災気象に関する知識の吸収

イ　地震防災等に関する知識の吸収

ウ　地域の危険度の理解

エ　家庭における防災の話し合い

オ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認

カ　石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火、電気設備について感震ブレーカーの取り付け等火災予防措置の実施

キ　家屋の補強等

ク　家具その他落下倒壊危険物の対策

ケ　就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備

コ　飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、懐中電灯、非常用電源、医薬品等生活必需品の備蓄(食料・飲料水については最低７日分)

サ　通信機器の充電装置、バッテリーの準備

シ　自動車へのこまめな満タン給油

ス　居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え

セ　緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

ソ　動物の飼い主については、ペットフード等、飼育に要する物資備蓄（少なくても５日分）

(2)　南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項

平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

ア　正確な情報の把握

イ　火災予防措置

ウ　非常持出品の準備

エ　適切な避難及び避難生活

オ　自動車の運転の自粛

(3)　災害発生後の実施事項

ア　出火防止及び初期消火

イ　地域における相互扶助による被災者の救出活動

ウ　負傷者の応急手当及び軽傷者の救護

エ　自力による生活手段の確保

６　地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

自主防災組織は、市や県と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

(1)　防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を

活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

(2)　「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として、３以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3)　「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4)　「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5)　「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備の当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

ア　世帯台帳（基礎となる個票）

イ　避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）

ウ　人材台帳

エ　自主防災組織台帳

(6)　「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7)　避難所の運営体制の整備

市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

(8)　防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。また、避難行動要支援者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

ア　情報の収集及び伝達の訓練

イ　出火防止及び初期消火の訓練

ウ　避難訓練

エ　救出及び救護の訓練

オ　炊き出し訓練

(9)　地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

7　市、県の指導及び助成

(1)　自主防災組織づくりの推進

県は、県西部地域局を中心として市に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。

市は、県西部地域局と連携して、地域住民と防災対策について、共通の目的意識を持ち、その地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

(2)　防災委員制度

市は、自主防災組織等の長が選任した防災委員を通じ、自主防災意識及び市民の防災対策の啓発活動を強化することを図る。

(3)　地域防災指導員制度

市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。

県は、市と連携して、災害図上訓練（ＤＩＧ）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。

地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

市は情報提供等の必要な支援を行う。

ア　地区防災連絡会の単位における自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化

イ　個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導

ウ　県又は市の施策の広報や推進、普及協力

エ　県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達

オ　各地区における自主防災組織の長等の補佐、支援

(4)　自主防災に関する意識の高揚

市及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

(5)　組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。

(6)　各地区センター及びコミュニティ防災センターの活用

市は、各地区センター及びコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。

ア　平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。

イ　南海トラフ地震臨時情報時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、地区防災連絡会の警戒本部とする。

ウ　地震発生後は、各地区の地区防災連絡会の対策本部として活動等の拠点とする。

エ　一般風水害等では、地区の避難施設とする。

(7)　自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備を促進するため、「菊川市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱」に基づき、必要な助成を行う。

(8)　静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

市及び県は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

８　自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団ＯＢが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

市及び県は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第１７節　事業所等の自主的な防災活動

事業所等における防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下本節において「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

ア　従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に努めること。

イ　自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。

ウ　発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

エ　災害応急対策又は、災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市及び県が実施する防災に関する施策へ協力すること。

オ　豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

１　平常時からの防災活動の概要

(1)　防災訓練

(2)　従業員等の防災教育

(3)　情報の収集、伝達体制の確立

(4)　火災その他災害予防対策

(5)　避難対策の確立

(6)　救出及び応急救護等

(7)　飲料水、食料、災害用トイレ、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(8)　施設及び設備の耐震性の確保

(9)　予想被害からの復旧計画策定

(10)　各計画の点検・見直し

２　事業所等の防災力向上の促進

市及び県は事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスを行うものとする。

市及び県は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

市、県及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

３　事業継続計画（ＢＣＰ）の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第１８節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第１９節　ボランティア活動に関する計画

１　主旨

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

２　ボランティア活動の支援

市災害ボランティア本部で活動する、県が養成した災害ボランティアコーディネーターと連携した訓練や、質的向上のための研修等を実施する。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。

静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。

市は、災害ボランティアセンターの設置予定場所を市町地域防災計画に明記するよう努める。

３　ボランティア活動経費等の準備

市災害ボランティア本部で活動する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にコーディネーターを活用できる環境をつくる。

第２０節　要配慮者支援計画

１　主旨

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

２　市の要配慮者支援体制の整備

(1)　市の要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、福祉担当部局は防災担当部局等と連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、市のみではなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

また、県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに要配慮者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。

ア　行政機関

警察、消防、県西部健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ　地域組織

自治会等

ウ　福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等

(2)　県の要配慮者支援体制

県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資等を供給できるよう応援体制を確保する。

(3)　避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

・市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

・市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿

（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市地域防災計画に基づき、福祉担当部局は防災担当部局等と連携のもと、作成するものとする。

・市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

・市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、ＮＰＯ、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

避難行動要支援者の対象要件

ア　ひとり暮らしの高齢者（75 歳以上）又は、高齢者のみの世帯

イ　介護を必要とされている方（要介護認定３～５）

ウ　身体障害のある方（身体障害者手帳１級又は、２級）

エ　知的障害のある方（療育手帳程度区分Ａ）

オ　精神障害のある方（精神障害者保健福祉手帳１級又は、２級）

・市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

・市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

・市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

・県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(4)　防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(5)　人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(6)　協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(7)　地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(8)　避難支援等関係者等の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(9)　観光客の安全確保

市は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。

(10)　要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第２１節　救助・救急活動に関する計画

１　救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

２　保健医療福祉調整本部の整備

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）を速やかに設置できるよう体制を整備する。

３　保健医療福祉調整本部の総合調整

市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

４　救急医療活動等の支援体制の整備

(1)　県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、

災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(2)　県は、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）や日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等との連携等に努める。

第２２節　応急住宅・災害廃棄物処理

１　救助隊の整備

―◆１ 応急仮設住宅◆―(1)建設型応急住宅
―(2)賃貸型応急住宅
―◆２ 公営住宅◆

(1)　建設型応急住宅

市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(2)　賃貸型応急住宅・公営住宅

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

２　災害廃棄物処理

市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第２３節　重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

(1)　市

ア　緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油業協同組合菊川支部と締結した「災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定書」に基づき、重要施設（救護病院、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、市が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。

イ　市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。

ウ　市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(2)　重要施設の管理者

ア　市及び救護病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め、自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、救護病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

イ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

ウ　市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。

エ　市は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

オ　市は、救護病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水土砂災害警戒区域等（以下、「浸水想定区域」という。）に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

(3)　ライフライン事業者

ア　災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。

イ　ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

ウ　電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

エ　被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

オ　下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第２４節　被災者生活再建支援に関する計画

(1)　人材育成

県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(2)　実施体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

ア　住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練

イ　応援協定の締結

ウ　応援の受入れ体制の構築

(3)　システムの活用

市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第２５節　市の業務継続に関する計画

(1)　業務継続体制の確保

・市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

・市は、実効性のある業務継続計画を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(2)　業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

・市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

・電気・水・食料等の確保

・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

・重要な行政データのバックアップ

・非常時優先業務の整理

第２６節　複合災害対策及び連続災害対策

市、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえ

て災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第２７節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第２８節　倒木被害防除計画

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第２９節　避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

１　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1)　市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報等に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布などにより具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2)　市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3)　県は、市が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

２　住民への周知・意識啓発

(1)　市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2)　市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3)　市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第３０節　避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第３１節　災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※１及び「グリーンインフラ」※２の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※１の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※２の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

市は、毎年のように発生する豪雨や予想される大規模地震から市民の生命と財産を守るため、「菊川市防災対策強靭化事業基本計画（令和６年１月策定)」に基づき、豪雨による浸水被害が頻発する市南部地域の浸水対策、市内各所での災害に迅速に対応するための災害対策本部と被災地を結ぶアクセス幹線道路（掛川浜岡線小笠バイパス）の冠水対策、さらに、災害発生時に災害対策本部の機能が確実に発揮できるよう、災害対策本部棟の整備を進めることで防災対策の強靭化を図るものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　総則

１　主旨

この計画は、市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

(1)　災害対策基本法（以下、この章において「法」という。）第５条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置

(2)　法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置

(3)　法第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事等に対して、応援を要求する場合の措置

(4)　法第 68 条の２（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

２　菊川市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第 42 条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、菊川市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

３　市の行う措置

法第 50 条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置はおおむね次のとおりである。

(1)　警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
(2)　消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4)　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(6)　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7)　犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
(8)　緊急輸送の確保に関する事項
(9)　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

４　防災業務計画と菊川市地域防災計画との関係

菊川市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

５　この計画を理解し実施するための留意事項

(1)　関係法律との関係

法第 10 条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2)　相互協力

ア　法第４条（都道府県の責務）第５条（市町村の責務）第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）第７条（住民等の責務）及び第 54 条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

イ　この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たされることを期待しているものである。

ウ　市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

エ　ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会

議を開催するものとする。

(3)　市の配慮すべき事項

ア　要請について

市長は、市地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡するものとする。

要請連絡は、手段を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信電話等で県へ要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。

イ　関係者への連絡周知について

市は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所用の配慮をしておくものとする。

(4)　応援を受ける場合の指揮系統

この計画に基づき他の市等から派遣された応援に従事する者は、法第 67 条（他の市町村長に対する応援の要求)、法第 68 条（都道府県知事に等に対する応援の要求等）及び法第 72 条（都道府県知事の指示）の定めるところにより市長の指揮の下に行動するものとする。

(5)　協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア　機関名

イ　所属部課名

ウ　氏名

(6)　従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7)　標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

(8)　知事による応急措置の代行

法第 73 条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9)　経費負担

ア　災害応急対策に要する経費については、災害対策基本法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ　県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第２節　組織計画

１　主旨

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

２　災害対策組織

(1)　菊川市防災会議

ア　編成

別図（４－２）＜菊川市防災会議委員名簿＞の定めるところによるものとする。

イ　運営

菊川市防災会議条例（４－１）の定めるところによるものとする。

(2)　菊川市災害対策本部

ア　編成

別図（４－５）＜菊川市災害対策（地震災害警戒）本部編成図＞の定めるところによるものとする。

イ　設置基準

菊川市災害対策本部運営要領（４－４）の定めるところによる。

ウ　運営

菊川市災害対策本部条例（４－３）及び菊川市災害対策本部運営要領（４－４）の定めるところによる。

(3)　菊川市水防協議会

水防協議会の組織に関し必要な事項は＜第２５節　水防計画＞の定めるところによるものとする。

(4)　菊川市水防本部

水防本部の組織に関し必要な事項は＜第２５節　水防計画＞の定めるところによるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

(5)　標識

ア　本部活動を円滑に進めるため、別図（４－８）のとおり定めるものとする。

イ　本部職員の証票は、市職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第８３条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第３節　動員・応援計画

１　主旨

この計画は、市長が動員を命令し、又は要請する場合における対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置を実施するに必要な人員を確保することを目的とする。

2　動員の実施基準

(1)　動員の時期

市長が必要と認めるとき、又は＜第２節　組織計画＞に定めるところによる。

(2)　動員（要請）

ア　市職員

イ　消防団

ウ　警察官

エ　自衛官

オ　医師、歯科医師又は薬剤師

カ　保健師、助産師又は看護師

キ　土木技術者又は建築技術者

ク　大工、左官又はとび職

ケ　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

3　実施方法

(1)　市職員の動員

動員に関する非常連絡体制の確立を図り、災害に即応できる態勢を準備する各部課の連絡方法について定め、最善の対策を執るよう配慮するものとする。

(2)　消防（水防）団の動員

動員は原則として、消防団を統括する消防（水防）団長に対して行う。

(3)　警察官の応援動員要請

警察官の応援動員を必要とする場合は、菊川警察署長に対し出動を要請する。

(4)　自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請の要求に関する必要な事項は（第 28 節　自衛隊派遣要請の要求計画）の定めるところによる。

(5)　医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は（第 13 節　医療助産計画）の定めるところによる。

(6)　土木、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）

ア　動員要請等を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の所属する菊川市建設事業協同組合等に対して行うものとする。

イ　応援動員の範囲及び応援動員能力は別表（２－１）に掲げる業者に対し行うものとする。

ウ　応援動員の派遣中の指揮は原則として、市長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。

(7)　関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前各号の応援動員のみでは不足する場合には、法第 29 条第２項の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び指定公共機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請する。また知事に対し、県職員の応援を求める。

ア　指定地方行政機関の長及び指定公共機関の長に対して行う派遣要請

(ｱ)　派遣を要請する理由

㈠　派遣を要請する職員の職種別人員数
㈡　派遣を必要とする期間
㈢　派遣される職員の給与その他の勤務条件
㈣　その他職員の派遣について必要な事項

イ　法第 30 条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。
㈠　派遣のあっせんを求める理由
㈡　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
㈢　派遣を必要とする期間
㈣　派遣される職員の給与その他の勤務条件
㈤　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ　知事等に対する応援の要求等
次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
㈠　応援を必要とする理由
㈡　応援を必要とする人員、資機材等
㈢　応援を必要とする場所
㈣　応援を必要とする期間
㈤　その他応援に対し必要な事項

エ　他の市町村等に対する応援の要求

(8)　市及び県職員の応援

ア　市及び県は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

イ　市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

ウ　市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(9)　受入体制の確立

ア　県は、すべての動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。

イ　応援動員を受ける市は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

ウ　市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

エ　市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れにつ

いて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

オ　市は、あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

4　応援要請

(1)　知事等に対する応援要請等

市長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア　応援を必要とする理由

イ　応援を必要とする人員、資機材等

ウ　応援を必要とする場所

エ　応援を必要とする期間

オ　その他応援に関し必要な事項

(2)　他の市町長に対する応援要請

市長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。

「消防組織法」第 39 条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

第４節　通信情報計画

１　主旨

この計画は、市、県並びに防災関係機関との通信系統及び市の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。

なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面、「第 32 節　突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

２　基本方針

・防災関係機関相互の連携体制の構築

市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

３　気象予報、警報等伝達体制及び周知方法

(1)　市は、気象、地象、地動及び水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同時通報用無線、広報車等により住民に周知するものとする。

なお、可能な限り避難行動要支援者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

(2)　水防予警報の収集及び伝達

＜第 25 節　水防計画＞に定めるところによる。

(3)　災害の発生するおそれがある異常な現象（放置すれば決壊のおそれのある堤防の水もれ、地割れ、海鳴りのような災害が発生するであろうところの有力な徴候等）を発見した者は、その概況

を遅滞なく市または菊川警察署に通報するものとする。

4　被害状況等の報告

(1)　市長に対する報告

ア　関係課長は災害が発生した場合、または発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告するものとする。

イ　菊川警察署長は、災害情報を市長に通報する。

(2)　知事に対する報告

ア　被害速報（随時）

市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、別表（１５－１）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、別表（９－１）＜被害速報（随時）＞により、県西部方面本部長（西部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、市長は 119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県西部方面本部長（西部地域局長）に報告する。

ただし、県西部方面本部長（西部地域局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長（知事）及び県西部方面本部長（西部地域局長）にも報告する。

イ　定時報告

市長は、定められた時間に県西部方面本部長（西部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。市長は可能な限り最新の被害状況を別表（９－２）＜災害定時及び確定報告書＞により把握しておくものとする。

ウ　確定報告

市長は、被害状況確定後速やかに別表（９－２）＜災害定時及び確定報告書＞により県西部方面本部長（西部地域局長）を経由して、県本部長（知事）に文書をもって報告する。

エ　知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(3)　内閣総理大臣に対する報告

法第 53 条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、① 県が災害対策本部を設置した災害、② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。

ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。

市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。

なお、内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣

府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。

報告基準は次の基準に該当するものとする。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの

エ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

オ　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

カ　「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

(4)　市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

(5)　被害の調査＜り災台帳＞　＜り災証明書＞

被害状況の調査にあたっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳（９－７）を作成整備し、必要があるときは、遅滞なくり災証明書（９－３）を発行する。

５　情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集、又は通報のため県市及び関係機関とを結ぶ通信系統は、別図（４－９）のとおりである。

６　通信施設の利用方法

(1)　非常通信の利用

ア　要請の時期

一般加入電話が利用できないとき

イ　要請の方法

最寄りの無線局又は静岡地区非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。

(2)　同時通報用無線等の利用

災害が発生したとき、または発生のおそれのあるときは、同時通報用無線を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

(3)　非常用緊急通信電話の利用（市災害対策本部内）

本部総括班員は、本部運営が円滑及び災害応急対策を速やかに実施するために、災害時の情報の収集及び伝達のため緊急通話用電話を設置し利用するものとする。

第５節　災害広報計画

１　主旨

災害時における市と報道機関、防災関係機関及び市との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期する。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

２　広報の内容等

市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動の主なものは、次のとおりである。

(1)　気象、地象、水象に関する情報

(2)　地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起

(3)　電気、ガス、水道、電話、道路等の被害状況及び復旧見込み

(4)　医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

(5)　人心安定のため市民に対する呼びかけ

(6)　自主防災組織に対する活動実施要請

(7)　その他社会秩序保持のための必要事項

３　報道機関に対する協力

(1)　報道対応責任者

市（災害対策本部）が報道機関に対応する場合の総括責任者は、本部長若しくは本部長が指名した者とする。

(2)　情報発表方法

報道機関に対する正式情報発表は、記者会見をもって行う。

４　広報機関の活用

(1)　市（災害対策本部）が災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。特に避難情報については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

また、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

ア　印刷媒体

㈠　広報きくがわ

㈡　災害記録写真グラフ等

㈢　ポスターチラシ等

㈣　記者クラブ加盟の日刊紙に依頼する。

イ　視聴覚媒体

㈠　ラジオ放送

㈠　テレビ放送

㈡　同時通報用無線、市防災行政無線(戸別受信機を含む。)

㈢　インターネット（市の公式ホームページ、茶こちゃんメール、LINE アカウント、facebook、X（旧 Twitter)、Instagram、静岡朝日テレビデータ放送、「静岡県防災」等)

㈣　IP 通信網

(2)　広報車による広報

被災地に対して現地広報を行う場合には、市所有の車両を用いて実施する。

(3)　外部機関からの広報事項の受領

市（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。

市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

(4)　報道機関からの災害記録写真の収集

市（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合、報道機関の撮影したものについて提供を依頼する。

(5)　自主防災組織を通じての連絡

５　県に対する広報の要請

県に対して広報要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

６　被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

７　経費負担区分

(1)　広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

(2)　外部機関（報道機関を含む。）からの広報事項の受領をした場合の経費

外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

(3)　報道機関から収集する災害記録写真の経費

報道機関から収集する場合に要する経費は市が負担するものとする。

第６節　災害救助法の適用計画

１　主旨

この計画は、「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

２　災害救助法の適用基準（１５－２）

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第１条に定めるところによるが、市において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

(1)　市区域内において、住家が滅失した世帯の数が６０世帯数以上であるとき。

(2)　県の区域内において、2,500 世帯以上の住家が滅失した場合であって、市区域内において上記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。

(3)　県の区域内において、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

３　被害世帯の算定基準

(1)　被害世帯の算定（１５－２）

前記２の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

(2)　住家の滅失等の認定（１５－３）

ア　住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

㈠　住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの。

㈡　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。

イ　半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

㈠　損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの。

㈡　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。

ウ　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一部的に居住できない状態となったもの。

㈠　上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。

㈡　土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。

(3)　世帯及び住家の単位

ア　世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ　住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

４　災害救助法の適用手続

(1)　災害に際し、市における被害が、災害救助法の適用基準の何れかに該当し又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちに県西部地域局長を経由してその旨を知事に報告する。

(2)　市長は災害救助法施行細則第４条(昭和 38 年静岡県規則第 25 号)に掲げる救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関しては知事の指揮を受けなければならない。

災害救助法施行細則に掲げていない救助の実施については、知事との協議を要する。

５　災害救助法事務（１５－４）

(1)　災害救助法施行細則第４条、第５条(昭和 38 年静岡県規則第 25 号)に基づき次に掲げる救助を実施する。

ア　避難所の設置
イ　炊き出し、その他による食品の給与
ウ　飲料水の供給
エ　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
オ　医療及び助産
カ　災害にかかった者の救出
キ　災害にかかった住宅の応急修理
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　遺体の捜索
サ　遺体の処理
シ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2)　災害救助法費用限度額

費用限度額は別表（１５－５）による。

６　一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

７　災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない小災害の場合は、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第７節　避難救出計画

１　主旨

この計画は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難及び生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、市の実施事項を明確にすることを目的とする。

２　避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1)　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

県は、時機を失することなく避難等が発令されるよう、市に積極的に助言する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル１	早期注意情報（警報級の可能性）※１（ 気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル２	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル３	高齢者等避難（市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的

			に避難することが望ましい。
警戒レベル４	避難指示（市長 が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険）	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上層階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（避難）等により、「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル５	緊急安全確保（市長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※２ ・（大雨特別警報（土砂災害））※２ ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）	命の危険直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注１　市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注２　市長が発令する避難等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注３　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注４　※１土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注５ ※１「早期注意情報(警報級の可能性)」は、５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

注６ ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報［洪水］や警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町長は警戒レベル５の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保避難指示

(ｱ) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込とともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(ｲ) 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第 29 条)。

(ｳ) 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

(ｴ) 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難情報の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、L アラート（災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に

努めるものとする。

イ　学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ　避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

３　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

(1)　警察官、海上保安官又は自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は災害対策基本法第６３条第２項、第３項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

(2)　知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第７３条第１項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

４　被災者の救助

(1)　基本方針

・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

・県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

・市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

・県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。

・市は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。

・自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

・自衛隊の救出活動は「第 28 節自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする

(2)実施主体と実施内容

実施主体	内　　容
県	・知事は、市から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 ア　県職員を派遣し救出活動を支援する。 イ　他の市町長に対し応援を指示する。 ウ　自衛隊に対し支援を要請する。 エ　救出活動の総合調整を行う。

	オ　行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。
市	・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 ・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 ・市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア　応援を必要とする理由 イ　応援を必要とする人員、資機材等 ウ　応援を必要とする場所 エ　応援を必要とする期間 オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	・自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 ①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 ④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 ⑤救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

５ 避難地への避難誘導・運営

区　分	内　容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 ア　火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

	㈠ 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 ㈡ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 ㈢ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。 ㈣ 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。 イ　山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	・要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア　火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ　地震等に関する情報の伝達 ウ　避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ　必要な応急救護 オ　状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 ・市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

６　避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。戸の際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1)　避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2)　避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

①　避難受入れの対象者

ア　災害によって現に被害を受けた者

(ｱ)　住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(ｲ)　現に災害を受けた者であること

イ　災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ｱ)　避難指示が発せられた場合

(ｲ)　避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ　その他避難が必要と認められる場合

②　避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア　避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ　混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ　応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ　避難所で必要に応じて、パーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

オ　避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

カ　避難行動要支援者への配慮

キ　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

ク　簡易トイレ等のより快適なトイレ等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮

ケ　感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

コ　多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

サ　相談窓口の設置（女性指導員の配置）

シ　高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

ス　避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

セ　男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ソ　女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

タ　避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

チ　被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

ツ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

テ　各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家 NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

ト　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3)　避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、

避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

7　災害救助法に基づく実施事項

(1)　避難所の設置

ア　設置基準

原則として学校、公民館等既存建物を使用する。既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ　費用の限度

別表（１５－５）のとおり

ウ　実施期間

災害発生の日から７日以内

ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(2)　り災者の救出

ア　実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

イ　費用の限度

救出のため必要な機械器具等の借上代等実費

ウ　実施期間

災害発生の日から３日以内

ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

8　市長の要請事項

市長は自ら、避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に応援を要請する。

(1)　避難の場合

ア　避難希望地域

イ　避難を要する人員

ウ　避難期間

エ　輸送手段

オ　その他必要事項（災害発生原因）

(2)　救出の場合

ア　救出を要する人員

イ　周囲の状況（詳細に記入のこと）

ウ　その他必要事項（災害発生原因）

・市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

・市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

・市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

９　市長の県管理施設の利用

市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な個所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し施設を使用することができる。

10　避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1)　避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

（ア）　安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

（イ）　被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ　福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2)　被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものと

する。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア　在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ　避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

11　広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(1)　県内市町への避難

ア　市

県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。

また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

イ　受入市町

広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。

市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ　県

市から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。

(2)　県外への避難

ア　被災市町

他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮するまた、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

イ　県

被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第８節　愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。

1　同行避難動物への対応

(1)　県

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2)　市

ア　「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

イ　指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(3)　飼い主

ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染病予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも５日分、できれば７日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で

同行避難(※)に努めるものとする。

2　放浪動物への対応

(1)　県

市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2)　市

ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ　飼い猫の登録制度を制定する市にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。

カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(3)　飼い主

ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の絡先等を明らかにする。

イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※　同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第９節　食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため県、市等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

１　実施主体と実施内容

市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

実施主体	内　容
県	・知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難場合にも被災者に応急食料を確実かつ迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、

	調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者(資料編Ⅱ(12-2-1)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。 ・応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、＜第 19 節輸送計画＞に基づき措置する。 ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。 ・県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。 ・必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。 ・知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。
市	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 ・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア　調達又はあっせんを必要とする理由 イ　必要な食料の品目及び数量 ウ　引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ　連絡課及び連絡責任者 オ　荷役作業員の派遣の必要の有無 カ　経費負担区分 キ　その他参考となる事項 ・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
県民及び 自主防災組織	・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。 ・自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。 ・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。
農林水産省	県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。

2　災害救助法に基づく実施事項

(1)　食料給与の対象者

ア　避難所に避難した者

イ　住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等

エ　被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合せがない者

(2)　対象品目

ア　主食

米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ　副食（調味料を含む）

(3)　対象経費

ア　主食費

㈠　米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀

㈡　小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

㈢　小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等

イ　副食費（調味料を含む）

ウ　燃料費

エ　雑費

器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料

アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費

(4)　費用の限度（１５－５）のとおり

(5)　実施期間

災害発生の日から７日以内。

ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

３　応急食料調達給与の方法

(1)　応急食料給与の方法

ア　実施者

市において炊き出し等食料品の給与を実施する場合、市長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。

イ　食品給与の方法

責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。

㈠　配給品目は主食及び副食とする。

㈡　配給数量は１人１日３食

ウ　対象者その他

災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。

エ　炊出しの実施場所

炊出しは避難所内、又はその近くの適当な場所を選び自主防災組織等の協力により実施する。

(2)　応急食料調達方法

ア　調達方法

調達は原則として市において別表（１７－１）により措置するものとする。

イ　輸送措置

輸送については、原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは「第１９節　輸送計画」に基づき措置するものとする。

４　市長の要請事項

市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

ア　調達あっせんを必要とする理由
イ　必要食料品目
ウ　必要数量
エ　引渡しを受ける場所及び受取責任者
オ　連絡課及び連絡責任者
カ　荷役作業員の有無
キ　その他参考となる事項

５　県への要請ができない場合の措置

交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合、災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

６　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第１０節　衣料・生活必需品・その他物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、県、市等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

１ 実施主体と実施内容

市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

実施主体	内　容
県	・知事は、市町から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等(資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。

	・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、＜第 19 節輸送計画＞に基づき措置する。 ・災害応急対策が完了するまでの間､必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。 ・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。 ・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。 ・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。 ・知事は、市町から炊き出しに必要な LP ガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県 LP ガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 ・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。
市	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア　調達又はあっせんを必要とする理由 イ　必要な物資の品目及び数量 ウ　引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ　連絡課及び連絡責任者 オ　荷役作業員の派遣の必要の有無 カ　経費負担区分 キ　その他参考となる事項 ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市長は、炊き出しに必要とする LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア　必要な LP ガスの量 イ　必要な器具の種類及び個数
県民及び 自主防災組織	・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市町に供給を要請する。 ・自主防災組織は市町が行う物資の配分に協力する。 ・地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス、及び器具等を確保するものとする。
日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。
経済産業省	県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあっせんし又は調達する。

２　災害救助法に基づく実施事項

(1)　衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2)　対象品目

ア　被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ　日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ　炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ　熱材料

マッチ、ＬＰガス等

(3)　費用の限度

別表（１５－５）のとおり

(4)　給（貸）与の期間

災害発生の日から１０日以内。ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

３　衣料、生活必需品、その他物資調達給与の方法

(1)　衣料、生活必需品等の調達の方法

ア　調達方法

り災状態、物資の種類、数量等を勘案して、別表（１７－１）に掲げる業者等により対処するものとする。

イ　輸送措置

輸送は、原則として当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは「第１９節　輸送計画」に基づき措置するものとする。

(2)　衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法

ア　実施者

衣料、生活必需品等の給与を実施する場合、市長は災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。

イ　給与の方法

責任者は、衣料、生活必需品等の給与に際し、物資配分計画を作成し実施するものとする。

ウ　集積場所

調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等については、あらかじめ指定する物資集積場所へ集積する。

４　市長の要請事項

市長は、衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

ア　必要品目
イ　必要数量
ウ　引渡し場所及び受取責任者
エ　連絡課及び連絡責任者
オ　荷役作業員の有無
カ　経費負担区分
キ　その他参考となる事項

５　市長の要請を待たずに行う県の実施事項

県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災市へ輸送することを検討する。

県は、要請によらない場合も被災市へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

６　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第１１節　給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため県、市、県民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

実施主体	内　容
県	・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 ・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 ・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。
市	・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 ・市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 ア　給水を必要とする人員 イ　給水を必要とする期間及び給水量 ウ　給水する場所 エ　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ　給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ　その他必要事項 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

	・地震発生後約８日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。	
	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
	飲料水の供給	大人１人１日最小限おおむね３リットル
	飲料水の供給期限	災害発生の日から７日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
県民及び 自主防災組織	・地震発生後７日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後４日目から７日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。	

２　災害救助法に基づく実施基準

(1)　飲料水供給の対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2)　供給量及び供給期間

供給量は、１人１日最小限概ね３リットルとし、災害発生の日から７日以内とする。ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

(3)　費用の限度

別表（１５－５）に定めるとおりとする。

３　給水実施方法（１３－１）

(1)　給水方法

ア　給水は別表（１３－１内の表）の車両及び器機材により水道班が給水実施計画を作成し措置する。

イ　給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知するものとする。

ウ　広範な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速化を図るものとする。

(2)　給水施設の応急復旧

市の水道施設の概要は、別表（１３－１内の表）のとおりである。道路決壊、橋梁流失等被災による損壊箇所の緊急復旧作業は水道班により措置するが、これにより処置できない場合は、菊川市上下水道組合により措置するものとする。

(3)　自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

４　市長の要請事項

市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。

(1)　給水対象人員

(2)　給水期間及び給水量

(3)　給水場所

(4)　給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量

(5)　給水車両のみ借上げの場合その台数

(6)　その他必要事項

５　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない場合は、前記「災害救助法に基づく実施基準」に準じて対策を実施する。

第１２節　被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市又は県は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39 条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るため、市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、「第７節　避難救出計画」の「11 広域避難・広域一時滞在」による。

１ 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体		内　容
県	建築物	県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。
	宅地等	県は、市から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。
市	建築物	・市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建

		築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
県民	・県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 ・県民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

区　分	内　容
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1)　基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2)　県の実施事項

区　分			内　容
被害状況の把握			市の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。
体制の整備			応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急住宅の確保	応急仮設住宅	建設型応急住宅の建設	・被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 ・あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 ・知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市長が行うこととする。
		賃貸型応急住宅の借上げ	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。
	公営住宅等の一時入居		・応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 ・県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 ・国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。
応急住宅の入居者の認定及び管理			・知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 ・入居者の認定に当たっては、一人暮しの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティ

	の維持に配慮するよう努める。
住宅の応急修理	・知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん	・県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築資材については資料編Ⅱ(12-5)＜建築資材調達予定先一覧表＞に基づき調達をあっせんし、建築業者等については＜第３節応援・受援計画＞により措置する。 ・市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 ・資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。なお、当該物資発注先において輸送できないときは、＜第 19 節輸送計画＞に基づき措置する。
住居等に流入した土石等障害物の除去	知事は、市長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

(3)　市町の実施事項

区　分		内　容
被害状況の把握		「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急住宅の確保	建設型応急住宅の建設	・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃貸型応急住宅の借上げ	・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営		・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
応急住宅の入居者の認定		・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。
市営住宅等の一時入居		市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
応急住宅の管理		・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅の応急修理</td><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td>・住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</td></tr>
<tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td><td>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</td><td>・市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。
<table>
<tr><td>応急仮設住宅の場合</td><td>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失）
② 設置を必要とする住宅の戸数
③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
⑤ 連絡責任者
⑥ その他参考となる事項</td></tr>
<tr><td>住宅応急修理の場合</td><td>① 被害世帯数（半焼、半壊）
② 修理を必要とする住宅の戸数
③ 修理に必要な資機材の品目及び数量
④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
⑤ 連絡責任者
⑥ その他参考となる事項</td></tr>
</table>
・市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">住居等に流入した土石等障害物の除去</td><td>・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。
ア　除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
イ　除去に必要な人員
ウ　除去に必要な期間
エ　除去に必要な機械器具の品目別数量
オ　除去した障害物の集積場所の有無</td></tr>
</table>

４　災害救助法に基づく実施事項

(1)　応急仮設住宅設置（県の直接実施）

ア　入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

イ　規模及び費用

別表（１５－５）のとおり

ウ　整備開始期間

災害発生の日から２０日以内。ただし、事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

エ　その他

供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

(2)　住宅応急修理（市長に委任）

ア　修理対象者、規模及び経費、修理期間

区　分		内　容
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修理対象者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
	規模及び経費	別表（15-5）のとおり
	修理期間	災害発生の日から 10 日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	修理対象者	①又は②にあてはまるもの ① 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 ②公営住宅、会社の寮・飯場以外の住宅に居住している者
	規模及び経費	別表（15-5）のとおり
	修理期間	災害発生の日から３か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内

イ　その他

修理を知事から委任を受けて行うときは災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

５　実施方法

(1)　入居者・修理者の選考

ア　住宅の仮設及び修理対象者の選考は事業班が担当する。

イ　選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するもの

とする。

ウ　選考に当たっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

エ　選考基準

㈠　生活保護法の被保護者及び要保護者

㈡　特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者

㈢　特定の資産のない寡婦・母子世帯

㈣　特定の資産のない失業者

㈤　特定の資産のない勤労者、中小企業者

㈥　前各号に準ずる経済的弱者

(2)　仮設・修理方法

ア　実施者

住宅の仮設及び応急修理の施行は、事業班が担当する。工事の施行は原則として工事請負により行うものとする。

イ　住宅の規模・構造等

設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

ウ　仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、別表（１１－５）に掲げる場所を予定地とするが、飲料水・交通・教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との貸借契約（契約期間２か年）締結後工事に着手するものとする。

エ　建築資材、労務者等

㈠　建築資材の調達

建築資材の調達については、別表（２－１）により措置するものとする。

㈡　建設業者の動員

技術者、労働者等の動員については別表（２－１）により行う。

㈢　建設機械等の借上げ

建設土木機材の借上げは別表（２－１）により措置するものとする。

オ　建設資材の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが当該業者等において措置できないときは「第１９節　輸送計画」に基づき措置するものとする。

６　市長の要請事項

市長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事に調達あっせんを要請するものとする。

ア　被害世帯数（全焼、全壊、流失、半焼、半壊）

イ　住宅設置（修理）戸数

ウ　住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量

エ　住宅設置（修理）に必要とする建築業者及び人数

オ　連絡責任者

カ　その他参考となる事項

７　要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

更に、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

８　住宅の応急復旧活動

市及び県は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

９　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

１　特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

２　県、市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

10　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第１３節　医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、市及び県の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

１ 基本方針

ア　市は、当該市町域内の医療救護を行うため、三師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

イ　県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。

ウ　県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム）、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、災害支援ナース等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。

エ　県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。

オ　市及び県市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。

カ　医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。

キ　市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

ク　県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。

ケ　県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。

コ　特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

サ　市及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

シ　県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等（福祉避難所を含む）、救護所及び社会福施設等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

ス　県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣を行うものとする。

セ　市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

２ 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区　分		内　容
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ　軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ　中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ　死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ　医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告 カ　その他必要な事項
救護	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定す

病院		る。
	活動	ア　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ)。 イ　重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ　重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ　死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ　医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ　その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に１か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として１か所指定する。
	活動	ア　医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ　他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ　重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ　ＤＭＡＴ等医療チームの受入れ及び派遣 オ　地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

３ 実施主体と実施内容

実施主体	内　容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・知事は、市から救護班（DMAT、DPAT 等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関(資料編Ⅱ(14-2-3))に対して救護班の派遣を要請する。 ・知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会(資料編Ⅱ(14-3-1))から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター(資料編Ⅱ(14-2-2))へ供給を要請する。 ・知事は、市から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 ・知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣を要請する。 ・知事は、市から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 ・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院(資料編Ⅱ(14-2-1))への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。 ・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。
市	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。

	・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 ・市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア　必要な救護班数 イ　救護班の派遣場所 ウ　その他必要事項(災害発生の原因) ・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
県民及び自主防災組織	・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区　分	内　容
医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。
広域応援	・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第３ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 ・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 ・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

5　災害救助法の規定に基づく実施事項

(1)　医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2)　助産を受ける対象者

ア　災害のため助産の途を失った者

イ　現に助産を要する状態の者

ウ　災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者

エ　被災者であると否とを問わない

オ　本人の経済的能力の如何を問わない

(3)　医療助産の範囲

医　　療	助　　産

1　診察 2　薬剤又は治療材料の支給 3　処理、手術その他治療及び施術 4　病院又は診療所への受入れ 5　看護	1　分べんの介助 2　分べん前、分べん後の処置 3　脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(4)　実施期間

ア　医療　　災害発生の日から１４日以内

イ　助産　　分べんした日から７日以内

ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(5)　費用の限度

ア　医療

㈠　健康福祉班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医薬品具の修繕費等の実費

㈡　一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内

㈢　施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ　助産

㈠　健康福祉班による場合

使用した衛生材料等の実費

㈡　助産師による場合

当該地域における慣行料金の８割以内の額

６　実施方法

災害時の医療活動は、市災害対策本部の健康福祉班及び医療班(菊川市立総合病院)を主体とし、県西部健康福祉センター、一般社団法人静岡県医師会（小笠医師会)、公益社団法人静岡県薬剤師会(小笠支部)、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）及び一般社団法人静岡県歯科医師会（小笠掛川歯科医師会）等医療関係団体の指導、協力を得て実施するものとする。

(1)　医療関係団体

災害の発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携を図り医療活動の万全を期するものとする。

なお、市内医療機関等一覧は（２－２）のとおりである。

(2)　救護班

ア　救護班の編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合には、社団法人小笠医師会等の協力を得て救護班を編成し、医療救護活動を行う。

救護班は、おおむね医師１名、看護師２名、補助者（保健師等）２名をもって編成し携行薬品等は班において用意する。

イ　救護所の設置

救護班による医療活動を実施する場合は被災地住民の最も利用しやすい学校、保健センター等に救護所を開設し、医療救護を行うものとする。救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

救護所開設場所は別表（１２－１）のとおり。

(3)　患者の応急処置及び搬送

①　軽症者については、家庭又は自主防災組織において、医薬品等を用いて処置する。

② 搬送が必要な場合は、下記の体制による。

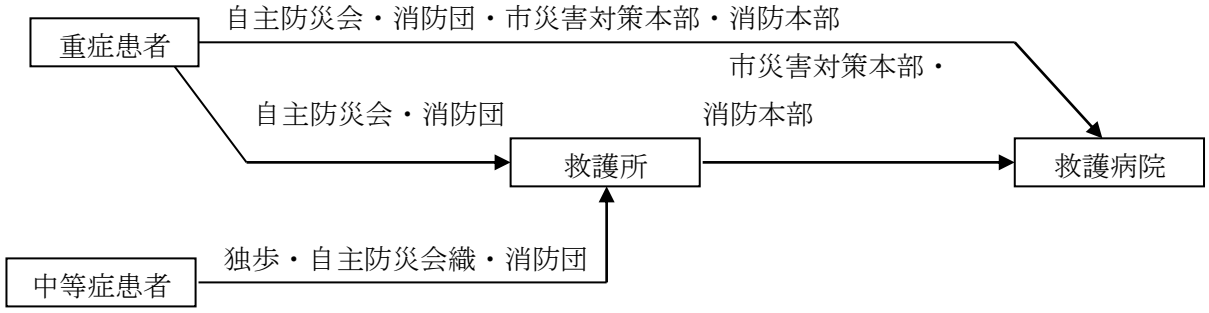

(4) 医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

なお、市内の医薬品等取扱業者は別表（２－３）のとおり。

７ 市長の要請事項

市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

(1) 必要な救護班数

(2) 救護班の派遣場所

(3) その他必要事項（災害発生の原因）

８ 医療救護活動の実施

県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システムにより迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）の応援派遣を行うものとする。

９ 健康への配慮

特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

市及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

10 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第４章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 県、市長の措置

ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

11　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第１４節　防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

１　市長の実施事項及び要請事項

(1)　実施事項

ア　病原体に汚染された場所の消毒

イ　ねずみ族・昆虫等の駆除

ウ　病原体に汚染された物件の消毒等

エ　生活用水の供給

オ　浸水地域の防疫活動の実施

カ　防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請

キ　臨時予防接種の実施

(2)　要請事項

ア　防疫薬剤の種類及び数量

イ　その他必要事項

２　実施方法

(1)　防疫清掃班の編成

防疫清掃班は、概ね運転手１人、作業員４人の計５人をもって１班とし、災害の状況によって数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

(2)　実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生の恐れがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

ア　下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ　集団避難所

ウ　浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3)　実施方法

ア　床下、庭 ―――――――― 消石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配布方を依頼するものとする。）

イ　汚染した溝、水たまり ―― クレゾール液散布

ウ　汚染した井戸 ―――――― 次亜鉛素酸ナトリウム投入

エ　毒劇物の取扱い ―――――― 回収及び流出飛散防止を図る

オ　その他 ―――――――― 適宜必要な措置

(4)　消毒機器及び薬品

消毒用機器及び薬品は別表（２－３）に掲げる業者等より調達する。

３　知事に対する要請事項

市長は、市において防疫活動を独自に実施することが困難な場合は、次の事項を明らかにして知

事に要請するものとする。

(1)　防疫機関

(2)　防疫を必要とする世帯数

(3)　重要な防疫班

(4)　派遣場所

(5)　その他必要事項

４　県民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

５　関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

６　その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第１５節　清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため県、市等の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

１　基本方針

この計画に定める、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理は、「静岡県災害廃棄物処理計画」、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」及び「菊川市災害廃棄物処理処理計画」を踏まえて円滑・迅速に処理する。

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

２ し尿処理

実施主体	内　容
県	・市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(資料編Ⅱ(15-2-2))のあっせん、必要な指導を行う。 ・市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。 ・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域

	関係市に連絡を行う。 ・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。
市	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア　処理対象物名及び数量 イ　処理対象戸数 ウ　当該市町所在の処理場の使用可否 エ　実施期間 オ　その他必要事項 ・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
県民及び自主防災組織	・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内　容
県	・市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場(資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市又は清掃業者)(資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(資料編Ⅱ(15-2-3))のあっせん、必要な指導を行う。 ・市の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市	・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・収集体制を住民に広報する。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア　処理対象物名及び数量 イ　処理対象戸数 ウ　当該市町所在の処理場の使用可否 エ　実施期間 オ　その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
県民及び自主防災組織	・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
県民	・ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体		内　容
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 ・市の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア　国、近隣都県、県内非被災市 イ　関係団体　(ｱ) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (ｲ) 静岡県環境整備事業協同組合 (ｳ) 日本環境保全協会静岡県連合会
	処理方法の市への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア　家屋の被害棟数等の被災状況 イ　ごみ処理施設等の被災状況 ウ　産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ　災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ　仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業		・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。
県民		・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方

	法にて搬出等を行う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

５　死亡獣畜の処理等清掃業務

死亡獣畜の処理については、県に対して死亡獣畜取扱場(市町村又は清掃業者)のあっせんを要請する。

６　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

１　特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第１項若しくは第６項又は第14条の４第１項若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

２　県、市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第１６節　遺体の捜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、県、市等の実施事項を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう措置することを目的とする。

１ 基本方針

(1)　市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。

(2)　遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。

(3)　県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。

(4)　当該地域内の遺体の捜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。

(5)　市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。

(6)　市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

(7)　県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

２　実施主体と実施内容

実施主体	内容

<table>
<tr><td rowspan="7">市</td><td colspan="2">遺体の捜索</td><td>市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">遺体収容施設</td><td>設置</td><td>市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</td></tr>
<tr><td>活動</td><td>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。
ア　警察の協力を得て遺体措置を行う。
イ　遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
ウ　被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
エ　関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
オ　遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">遺体の処置</td><td>市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">広域火葬</td><td>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">県への要請</td><td>市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあっせんを要請する。
ア　捜索、措置、火葬に必要な職員数
イ　捜索が必要な地域
ウ　火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否
エ　必要な輸送車両の台数
オ　遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量
カ　広域火葬の応援が必要な遺体数</td></tr>
<tr><td colspan="3">県</td><td>市長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。
・知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。
・知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。
・知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。
・知事は、火葬要員のあっせんを行う。
・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">県民及び自主防災組織</td><td>行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。</td></tr>
</table>

3　非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

・特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第５条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

４　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第１７節　障害物除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運び込まれ日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

１　災害救助法に基づく実施事項

(1)　障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者。

(2)　実施期間

災害発生の日から１０日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て延長できるものとする。

(3)　費用の限度

別表（１５－５）のとおり。

２　実施事項

(1)　市職員、消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員するものとする。

(2)　除去用車両の調達

「第１９節　輸送計画」の定めるところにより措置するものとする。

(3)　除去作業用機械器具の調達

別表（２－１）の建設業者から調達するものとする。

(4)　集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。集積場所は、別表（５－８）のとおり。

３　市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

ア　除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）

イ　除去に必要な人員

ウ　除去に必要な期間

エ　除去に必要な機械器具の品目別数量

オ　集積場所の有無

４　災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

５　災害の拡大と二次災害の防止活動

市は災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第１８節　社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障がないよう措置する。

１　実施事項

(1)　住民に対する呼びかけ

市長は、当該市の地域に流言飛語を始め、各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

(2)　生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。

ア　生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

イ　特定物質の報告徴取、立ち入り検査等

・状況により、特定物質を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

・特定物質を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

(3)　県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第１９節　輸送計画

災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送等を円滑に処理するための輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

この際、市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

県は、広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

１　県

緊急輸送対策の基本方針	(1)交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 (2)緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。 (3)県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。
緊急輸送の対象等	ア　災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ　医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ　食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ　り災者を受け入れるため必要な資機材 オ　公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ　その他知事が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1)　陸上輸送体制

陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区　分	内　容
輸送路の確保	・道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 ・道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第１次､第２次､第３次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸送手段の確保	・緊急輸送は、次の車両により行う。 ・知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合で必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。

	ア　県有車両 資料編Ⅱ（10－4－4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第２班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。 イ　自衛隊の車両 ＜第 28 節自衛隊派遣要請計画＞による ウ　鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は､それぞれの会社と行う。 エ　民間営業車両 民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ(10-4-5)により協力要請するほか、必要に応じ協定締結により要請するものとする。
広域物資拠点及び要員の確保	・方面本部ごとの広域物資拠点は、別に定める。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資拠点に県職員を派遣する。

(2)　航空輸送体制

ア　航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び＜第２８節自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。

イ　県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ（10－7－1）のとおりである。なお、大規模な災害か発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ（10－7－2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。

ウ　ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

区　分	内　容
輸送施設の確保	・災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。 ・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 ・方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。 ・必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。 ・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。 ・なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 ア　自衛隊等の航空機

	イ　県等のヘリコプター ウ　他の都道府県等のヘリコプター エ　赤十字飛行隊及び民間の航空機
緊急物資集積場所及び要員の確保	自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当るため、県職員を派遣する。

(3)　緊急輸送のための燃料確保対策

区分	内　容
自動車、船舶の燃料	・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。 ・給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。
航空機の燃料	県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(4)　燃料の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第１順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位	災害応急対策のために必要な輸送

２　市町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内　容
市	・市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市町が行うことを原則とする。 ・市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 ・市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

３　実施方法

(1)　市有車両の活用

全面的に市有車両（５－９）を使用する。

(2)　運送業者車両の借上げ

民間保有営業用車両の協力により輸送を必要とする場合には、随時借上げるものとする。市内で車両の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町に協力を要請するものとする。

(3)　航空機による輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し空輸についての災害派遣要請の要求を行うものとする。

なお、ヘリコプター離着陸可能場所は、別表（５－１１）のとおりである。

４　災害救助法の規定による輸送の範囲

(1)　輸送の範囲

ア　被災者の避難

イ　医療及び助産における輸送

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　救助用物資の輸送

カ　遺体の捜索

キ　遺体の処理（埋葬を除く。）

ただし、特に必要な場合には事前に知事に協議し、内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2)　実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事に協議し、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3)　費用の限度

当該地域における通常の実費

第２０節　交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、市長、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

１　陸上交通の確保

(1)　陸上交通確保の基本方針

・県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

・県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。

・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

・県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）等必要な措置を行う。

(2)　自動車運転者のとるべき措置

区　分	内　容
緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (ｱ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (ｲ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ　通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者

	が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

2　道路管理者の実施事項

(1)　応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

(2)　主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

(3)　災害時における通行の禁止又は制限

ア　道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

イ　道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な迂回路を道路標識により明示する。

(4)　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

(5)　道路の応急復旧

ア　応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。ただし、県は、政令市以外の市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

イ　市長の責務

㈠　他の道路管理者に対する通報

市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

㈡　緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

㈢　知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ　応急復旧、仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

(6)　ヘリポートの設定

道路が損壊し、他の交通の方法がなくなった場合は、ヘリコプターにより必要最小限度の輸送を確保するものとする。実施に際しては、県と緊密な連携をとるものとする。なお、ヘリポート設定場所は別表（５－１１）、設定基準及び設定方法は別表（５－１２）のとおりである。

(7)　経費の負担区分

ア　道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者が負担する。

イ　緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市区域内で他の管理者に属する道路を緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は市長がその経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

ウ　仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度市及び県が協議して、その負担区分を定めるものとする。

３　県知事又は県公安委員会の実施事項

(1)　災害時における交通の規制等

・県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第 39 条第１項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第１次、第２次、第３次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道１号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急交通車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

・県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(2) 警察官の措置命令等

ア　警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障

が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ　アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ　警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第２項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ　警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ　道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3)　除去障害物の処分

・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4)　通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した別図（７－２）に掲げる標示を設置しなければならない。

(5)　交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6)　緊急通行車両の確認

県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認（７－３）を行う。

確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」（７－４）及び「緊急通行車両確認証明書」別図（７－５）を交付する。

(7)　緊急通行車両の事前届け出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の「届出」（７－６）をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」別図（７－７）を交付する。「事前届出済証」の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(8)　交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

４　鉄道事業者の実施事項

(1)　応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

(2)　代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3)　急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

５　有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合あらかじめ当該道路管理者と協議する。

６　交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)を組織する。

県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注１)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注２)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第２１節　応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

１ 基本方針

(1)　県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュ

アル（災害安全)」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。

(2)　また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。

(3)　学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

(4)　中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

２　計画の作成地

区　分	内　容
災害応急対策	・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 ・計画に定める項目は、次のとおりとする。 ア　学校の防災組織と教職員の任務 イ　教職員動員計画 ウ　情報連絡活動 エ　生徒等の安全確保のための措置 オ　その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

<table>
<tr><td>応急教育</td><td>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。<table>
<tr><td>被害状況の把握</td><td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td></tr>
<tr><td>施設・設備の確保</td><td>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。
・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</td></tr>
<tr><td>教育再開の決定･連絡</td><td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。
・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td></tr>
<tr><td>教育環境の整備</td><td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td></tr>
<tr><td>給食業務の再開</td><td>・施設･設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td></tr>
<tr><td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td><td>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。
・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。</td></tr>
<tr><td>生徒等の心のケア</td><td>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、ＰＴＳＤ等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。
・各学校等は、被災者に対するＳＮＳ等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

3　災害救助法に基づく市の実施事項

(1)　学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む）

(2)　学用品の品目

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

(3)　実施期間

災害発生の日から　教科書（教材を含む）１か月以内　　文房具及び通学用品　１５日以内
ただし、知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

(4)　費用の限度

別表（１５－５）のとおり

４　実施方法

(1)　学用品給与の方法

ア　給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。

イ　小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は原則として災害発生の日とする。

ウ　教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ　通学用品、文房具は被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ　給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

カ　教材は、市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

(2)　学用品の調達

別表（２－４）により措置するものとする。

(3)　応急教育等の実施事項

ア　分散授業又は２部授業の実施

イ　市有施設、近接小・中学校の一時借用

ウ　県立高校等の一時借用

エ　教職員の確保

オ　文教施設の応急復旧対策計画

カ　学校給食

参考　学校・幼稚園の一覧（２－５）

５　文化財の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は各文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を講ずるものとし、市は管理若しくは復旧のための多額の費用を要する場合は、でき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努める。

参考　指定文化財一覧（５－１０）

６　社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあっては、災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。

参考　社会教育施設一覧（２－６）

７　市長の要請事項

市長は、応急教育の実施が不可能又は困難な場合、次の事項について、知事に調達あっせんを要請するものとする。

ア　応急教育施設あっせん確保

イ　集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導

ウ　応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

エ　教職員の派遣充当

オ　学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第２２節　社会福祉計画

市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

１　基本方針

(1)　市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

(2)　県西部健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。

(3)　各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。

(4)　市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、県西部健康福祉センターはこれに協力する。

(5)　生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

２　実施事項

(1)　り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者への応急措置

参考　保育所施設一覧（２－５）

ア　り災社会福祉施設の応急復旧

イ　り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん

ウ　臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん

(2)　り災者の生活相談

ア　実施機関　　市（被害の大きい場合は県と共催）

イ　相談種目　　生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談

ウ　協力機関　　県、静岡県社会福祉協議会(県・市)、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡)、菊川市社会福祉協議会、菊川市民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

(3)　り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

ア　実施機関　　社会福祉協議会（県、市）

イ　協力機関　　県、市、民生委員・児童委員

ウ　貸付対象　　り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む）

エ　貸付額　　「生活福祉資金貸付制度要綱」による

(4)　り災母子世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け

ア　実施機関　　県

イ　協力機関　　市、民生委員・児童委員、母子協力員

ウ　貸付対象　　り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む）

エ　貸付額　　「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第７条に規定する額

(5)　り災身体障害児者に対する補装具の交付等

ア　実施機関

㈠　児童　　県、市

㈡　１８歳以上　　市

イ　協力機関

㈠　児童　　民生・児童委員、身体障害者相談員

㈡　１８歳以上　　民生・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所

ウ　対象　　り災身体障害児者

エ　交付等の内容

㈠　災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付

㈡　災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付

㈢　り災身体障害児者の更生相談

(6)　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

ア　実施機関　　市

イ　支給及び貸付対象

㈠　災害弔慰金　　自然災害により死亡した者（行方不明を含む）の遺族

㈡　災害障害見舞金　　自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者

㈢　災害援護資金　　り災世帯主

ウ　支給及び貸付額

菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところによる。（１５－６）

(7)　被災者（自立）再建支援制度

ア　実施機関　　(財)都道府県会館（県単制度は県）

イ　支給対象　　住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯

ウ　支給額　　「被災者生活再建支援法」第３条に定める額

(8)　義援金の募集及び配分

ア　実施機関　　県、市

イ　協力機関　　静岡県教育委員会、菊川市教育委員会、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会、静岡県社会福祉協議会、菊川市社会福祉協議会、報道機関、その他関係機関

ウ　募集方法　　災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。

エ　配分方法　　関係機関で配分委員会を設け協議決定する。

(9)　義援品の受け入れ

ア　実施機関　　県、市

イ　協力機関　　報道機関、その他関係機関

ウ　受入方法　　被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入の調整に努める。

第２３節　県警察災害警備計画

１　基本計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努めるものとする。

２　基本的任務

(1)　災害関係情報の収集及び伝達
(2)　被害実態の早期把握
(3)　災害危険箇所の警戒
(4)　負傷者等の救出救助
(5)　緊急交通路の確保等交通上の措置
(6)　避難誘導及び二次災害の防止措置
(7)　検視及び行方不明者の捜索
(8)　被災地域における社会秩序の維持
(9)　県民の安全確保と不安解消のための広報
(10)　関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
(11)　その他必要な警察業務

３　災害警備本部等の設置

(1)　県本部

ア　災害警備準備室

(ｱ) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが県内に発表されたとき。
(ｲ) 県内において震度４又は５弱の地震が発生した場合。
(ｳ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。
(ｴ) 県内に津波注意報が発表された場合。（津波浸水域管轄署）
(ｵ) 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ　災害警戒警備本部

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合。

ウ 災害警備本部

(ｱ) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。
(ｲ) 県内に震度５強以上の地震が発生した場合。
(ｳ) 県内に大津波警報が発表された場合。
(ｴ) 上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。
(ｵ) 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。

(2)　菊川警察署

ア　署災害警備準備室

(ｱ) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが管内に発表されたとき。
(ｲ) 管内において震度４又は５弱の地震が発生した場合。
(ｳ) 県内に津波注意報が発表された場合（津波浸水域管轄署）
(ｴ) 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ　署災害警戒警備本部

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合。

ウ　署災害警備本部

(ｱ) 暴風、大雨及び洪水警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。

(ｲ) 県内に震度６弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度５強以上の地震が発生した場合。

(ｳ) 県内に津波警報が発表された場合（津波浸水域管轄署）

(ｴ) 県内に大津波警報が発表された場合（全署）

(ｵ) 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき。

(ｶ) 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき。

第２４節　消防計画

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

１　消防活動

(1)　市消防活動体制

市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市消防本部の消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

(2)　広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア　当市において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ　発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ　当市を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

(3)　大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(4)　危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、

被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5)　ガス災害対策

市は、高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

2　基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

(1)　県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

(2)　地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

(3)　消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

(4)　消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体		内　容
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア　延焼火災の状況 イ　自主防災組織の活動状況 ウ　消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア　延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ　多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ　危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ　救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ　自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究	火災予防措置	火気の消火及びLP ガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

室、実験室を含む。）	火災が発生した場合の措置	・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア　周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ　警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ　立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織		・各家庭等におけるガス栓の閉止、LP ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
県民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LP ガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

3　菊川市消防計画書の大綱

(1)　総則に関すること。
(2)　組織計画に関すること。
(3)　消防力等の整備計画に関すること。
(4)　調査計画に関すること。
(5)　教育訓練計画に関すること。
(6)　火災予防計画に関すること。
(7)　警報発令伝達計画に関すること。
(8)　情報計画に関すること。
(9)　火災警防計画に関すること。
(10)　風水害等警防計画に関する。
(11)　避難計画に関すること。
(12)　救助、救急計画に関すること。
(13)　応援救急協力計画に関すること。
(14)　地震災害応急計画に関すること。
(15)　地下埋設物に対する警防計画に関すること。
(16)　ＬＰガス漏洩対策に関する。

第２５節　水防計画

「水防法」（昭和２４年法律第１９３号）及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川の洪水等による災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防上必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等に関する計画とし、水防法第２５条に基づき県の水防本部と密接な連携のもと、市の水防計画（１６－１）に基づき実施するものとする。

１　水防組織

別表（１６－１内）のとおり。

２　非常配備

別表（１６－１内の表）のとおり。

３　菊川市水防計画書の大綱

(1)　水防本部の設置及び組織に関すること。(非常配備)

(2)　水防活動に関すること。

(3)　消防団に関すること。(水防信号も含む)

(4)　重要水防区域及び危険箇所に関すること。

(5)　水こう門及び操作に関すること。

(6)　設備資機材等の整備確保に関すること。

(7)　通信連絡に関すること。(避難のための立退も含む)

(8)　水防作業に関すること。

４　道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第２６節　応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定めるものとする。

１　実施基準

(1)　県への要求

他の計画の定めるところにより、知事に対し協力要求対象団体のうちから適宜、指定して要請の要求を行うものとする。

(2)　協力要求対象団体

ア　市連合自治会

イ　自主防災組織

ウ　青年団及び男女共同参画団体

エ　大学及び高校の学生・生徒

オ　赤十字奉仕団

２　実施方法

(1)　市連合自治会に対する応援協力要請

ア　要請は、市連合自治会長に対して行うものとする。

イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

(2)　自主防災組織に対する応援協力要請

ア　要請は、各自主防災組織の長に対して行うものとする。

イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

(3)　青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請

ア　要請は青年団にあっては市の青年団長、男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。

イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

(4)　大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請

ア　要請は、市内に在住する大学生及び県立小笠高等学校、常葉学園菊川高等学校、菊川南陵高等学校の学校長に対して行うものとする。

イ　応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

(5)　赤十字奉仕団に対する応援協力要請

要請は、市赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第２７節　ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福) 静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受け入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

１　実施事項

(1)　市災害ボランティアセンターの設置及び運用

ア　市は、災害ボランティアの必要性に応じて、菊川市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う「菊川市災害ボランティアセンター」を設置する。

イ　市災害ボランティアセンターは、菊川市社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。

ウ　市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

(2)　ボランティア活動拠点の設置

市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動

内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

(3)　ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4)　ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

(5)　行政・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第２８節　自衛隊派遣要請の要求計画

災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

１　災害派遣要請の要求の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の３要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

(1)　災害派遣要請の要件

ア　緊急性　差し迫った必要性があること

イ　公共性　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ　非代替性　自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2)　災害派遣要請の内容

ア　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ　避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ　安否不明者等の捜索救助

エ　水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ　消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

カ　道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ　給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

コ　入浴支援

サ　物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

シ　危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

ス　防災要員等の輸送

セ　連絡幹部の派遣

ソ　その他

その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

3　市長等の災害派遣要請の要求手続き

(1)　知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続き

原則として市長が行うものとする。

(2)　災害派遣要請の要求手続き

災害派遣要請の要求をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第３４普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。

ア　提出先（連絡先）　静岡県危機対策課

イ　提出部数　１部

ウ　記載事項

㈠　災害の状況及び派遣を必要とする事由

㈡　派遣を希望する期間

㈢　派遣を希望する区域及び活動内容

㈣　その他参考となるべき事項

4　災害派遣部隊の受入れ体制

(1)　他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2)　作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(3)　作業実施に必要な物資、機材等

市は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより知事に要請する。

(4)　自衛隊との連絡交渉の窓口一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

(5)　派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。

受け入れ施設は、別表（５－１３）のとおり。

本 部 事 務 室　派遣人員の約１割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
宿　　舎　屋内宿泊施設（菊川運動公園）とし、隊員の宿泊は１人１畳の基準
材料置場炊事場　屋外の適当な広場
駐　車　場　適当な広場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

５　災害派遣部隊の撤収要請

市は、知事に対し陸上自衛隊第 34 普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第１航空団司令(浜松基地)の災害派遣部隊の撤収を要請することを依頼する。

６　経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のため、必要な資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

７　その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、市長に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第２９節　電力施設災害応急対策計画

災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

１　電力会社

中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）

２　応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める＜中部電力パワーグリッド㈱防災業務計画＞により実施する。

３　県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第３０節　ガス施設災害応急対策計画

ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

１　非常体制組織の確立

(1)　緊急出動に関する相互協力

消防、警察、簡易ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協力する。

(2)　ガス事業者の緊急体制の整備

ア　ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ　非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

２　応急対策

(1)　保護保安対策

ア　ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ　ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ　ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ　簡易ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断措置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ　ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

カ　簡易ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

キ　ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2)　危険防止対策

ア　災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、中毒、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

イ　災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ　ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3)　応急復旧対策

ア　ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ　応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

ウ　簡易ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。

エ　簡易ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

３　市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

４　事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、市消防本部及び菊川警察署に行う。

第３１節　下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第３２節　突発的災害に係る応急対策計画

航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

１　市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう、「災害時等の配備体制基準（突発的災害）」により、初期の情報収集にあたる。

事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救助・救助等の応急対策を実施する。

(1)　突発的災害応急体制

ア　設置基準

⑺　多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発などの事故）

⑴　その他市長が指示したとき。

イ　組織

本部員、総括班員、その他本部長が必要と認めた数の職員、消防団及び西部方面本部等で構成する。

ウ　任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資集積所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ　消防本部の県、国への報告

市消防本部は多数の死傷者等を伴い､通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、別表（９－８）により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

㈠　発生日時、場所

㈡　被害の状況

㈢　応急対策の状況

㈣　自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性（派遣を要する場合には、必要人員、必要な援助活動などを明らかにすること）

オ　医療救護活動の実施

市は、多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど市医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当っては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

（県危機管理部）

	ＮＴＴ　有線	静岡県防災行政無線 （時間外の場合のみ宿直室）
電　話	054-221-2072	地上系　5－100－6030 衛星系　8－100－6030
ＦＡＸ	054-221-3252	地上系　5－100－6250 衛星系　8－100－6250

（県西部地域局）

	ＮＴＴ　有線	静岡県防災行政無線
電　話	0538－37－2204	地上系　5－107－6010 衛星系　8－107－6010
ＦＡＸ	0538－37－3678	地上系　5－107－6081 衛星系　8－107－6081

（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT 有線
平　日 (9:30～18：15)	電話	8－048－500－90-49013	8-90-49013	03－5253－7527
	ＦＡＸ	8－048－500－90-49033	8-90-49033	03－5253－7537
上記以外	電話	8－048－500－90-49102	8-90-49102	03－5253－7777
	ＦＡＸ	8－048－500－90-49036	8-90-49036	03－5253－7553

(2)　災害対策本部の設置

設置基準

ア　災害時等の配備態勢基準（突発的災害）による情報収集の結果、市が本部長を中心とした本格的な救助態勢を組む必要があると判断されるとき。

イ　災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長（本部長）が決定する。

(3)　市災害対策本部の実施する応急対策

ア　情報の収集、伝達等

㈠　市災害対策本部は、必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に収集する。

㈡　収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行う。

イ　人的被害の把握

㈠　本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約・調整を行うものとする。

㈡　本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

㈢　本部は、当該情報が得られた際には、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。

㈣　本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編Ⅰ13～15）に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。

ウ　関係機関への要請

㈠　自衛隊

ⅰ）　自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、知事へ陸上自衛隊第34普通科連隊の派遣要請を要請する。

ⅱ）　人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊にも要請する。要請の方法、手続きは「第３章第28節自衛隊派遣要請の要求計画」による。

㈡　緊急医療活動

ⅰ）　静岡県ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）

静岡県ＤＭＡＴが出動し対応する必要がある場合には、県（健康福祉部医療局地域医療課）へ応援の要請を要求する。

ⅱ）　日本赤十字社静岡支部への要請

緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県へ応援の要請を要求する。

ⅲ）　小笠医師会等への要請

現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、協力を要請する

ⅳ）　県医師会等への要請

必要に応じて、県へ社団法人県医師会、公益社団法人件病院協会等への協力要請を要求する。

ⅴ）　静岡ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）

静岡ＤＰＡＴが出動し対応する必要がある場合には、県（健康福祉部障害者支援局障害福祉課）を通じて要請する。

ⅵ）　静岡ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）

静岡ＤＷＡＴが出動し対応する必要がある場合には、県（健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課）を通じて要請する。

㈦　緊急消防援助隊・広域航空消防応援要請

市は、災害状況に応じ消防の広域応援の必要があると認めるときには、「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき、知事に対し応援出動等の措置の要請を要求する。

エ　各機関の調整・２次災害防止のための措置

・本部は、本部会議等により、各関係機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

・災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

・事故の様態により、２次災害の発生のおそれがある場合には速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、２地災害防止のために必要な措置をとる。

(4)　災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第４章　災害復旧対策

第１節　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第３章災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

⑴ 河川公共土木施設災害復旧事業計画

⑵ 砂防設備災害復旧事業計画

⑶ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

⑷ 道路公共土木施設災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　工業用水道災害復旧計画

６　専用水道災害復旧計画

７　公共用地災害復旧事業計画

８　住宅災害復旧事業計画

９　社会福祉施設災害復旧事業計画
10　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
11　学校教育施設災害復旧事業計画
12　社会教育施設災害復旧事業計画
13　被災中小企業復興計画
14　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

市

(1)　市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

(2)　市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第３節　被災者の生活再建支援

１　災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

市

(1)　支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2)　支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

２　被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の支援を行う。

県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市町を支援する。

市

(1)　被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施す

る取組）などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

【県への報告】

ア　死亡者数

イ　負傷者数

ウ　全壊・半壊住宅数　等

【被災者台帳】

ア　氏名、生年月日、性別

イ　住所又は居所

ウ　住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

エ　援護の実施の状況

オ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等

(2)　り災証明の発行

ア　り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

イ　り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。

(3)　災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4)　被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5)　義援金の募集

ア　市への義援金を受け付けるために、市役所に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ　県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

(6)　租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

3　要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

市

(1)　被災状況の把握

・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

・情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア　要配慮者の被災状況及び生活実態

イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2)　一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市町有施設への一時入所を実施する。

(3)　福祉サービスの拡充

ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ　被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(4)　健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第４節　風評被害の影響の軽減

１　正しい情報の提供

市及び県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

２　必要な検査等の実施

市及び県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

３　被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（県本部長）及び市長（市本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大に努める。

４　関係機関との連携

市及び県は、国、その他の市町、関係機関・団体等と連携し、市（県）内物産の販売促進や観光客等の誘致など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平常時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

地 震 対 策 編

― 地震対策編 目 次 ―

第１編 総 論 ..... **－ 1 －**

第１章 計画の主旨 ..... - 1 -

１１－１ 計画の目的 ..... － 1 －

１１－２ 計画の性格 ..... － 1 －

１１－３ 計画の構成 ..... － 1 －

第２章 予想される災害 ..... - 2 -

１２－１ 第４次地震被害想定 ..... － 2 －

１２－２ 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル１の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果 ..... － 3 －

１２－３ 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果 ..... － 5 －

第３章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ..... - 11 -

１３－１ 市 ..... － 11 －

１３－２ 県 ..... － 11 －

１３－３ 静岡県警察（菊川警察署） ..... － 12 －

１３－４ 防災関係機関 ..... － 12 －

第２編 平常時対策 ..... **－ 17 －**

第１章 防災思想の普及 ..... - 17 -

２１－１ 市 ..... － 18 －

２１－２ 防災関係機関 ..... － 21 －

第２章 自主防災活動 ..... - 21 -

第３章 地震防災訓練の実施 ..... - 21 -

２３－１ 市 ..... － 21 －

２３－２ 防災関係機関 ..... － 22 －

第４章 地震災害予防対策の推進 ..... - 23 -

２４－１ 緊急消防援助隊の受援体制 ..... － 24 －

２４－２ 消防用施設の整備 ..... － 24 －

２４－３ 火災の予防対策 ..... － 24 －

２４－４ 建築物等の耐震対策 ..... － 25 －

２４－５ 被災建築物等に対する安全対策 ..... － 27 －

２４－６ 地盤災害の予防対策 ..... － 27 －

２４－７ 落下倒壊危険物対策 ..... － 27 －

２４－８ 危険予想地域における災害の予防 ..... － 28 －

２４－９ 被災者の救出活動対策 ..... － 29 －

２４－１０ 要配慮者の支援 ..... － 29 －

２４－１１ 生活の確保 ..... － 29 －

２４－１２ 緊急輸送活動体制の整備 ..... － 31 －

２４－１３ 災害廃棄物の処理体制の整備 ..... － 32 －

２４－１４　公共土木施設等の応急復旧 - 32 -
２４－１５　情報システムの整備 - 32 -
２４－１６　緊急輸送用車両等の整備 - 32 -
２４－１７　文化財等の耐震対策 - 32 -
第３編　地震防災施設緊急整備計画 - 32 -
第１章　地震防災施設整備方針 - 32 -
３１－１　防災業務施設の整備 - 33 -
３１－２　地域の防災構造化 - 33 -
３１－３　緊急輸送路の整備 - 33 -
３１－４　防災上重要な建物の整備 - 34 -
３１－５　災害防止事業 - 34 -
３１－６　災害応急対策用施設等の整備 - 34 -
第２章　地震対策緊急整備事業計画 - 35 -
３２－１　市施設の整備 - 35 -
３２－２　水道施設の整備 - 35 -
第３章　地震防災緊急事業五箇年計画 - 35 -
第４編　南海トラフ地震臨時情報への対応 - 36 -
第１章　防災関係機関の活動 - 41 -
第２章　情報活動 - 48 -
第３章　広報活動 - 49 -
第４章　自主防災活動 - 51 -
第５章　緊急輸送活動 - 52 -
第６章　自衛隊の支援 - 54 -
第７章　避難活動 - 54 -
第８章　社会秩序を維持する活動 - 57 -
第９章　交通の確保活動 - 58 -
第１０章　地域への救援活動 - 60 -
第１１章　市有施設設備の防災措置 - 62 -
第１２章　防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置 - 64 -
第１３章　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 - 68 -
第１４章　市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策 - 73 -
第５編　災害応急対策 - 74 -
第１章　防災関係機関の活動 - 74 -
５１－１　市 - 74 -
５１－２　静岡県警察（菊川警察署） - 75 -
５１－３　防災関係機関 - 76 -
第２章　情報活動 - 76 -
５２－１　基本方針 - 76 -
５２－２　情報の内容等 - 76 -
５２－３　情報の収集 - 77 -

５２－４　情報伝達の手段 - 77 -
５２－５　報告及び要請事項の処理 - 78 -
第３章　広報活動 - 78 -
５３－１　市 - 78 -
５３－２　防災関係機関 - 79 -
５３－３　市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 - 79 -
第４章　緊急輸送活動 - 79 -
第５章　広域応援要請 - 80 -
第６章　災害の拡大及び二次災害防止活動 - 80 -
５６－１　消防活動 - 80 -
５６－２　水防活動 - 80 -
５６－３　人命の救出活動 - 80 -
５６－４　被災建築物等に対する安全対策 - 80 -
５６－５　災害危険区域の指定 - 80 -
第７章　避難活動 - 80 -
第８章　社会秩序を維持する活動 - 80 -
５８－１　市 - 80 -
５８－２　静岡県警察（菊川警察署） - 81 -
第９章　交通の確保対策 - 81 -
第１０章　地域への救援活動 - 81 -
５１０－１　食料及び生活必需品の緊急物資の確保 - 81 -
５１０－２　給水活動 - 81 -
５１０－３　燃料の確保 - 81 -
５１０－４　医療救護活動 - 81 -
５１０－５　し尿処理 - 81 -
５１０－６　廃棄物（生活系）処理 - 81 -
５１０－７　災害廃棄物 - 82 -
５１０－８　防疫活動 - 82 -
５１０－９　遺体の捜索及び措置 - 82 -
５１０－１０　応急住宅の確保 - 82 -
５１０－１１　ボランティア活動への支援 - 82 -
第１１章　学校における災害応急対策及び応急教育 - 82 -
第１２章　被災者の生活再建等への支援 - 82 -
第１３章　市有施設及び設備等の対策 - 82 -
第１４章　防災関係機関の講ずる災害応急対策 - 82 -
５１４－１　水道（市水道課） - 82 -
５１４－２　電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社掛川営業所、島田電力センター） - 82 -
５１４－３　ガス - 82 -
５１４－４　通信 - 83 -

５１４－５　放送（日本放送協会静岡放送局、民間放送会社）　－ 83 －
５１４－６　市中金融　－ 83 －
５１４－７　鉄道（東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社）　－ 83 －
５１４－８　道路（国、県、市）　－ 83 －
第１５章　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策　- 84 -
第６編　復旧・復興対策　－ 85 －
第１章　防災関係機関の活動　- 85 -
６１－１　市　－ 85 －
６１－２　静岡県警察（菊川警察署）　－ 86 －
６１－３　防災関係機関　－ 86 －
第２章　激甚災害の指定　- 89 -
６２－１　市　－ 89 －
第３章　震災復興計画の策定　- 89 -
６３－１　市　－ 90 －
第４章　復興財源の確保　- 90 -
６４－１　予算の編成　－ 90 －
６４－２　復興財源の確保　－ 90 －
第５章　震災復興基金の設立　- 91 -
６５－１　震災復興基金の設立　－ 91 －
第６章　復旧事業の推進　- 91 -
６６－１　復旧計画の策定　－ 91 －
６６－２　基盤施設の復旧　－ 92 －
第７章　都市・農山村の復興　- 92 -
６７－１　都市・農山村復興計画の策定　－ 92 －
６７－２　都市の復興　－ 92 －
６７－３　農山村の復興（主に都市計画区域外）　－ 93 －
第８章　被災者の生活再建支援　- 93 -
６８－１　恒久住宅対策　－ 94 －
６８－２　災害弔慰金等の支給　－ 94 －
６８－３　被災者の経済的再建支援　－ 94 －
６８－４　雇用対策　－ 95 －
６８－５　要配慮者の支援　－ 95 －
６８－６　生活再建支援策等の広報・ＰＲ　－ 96 －
６８－７　相談窓口の設置　－ 96 －
第９章　地域経済復興支援　- 97 -
６９－１　産業復興計画の策定　－ 97 －
６９－２　中小企業を対象とした支援　－ 97 －
６９－３　農林業者を対象とした支援　－ 97 －
６９－４　地域全体に影響を及ぼす支援　－ 97 －

地震対策編

第１編　総　論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

また、この計画の基礎となる県第４次地震被害想定の概要を示す。

第１章　計画の主旨

「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「菊川市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第６条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第５条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

１１－１　計画の目的

平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、菊川市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

１１－２　計画の性格

１　菊川市の地域に係る地震対策について定めるものである。

２　市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本指針となるものである。

３　第３編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和５５年法律第６３号）、「地震防災対策特別措置法」（平成７年法律第 111 号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。

４　「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。

５　状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

１１－３　計画の構成

この計画は計画編と別紙から構成する。

計画編の構成は、次の６編による。

１　第１編　総論

この計画の目的は、性格、構成、県第４次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

２　第２編　平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

３　第３編　地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

４　第４編　南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策

５　第５編　災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

６　第６編　復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。

別紙　地震防災応急対策

東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策

第２章　予想される災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1798年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾を震源とする地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震による地震災害が発生している。

現在、菊川市に著しい被害を発生させる恐れがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード８クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード８クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード７クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード９クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

１２－１　第４次地震被害想定

地震によって市内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ合理的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル１の地震・津波	レベル２の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 ５地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012)）
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） （相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府 2013)）

※ 相模トラフ沿いでは約 200～400 年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄 16 年（1703 年）元禄関東地震は大正 12 年（1923 年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル 2 の地震・津波と位置付ける。

注）内閣府（2012）: 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府 2013 : 首都直下のＭ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考える。

１２－２　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル１の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

１　概　説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算にあたっては、地質、地盤等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

なお、強震断層モデルは、レベル１の地震とレベル２の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル２の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）:「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

２　建築物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,100			約3,100
	半壊	約3,200			約3,200
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約60			約60
人工造成地	全壊	約100			約100
	半壊	約400			約400
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・崖崩れ	全壊	約30			約30
	半壊	約60			約60
火災	焼失	約20		約100	約10
建物棟数		19,347			
建物被害総数	全壊及び焼失	約3,200	約3,300	約3,300	約3,200
	半壊	約3,700	約3,700	約3,600	約3,700
建物被害率	全壊及び焼失	約16.5%	約17.1%	約17.1%	約16.5%
	半壊	約19.1%	約19.1%	約18.6%	約19.1%

ブロック塀等転倒数	約400件
屋外落下物が発生する建物数	約600棟

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

３　人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		死者数	約60 (約10)	約30 (約10)	約50 (約10)	約20 ―	約10 ―	約10 ―
		重傷者数	約300 (約30)	約600 (約30)	約400 (約20)	約90 (約10)	約200 (約10)	約100 ―
		軽傷者数	約900 (約100)	約800 (約100)	約700 (約90)	約200 (約30)	約200 (約20)	約200 (約20)
津波	早期避難率高	死者数	0	0	0	0	0	0

	＋呼びかけ	重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	0
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
山・崖崩れ		死者数	―	―	―	―	―	―
		重傷者数	―	―	―	―	―	―
		軽傷者数	―	―	―	―	―	―
火災		死者数	―	―	―	―	―	―
		重傷者数	―	―	―	―	―	―
		軽傷者数	―	―	―	―	―	―
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	―	―	―	―	―	―
		重傷者数	―	―	―	―	―	―
		軽傷者数	―	―	―	―	―	―
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約60	約30	約50	約20	約10	約10
		重傷者数	約300	約600	約400	約90	約200	約100
		軽傷者数	約900	約800	約700	約200	約200	約200
	早期避難率低	死者数	約60	約30	約50	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者数	約300	約600	約400	(不明)	(不明)	(不明)
		軽傷者数	約900	約900	約700	(不明)	(不明)	(不明)
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約300	約200	約300	約90	約70	約80
		津波	―	―	―	―	―	―

「ー」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,200 人（早期避難率高＋呼びかけ）～約9,200 人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

１２－３　駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

（１）　概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）:「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

（２） 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,100			約3,100
	半壊	約3,200			約3,200
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約60			約60
人工造成地	全壊	約100			約100
	半壊	約400			約400
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・崖崩れ	全壊	約30			約30
	半壊	約60			約60
火災	焼失	約20	約20	約100	約10
建物棟数		19,347			
建物被害総数	全壊及び焼失	約3,200	約3,300	約3,300	約3,200
	半壊	約3,700	約3,700	約3,600	約3,700
建物被害率	全壊及び焼失	約16.5%	約17.1%	約17.1%	約16.5%
	半壊	約19.1%	約19.1%	約18.6%	約19.1%

ブロック塀等転倒数	約400件
屋外落下物が発生する建物数	約600棟

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約3,100			約3,100
	半壊	約3,100			約3,100
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約60			約60
人工造成地	全壊	約200			約200
	半壊	約500			約500
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・崖崩れ	全壊	約30			約30
	半壊	約60			約60
火災	焼失	約20	約30	約100	約10

建物棟数		19,347			
建物被害総数	全壊及び焼失	約3,300	約3,300	約3,300	約3,200
	半壊	約3,700	約3,700	約3,700	約3,700
建物被害率	全壊及び焼失	約17.1%	約17.1%	約17.1%	約17.1%
	半壊	約19.1%	約19.1%	約19.1%	約19.1%

ブロック塀等転倒数	約400件
屋外落下物が発生する建物数	約600棟

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約8,100			約8,100
	半壊	約2,600			約2,600
液状化	全壊	約10			約10
	半壊	約40			約40
人工造成地	全壊	約500			約500
	半壊	約1,600			約1,600
津波	全壊	0			0
	半壊	0			0
山・崖崩れ	全壊	約30			約30
	半壊	約70			約70
火災	焼失	約80	約100	約200	約30

建物棟数		19,347			
建物被害総数	全壊及び焼失	約8,800	約8,800	約8,900	約8,700
	半壊	約4,300	約4,300	約4,300	約4,300
建物被害率	全壊及び焼失	約45.5%	約45.5%	約45.5%	約45.0%
	半壊	約22.2%	約22.2%	約22.2%	約22.2%

ブロック塀等転倒数	約800件
屋外落下物が発生する建物数	約3,500棟

「－」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

（３）人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】　　（単位：人）

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊		死者数	約60 (約10)	約30 (約10)	約50 (約10)	約20 (約0)	約10 ―	約10 ―
（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		重傷者数	約300 (約30)	約600 (約30)	約400 (約20)	約90 (約10)	約200 (約10)	約100 ―
		軽傷者数	約900 (約100)	約800 (約100)	約700 (約90)	約200 (約30)	約200 (約20)	約200 (約20)
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	0
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	0
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
山・崖崩れ		死者数	―	―	―	―	―	―
		重傷者数	―	―	―	―	―	―
		軽傷者数	―	―	―	―	―	―
火災		死者数	―	―	―	―	―	―
		重傷者数	―	―	―	―	―	―
		軽傷者数	―	―	―	―	―	―
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	―	―	―	―	―	―
		重傷者数	―	―	―	―	―	―
		軽傷者数	―	―	―	―	―	―
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約70	約30	約50	約20	(不明)	(不明)
		重傷者数	約300	約600	約400	約90	(不明)	約100
		軽傷者数	約900	約900	約700	約200	(不明)	約200
	早期避難率低	死者数	約70	約30	約50	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者数	約300	約600	約400	(不明)	(不明)	約100
		軽傷者数	約900	約900	約700	(不明)	(不明)	約200
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約300	約200	約300	約90	約70	約80
		津波	―	―	―	―	―	―

「ー」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高＋呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

（単位：人）

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		死者数	約50 (約10)	約20 (約10)	約40 (約10)	約10 —	約10 —	約10 —
		重傷者数	約300 (約30)	約600 (約30)	約300 (約20)	約90 (約10)	約200 (約10)	約100 —
		軽傷者数	約900 (約100)	約800 (約100)	約700 (約100)	約200 (約30)	約200 (約20)	約200 (約20)
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	0
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	0
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火災		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約50	約20	約40	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者数	約300	約600	約300	(不明)	(不明)	(不明)
		軽傷者数	約900	約800	約700	(不明)	(不明)	(不明)
	早期避難率低	死者数	約50	約20	約40	(不明)	(不明)	(不明)
		重傷者数	約300	約600	約300	(不明)	(不明)	(不明)
		軽傷者数	約900	約800	約700	(不明)	(不明)	(不明)
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約300	約200	約200	約80	約60	約70
		津波	—	—	—	—	—	—

「ー」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000 人（早期避難率高＋呼びかけ）～約29,000 人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

（単位：人）

項目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		死者数	約300（約30）	約200（約20）	約300（約20）	約100（約10）	約50 —	約70 —
		重傷者数	約900（約90）	約1,600（約70）	約900（約60）	約200（約20）	約500（約20）	約300（約10）
		軽傷者数	約1,300（約300）	約1,700（約300）	約1,200（約300）	約400（約70）	約500（約60）	約300（約60）
津波	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	0	0	0	0	0	0
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期避難率低	死者数	0	0	0	0	0	0
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	0	0	0	0	0	0
山・崖崩れ		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火災		死者数	約10	約10	約20	—	—	—
		重傷者数	—	—	約10	—	—	—
		軽傷者数	—	約10	約10	—	—	—
ブロック塀の転倒、屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	—	—	—	—	—
		軽傷者数	—	—	約10	—	—	—
死傷者数合計	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約400	約200	約300	（不明）	（不明）	（不明）
		重傷者数	約900	約1,600	約900	（不明）	（不明）	（不明）
		軽傷者数	約1,300	約1,700	約1,200	（不明）	（不明）	（不明）
	早期避難率低	死者数	約400	約200	約300	（不明）	（不明）	（不明）
		重傷者数	約900	約1,600	約900	（不明）	（不明）	（不明）
		軽傷者数	約1,300	約1,700	約1,200	（不明）	（不明）	（不明）
自力脱出困難者数・要救助者数		地震動	約1,900	約1,800	約1,800	約600	約500	約500
		津波	—	—	—	—	—	—

「ー」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高＋呼びかけ）～約30,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

第３章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

菊川市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

菊川市及び菊川市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれ実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

１３－１　市

(1)　地震対策計画の作成
(2)　地震防災に関する組織の整備
(3)　自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
(4)　防災思想の普及
(5)　防災訓練の実施
(6)　地震防災のための施設等の緊急整備
(7)　地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理（対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る）
(8)　南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
(9)　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
(10) 避難指示に関する事項
(11) 消防、水防、その他の応急措置
(12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
(13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
(14) 緊急輸送の確保
(15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
(16) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

１３－２　県

(1)　地震対策計画の作成
(2)　地震防災に関する組織の整備
(3)　自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
(4)　防災思想の普及
(5)　防災訓練の実施
(6)　地震防災のための施設等の緊急整備
(7)　震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
(8)　地震防災応急計画及び対策計画の作成指導、届出の受理
(9)　南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達並びに広報

(10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
(11) 避難指示に関する事項
(12) 水防その他の応急措置
(13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
(14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検(15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
(16) 緊急輸送の確保
(17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
(18) 他県、他市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
(19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

１３－３　静岡県警察（菊川警察署）

(1)　地震予知情報等の受理及び伝達
(2)　地震予知情報等の広報
(3)　危険区域への立入規制及び警備
(4)　犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
(5)　避難状況等に関する情報の収集

１３－４　防災関係機関

１　指定地方行政機関

(1)　総務省東海総合通信局
ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
イ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
ウ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
エ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への通信衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
オ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
カ　非常通信協議会の運営に関すること

(2)　財務省東海財務局（静岡財務事務所）
ア　災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
イ　災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

(3)　厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
ア　事業場に対する地震防災対策の周知指導
イ　事業場被災状況の把握

(4)　農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
ア　食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
イ　災害時の食料の緊急引渡措置

(5)　国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

ア　災害予防

㈠ 所管施設の耐震性の確保

㈡ 応急復旧用資機材の備蓄の推進等

㈢ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

㈣ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ　初動対応

情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ　応急・復旧

㈠ 防災関係機関との連携による応急対策の実施

㈡ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保

㈢ 所管施設の緊急点検の実施

㈣ 県又は市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

(6)　国土地理院中部地方測量部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(7)　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア　県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通知を行うこと

イ　気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

ウ　地震観測施設の整備並びに観測機器の保守

エ　地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力

オ　異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

(8)　環境省　関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(9)　環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(10)　防衛省　南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

２　指定公共機関

(1)　日本郵便株式会社（菊川郵便局・小笠郵便局）

ア　郵便事業の運営に関すること

イ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること

ウ　施設等の被災防止に関すること

エ　利用者の避難誘導に関すること

(2)　日本赤十字社静岡県支部

ア　医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

イ　血液製剤の確保及び供給のための措置

ウ　被災者に対する救援物資の配布

エ　義援金の募集

オ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

カ　その他必要な事項

(3)　日本放送協会（静岡放送局）

ア　地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上

イ　臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること

ウ　地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと

エ　放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること

(4)　中日本高速道路株式会社（静岡管理事務所）

ア　交通対策に関すること

イ　地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること

(5)　東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社

ア　南海トラフ地震臨時情報、地震予知情報、地震情報等の伝達

イ　列車の運転規制措置

ウ　旅客の避難、救護

エ　南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

オ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

カ　施設等の整備

(6)　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

ア　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報

ウ　復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

(7)　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー
ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社

LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、２次基地から充填所へのLPガスの配送

(8)　日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式

会社

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

(9)　中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）

ア　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等により電力供給の確保

イ　復旧用資機材の整備

ウ　電力施設の災害予防措置及び広報の実施

(10)　ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

(11)　一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(12)　株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

ア　市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

イ　被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

３　指定地方公共機関

(1)　一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会

ア　医療救護施設における医療救護活動の実施

イ　検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

ウ　災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

(2)　一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部）

ア　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報

イ　協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施

ウ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施

エ　燃料の確保に関する協力

オ　協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧

(3)　静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社

ア　地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること

ウ　放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備

(4)　一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部）

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業からの緊急輸送車両等の確保

(5)　一般社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路交差点での交通整理支援

(6)　土地改良区（大井川右岸）

ア　災害予防

所轄施設の耐震性の確保

イ　南海トラフ地震臨時情報発表時

関係機関等に対する用水状況の情報提供

ウ　応急復旧

㈠ 関係機関との連携による応急対策の実施

㈡ 所轄施設の緊急点検

㈢ 農業用水及び非常用用水の確保

(7)　公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

(8)　一般社団社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(9)　富士山静岡空港株式会社

ア　緊急事態を想定した訓練の実施

イ　緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置

ウ　空港利用者の安否情報、被災情報の集約等

エ　大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

４　自衛隊

(1)　陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア　災害時における人命又は財産保護のための救助活動

イ　災害時における応急復旧活動

(2)　航空自衛隊第一航空団（浜松基地）

ア　災害時における人命保護のための救助活動

イ　災害時における応急復旧活動

５　地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

ア　地震防災訓練

イ　従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知

ウ　従業員等に対する防災教育及び広報

エ　災害応急対策に必要な資機材等の確保措置

オ　防災組織の整備

カ　南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達

キ　南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

ク　南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置

ケ　地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、菊川市の行う防災活動に協力するものとする。

(1)　菊川市消防団

ア　災害予防、警戒及び災害応急活動

イ　災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動

ウ　予警報の伝達

エ　その他災害現場の応急作業

(2)　社団法人小笠医師会、小笠掛川歯科医師会、小笠袋井薬剤師会、社団法人静岡県看護協会

ア　医療救護施設における医療救護活動の実施

イ　検視時の協力（小笠袋井薬剤師会を除く）

(3)　菊川市商工会

ア　市が行う商工業関係被害調査についての協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

(4)　遠州夢咲農業協同組合（本店）

ア　農産物の被害調査についての協力

イ　災害時における農産物の確保

ウ　農産物等の災害応急対策についての指導

(5)　菊川市建設事業協同組合、菊川市上下水道組合

災害時における応急対策及び復旧対策についての協力

(6)　菊川市自治会・菊川市自主防災会・日本赤十字社静岡県支部菊川市分区・菊川市赤十字奉仕団

ア　市の実施する被害調査、応急対策についての協力

イ　市内住民に対する情報の連絡、収受

ウ　避難誘導・避難所の運営についての協力

エ　り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資の配分に関する協力

(7)　防災上重要な施設の管理者

ア　所管に係る施設についての防火管理

イ　防災に関する保安措置、応急措置の実施

ウ　当該施設に係る災害復旧

第２編　　平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第１章　防災思想の普及

計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震に関する

知識と防災対応を啓発指導する。

計画の内容

２１－１　市

市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対する教育を行う。また、学校教育、社会教育等を通じて、市民が実施すべき対策について啓発活動を行う。

１　市職員に対する教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(1)　東海地震等防災の基礎的な知識
(2)　第４次地震被害想定の内容
(3)　「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
(4)　「菊川市地域防災計画地震対策編」の内容と菊川市が実施している地震対策
(5)　地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
(6)　職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
(7)　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
(8)　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
(9)　家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
(10)　地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(5)から(7)については、年度当初に各課・室、各施設等において、所属職員に対し、分に周知するものとする。また、各部及び各班は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、菊川市教育委員会は「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ、職員に対して教育を行うものとする。

２　生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に対し幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また市は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

(1)　生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア　災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ　社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

(2)　中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の修得の徹底を図る。

３　市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

特に、11月を県で定めた「地震防災強化月間」と定め、突発地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、市及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(1)　一般的な啓発

ア　啓発内容

(ｱ)　東海地震等の基礎的な知識

(ｲ)　第４次地震被害想定の内容

(ｳ)　「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策

(ｴ)　突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策

(ｵ)　東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識

(ｶ)　南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識

(ｷ)　緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置

(ｸ)　地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性

(ｹ)　防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策

(ｺ)　山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

(ｻ)　避難地、避難路、その他避難対策に関する知識

(ｼ)　住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備

(ｽ)　居住用の建物・家財の保険、共済加入等の生活再建に向けた事前の備え

(ｾ)　消火、救出・救助、応急手当等に関する知識

(ｿ)　避難生活に関する知識

(ﾀ)　災害時要援護者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼育の有無によるニーズの違いへの配慮

(ﾁ)　安否情報確認のためのシステム

(ﾂ)　避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

イ　手段、方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(2)　社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、ＰＴＡ、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に承継するため、文化財愛護団体の諸活動を通じ、防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア　啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ　手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3)　各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4)　防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設の管理者に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(5)　相談窓口等

市はそれぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

総括的な事項……危機管理課

建築に関する事項……都市計画課

４　ボランティア活動に関する計画

市長は、職員が各地域（自主防災組織）のリーダーとなる職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。また、市は、市民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実績のあった

ものとする。

２１－２　防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、（一社）静岡県エルピーガス協会等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第２章　自主防災活動

（一般対策編　第２章災害予防計画　第 16 節「自主防災組織の育成」及び第 17 節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第３章　地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

２３－１　市

１　防災訓練の内容

市は、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で総合防災訓練、地域防災訓練など次の各種訓練を実施する。訓練に当っては、東海地震に関する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突発地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対策の習熟度を高めるものとする。また、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。なお、訓練終了後には反省会を開催するなどして、防災訓練の見直しをするものとする。

(1)　総合防災訓練

ア　職員の動員

イ　南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報

エ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定

オ　緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

カ　食料、飲料水、医療その他の救援活動

キ　消防、水防活動

ク　救出・救助

ケ　避難生活

コ　道路啓開

サ　応急復旧

(2)　地域防災訓練

ア　昭和61年度県防災会議で決定された12月第１日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

イ　この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(3)　個別防災訓練

総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主な事項は次のとおりとする。

ア　情報の収集、伝達訓練

東海地震に関連する情報が発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。

また、訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。

イ　職員の動員訓練

適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。

ウ　防災業務の訓練

各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。

２　県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

(1)　市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。

(2)　市は、県及び防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

３　防災訓練の実施回数

総合防災訓練　　年１回以上

地域防災訓練　　年１回以上

個別防災訓練　　年１回以上

４　防災訓練の広報

訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

２３－２　防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1)　東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社

ア　南海トラフ地震臨時情報の伝達

イ　列車の運転規制方及び運転再開方

ウ　旅客の避難誘導

(2)　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

ア　南海トラフ地震臨時情報等の伝達

イ　南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策

ウ　地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

(3)　日本赤十字社静岡県支部

ア　医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施

イ　血液製剤の確保及び供給

ウ　赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導

(4)　日本放送協会（静岡放送局）

ア　組織動員

イ　情報連絡

ウ　放送送出

エ　視聴者対応等

(5)　中日本高速道路株式会社（静岡管理事務所）

ア　南海トラフ地震臨時情報等の伝達

イ　地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配

ウ　交通対策

エ　緊急点検

(6)　中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）

ア　情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧

イ　地震防災応急対策

ウ　災害復旧

(7)　一般社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部）

ア　防災に関する整備、資材等の確保、点検

イ　安全について需要家等に対する広報

(8)　バス会社（しずてつジャストライン株式会社浜岡営業所）

ア　乗客の避難

イ　情報伝達

(9)　静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社

ア　組織動員

イ　情報連絡

ウ　視聴者対応等

(10) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

ア　情報の収集及び伝達

イ　避難誘導

ウ　火災予防措置及び施設、設備等の点検

エ　その他施設、事業の特性に応じた事項

第４章　地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を

想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災者の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。また、市は、令和５年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「菊川市地震対策アクションプログラム2013（平成25年度）」の後継となる「菊川市地震対策アクションプログラム2023（令和５年度）」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第４次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、国、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

計画の内容

２４－１　緊急消防援助隊の受援体制

市及び県は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

２４－２　消防用施設の整備

市及び県は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

(1)　消防団による避難誘導のための拠点施設
(2)　緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
(3)　消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
(4)　消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
(5)　地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
(6)　消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
(7)　その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

２４－３　火災の予防対策

市及び県は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び県民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

１　危険物施設、少量危険物取扱所

県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

２　高圧ガス（ＬＰガスを含む）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

３　ＬＰガス消費設備

ＬＰガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

４　簡易ガスの安全対策

建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

５　研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

(1)　可燃物と酸化剤の接触による発火

(2)　黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(3)　金属粉、カーバイト、その他浸水による発火

６　不特定多数の者が出入りする施設

旅館、ショッピングセンター等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

７　石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

８　家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

９　その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

10　防災関連設備等

住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

２４－４　建築物等の耐震対策

１　建築主等による耐震性の向上

(1)　軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

(2)　所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

２　市による耐震性の向上

(1)　市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

(2)　自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

(3)　建築主及び建築設計者等への下記についての啓発

ア　新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底

イ　既存建築物

「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震補強

ウ　建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

(4)　耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進

プロジェクト「TOUKAIー０」総合支援事業により、昭和56年５月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

３　公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効率的な実施に努めるものとする。

４　コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

５　家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のための、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等についても「事務所などの鋼製家具とガラスの地震対策」により安全対策の実施を指導する。

６　ブロック塀等の倒壊防止

(1)　市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60㎝以下の高さとする。

(2)　市有施設の既存のブロック塀等については､建築基準法第１２条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

(3)　市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

７　ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

８　耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

９　供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

ライフライン収容施設として共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

２４－５　被災建築物等に対する安全対策

１　応急危険度判定

県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。

市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。

２　被災宅地危険度判定

県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。

３　災害危険区域の指定

知事又は市長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

［指定の目的］　災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

［指定の方法］　条例により区域を指定し、周知する。

２４－６　地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

１　山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布や、インターネットによる土砂災害警戒区域等の公表を設置する等により、当該地域の危険性を広報する。

２　軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。

３　液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

４　大規模盛土造成地対策の推進

地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

２４－７　落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。また県、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	措置等
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。

アーケード、 バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る、設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

２４－８　危険予想地域における災害の予防

１　避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

(1)　要避難地区の指定

市長は、県第４次地震被害想定の結果等から判断して、市地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

(2)　避難対象地区の指定

市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する（１１－６）。

(3)　避難地・避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア　避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する（１１－２）。

イ　延焼火災発生時における避難のため、避難地を指定する。

(4)　避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する（１１－３）。

２　平常時に実施する災害予防措置

(1)　避難誘導体制の整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(2)　山がけ崩れ危険予想地域

要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

ア　山・がけ崩れ危険予想地域図

市及び県は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ　住民への危険性の周知

市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

ウ　地震発生時

市長は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

２４－９　被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

１　市が実施すべき事項

(1)　自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

(2)　自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

(3)　救出技術の教育、救出活動の指導

(4)　大規模、特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

２　自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

(1)　救出技術、救出活動の習得

(2)　救出活動用資機材の点検及び訓練の実施

(3)　地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

２４－１０　要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第２章第20節「要配慮者支援計画」に準ずる。

２４－１１　生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

１　食料及び生活必需品の確保

(1)　市が実施すべき事項

ア　非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄

イ　市内における緊急物資流通在庫調査の実施

ウ　流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄

エ　市内における緊急物資調達及び配分計画の策定

オ　物資集積所の選定及び運営管理等の検討

カ　住民が実施する緊急物資確保対策の指導

キ　給食計画の策定

(2)　市民

ア　７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄

イ　避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備

ウ　自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進

エ　緊急物資の共同備蓄の推進

２　飲料水の確保

(1)　市が実施すべき事項

ア　復旧資材の備蓄を行う。

イ　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。

ウ　給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。

エ　工事業者等との協力体制を確立する。

(2)　市民が実施すべき事項

ア　家庭における貯水

㈠　貯水すべき水量は、１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の７日分を目標とする。

㈡　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

㈢　貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保

㈠　応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。

㈡　災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

㈢　ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜鉛素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

３　燃料の確保

市及び重要施設の管理者等の行う措置は一般対策編第２章第 23 節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。

４　医療救護

(1)　市が実施すべき事項

ア　直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

イ　大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し､その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。

ウ　医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。

エ　救護班(ＤＭＡＴ等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。

オ　家庭看護の普及を図る。

(2)　自主防災組織が中心となって実施すべき事項

ア　応急救護活動を行う救出救護班を編成する。

イ　医療関係団体等の協力により、応急手当等看護に関する講習会を開催する。

(3)　市民が実施すべき事項

ア　軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。

イ　医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。

ウ　献血者登録に協力する。

５　防疫及び保健衛生活動

(1)　市が実施すべき事項

ア　し尿処理及び防疫実施計画を作成する。

イ　し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。

ウ　防疫用薬品の調達計画を作成する。

エ　住民が行う防疫の指導をする。

オ　避難所等における避難支援活動に係る体制整備を図る。

６　清掃活動

(1)　市が実施すべき事項

ア　被害想定に基づき発生する災害廃棄物処理計画を定める。

イ　住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

７　避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

ア　通信機材

イ　放送設備

ウ　照明設備（非常用発電機を含む）

エ　炊き出しに必要な機材及び燃料

オ　給水用機材

カ　救護所及び医療資機材

キ　物資の集積所

ク　仮設の小屋又はテント

ケ　仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ

コ　防疫用資機材

サ　清掃用資機材

シ　工具類

８　救援・救護のための標示

(1)　市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。

(2)　市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

９　応急仮設住宅

(1)　市及び県は、災害時に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(2)　市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

２４－１２　緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建

設業者等との協定の締結に努めるものとする。

建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、市は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

２４－１３　災害廃棄物の処理体制の整備

(1)　災害廃棄物処理計画を定める。

(2)　災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

２４－１４　公共土木施設等の応急復旧

市及び県は、それぞれ所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

２４－１５　情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化のついて、その推進に努めるものとする。

２４－１６　緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

２４－１７　文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。また、県は上記の取組を支援するため、文化財建造物に関する専門知識を持つ地域に根ざした人材を「静岡県文化財建造物監理士」として養成し、所有者・市町等の依頼に応じて派遣する。

ア　文化財等の耐震措置の実施

イ　安全な公開方法、避難方法の設定

ウ　南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備

エ　地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備

オ　文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備

カ　地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第３編　地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号)」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号)」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第１章　地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

① 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。

② 地震発生後の被災地域市民等の生活を確保すること。

③ 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

３１－１ 防災業務施設の整備

１ 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震

性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用水利施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

２ 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。

さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

３１－２ 地域の防災構造化

１ 避難地の整備

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地の整備を図る。

２ 避難路の整備

幹線避難路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

３ 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が負担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

４ 共同溝、電線共同溝等の整備

災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者と調整を図る。

５ 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

３１－３ 緊急輸送路の整備

１ 道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

なお、地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためのルートの多重化や代替性を

考慮し、緊急輸送ネットワークを構築する。県が指定する第１次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路)、第２次緊急輸送路（第１次緊急輸送路と指定拠点とを連結する道路）及び第３次緊急輸送路（第１次又は第２次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他道路）と市防災拠点とを結ぶ市道及び相互に連絡する重要な市道を選定し、人員、物資の輸送に支障がないように整備する。

２　ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

３１－４　防災上重要な建物の整備

１　医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療機関機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を図る。

２　社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

３　学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

４　不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

５　庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

なお、大規模地震の発生時に継続して災害対策本部機能を維持するため、本庁舎から独立した災害対策本部棟の整備を図る。

６　地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑にするため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

３１－５　災害防止事業

１　山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)について、防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

３１－６　災害応急対策用施設等の整備

１　飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

２　備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

３　応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護施設その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

４　緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第２章　地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業及びその他地震対策事業を実施する。

事業の実施期間は令和2年度から令和6年度までの５年間とする。(全体実施期間は昭和55年度から令和６年度の45年間)

３２－１　市施設の整備

(1)　市有建築物の整備

ア　事業の目的

市有建築物のうち市役所、支所及びその他の公共建築物は防災上重要な施設であり、その用途及び機能を確保しなければならない。

また、防災拠点となる施設を整備することにより、地域防災拠点を確保する。

イ　整備の水準

地震発生後において、災害拡大を防ぐとともに災害応急復旧活動に必要な資機材の整備を図る。

(2)　庁舎等の整備

ア　事業の目的

庁舎の耐震性を図るとともに、室内ロッカー、書棚等の転倒防止、ガラス等の飛散防止及び施設敷地周辺の安全対策を講じ、生命の安全確保を図る。

イ　整備の水準

県が別に定める「鉄筋コンクリート造建築物診断基準」等により診断を行った結果、改築補強等の必要とされたものを計画的に整備する。

３２－２　水道施設の整備

(1)　事業の目的

水道施設の被害を防止するとともに、発災後速やかに応急給水を実施するため水道施設の耐震化を図る。

(2)　整備の水準

応急給水に必要な水源を確保するために、取水施設から配水地までの間の本管布設替、緊急遮断弁の設置、発災後速やかに応急給水を実施するために必要な資機材の備蓄及び資材を確保する。

第３章　地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災対策の実施に関する目標として「菊川市地震対策アクションプログラム2023（令和５年度)」を策定し、その目標に即して地震防災上緊急に整備すべき

施設等について実施する。

県は、地震防災緊急事業について、平成８年度から平成12年度までの第１次、平成13年度から平成17年度までの第２次、平成18年度から平成22年度までの第３次、平成23年度から平成27年度までの第４次、平成28年度から令和２年度までの第５次、令和３年度から令和７年度までの第６次の計画を策定し、五箇年計画に基づき緊急性の高いものから実施する。

第４編　南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、県及び市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」等を参考に、住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

Ⅰ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「事前配備体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区　分	内　　容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	・事前配備体制 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

Ⅱ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「災害対策本部」を設置し、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「地震対策編第５編災害応急対策第１章防災関係機関の活動及び第２章情報活動」に準ずる。

区　分	内　容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	災害対策本部員が定める配備体制 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は１週間継続することから、一定規模参集後にローテー ションによる体制を構築する。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関す

る情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「地震対策編第５編災害応急対策第３章広報活動」に準ずる。

第３節　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第４節　市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第１節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「地震対策編第５編災害応急対策第１章防災関係機関の活動及び第２章情報活動」に準ずる。

区　　分	内　　容
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）発表時	災害対策本部 ・全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア　情報の伝達 イ　必要な事業を継続するための措置 ウ　日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ　施設及び設備等の点検 オ　地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ　防災対応実施要員の確保等 キ　職員等の安全確保 ※本体制は１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「地震対策編第５編災害応急対策第３章広報活動」に準ずる。

第３節　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第４節　避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施する。

１　避難所の運営

(1)　基本方針

事前避難を希望する住民の事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2)　避難所の設置及び避難生活

ア　避難生活者

事前避難を希望する住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ　設置場所

市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

ウ　設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした１週間とする。

エ　避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第５節　警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1)　正確な情報の収集及び伝達

(2)　不法事案等の予防及び取締り

(3)　域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第６節　水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

２　電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3　ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4　通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5　放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がいのある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

第７節　金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第８節　交通

1　道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2　鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第９節　市自らが管理等を行う施設等に関する対策

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

(1)　河川施設

施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。

(2)　ため池及び用水路

ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の

確認等の準備的措置を講ずる。

(3)　道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものする

(4)　砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市等の連絡体制を整える。

巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。

(5)　工事中の公共施設、建築物、その他

地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。

(6)　本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎

本庁及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(7)　水道水供給施設

溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2　不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

(1)　各施設が共通して定める事項

ア　情報の伝達

イ　必要な事業を継続するための措置

ウ　日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

エ　施設及び設備等の点検

オ　地震に備えて普段以上に警戒する措置

カ　防災対応実施要員の確保等

キ　職員等の安全確保

(2)　施設の特性に応じた主要な個別事項

ア　病院

(ｱ)　耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。

(ｲ)　入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院等の準備を検討する。

(ｳ)　入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。

イ　学校

避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。

ウ　社会福祉施設

情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、事前避難の必要性等、慎重に検討するよう努める。

第 10 節　滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

（以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第 4-2 章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、県、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災対策の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・県・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第１章　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

第１節　市

【東海地震注意情報発表時】

１　防災体制の確保

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、全職員を参集して防災体制を確保し、市地域防災計画において定める注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

２　応急対策の内容

市が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて市地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

(1)　東海地震注意情報の住民等への伝達､地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有

(2)　東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

(3)　東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備

(4)　備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

(5)　交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置

(6)　県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

(7)　物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請

(8)　消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保

(9)　必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設

(10)　必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備

(11)　県への要請・報告等県との応急対策活動の連携

ア　必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。

イ　必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。

ウ　住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。

(12)　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

３　消防、水防機関の措置

(1)　消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等

(2)　消防（水防）団は、団員の連絡体制の確保

(3)　必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

１　市地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられたときは、菊川市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

２　組織及び所掌事務

組織及び所掌事務は、菊川市地震災害警戒本部条例（平成17年菊川市条例第133号）（４－６）及び菊川市地震災害警戒本部運営要領（４－７）の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1)　組織

市警戒本部に、本部、部を置き、本部と各部にその事務を処理するためそれぞれ班を置く。

ア　本部

㈠　本部は、本部長、副本部長、本部員、本部付き職員をもって構成する。

㈡　本部長は、市長が当たる。

㈢　本部長は、市警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

㈣　副本部長は、副市長、教育長が当たる。

㈤　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその代理をする。

㈥　本部員は、本部長が任命する者が当たる。

イ　本部員会議等

㈠　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

㈡　本部員会議は、地震防災応急対策について協議する。

ウ　本部総括班員

㈠　本部長、副本部長、本部員以外の職員で、本部長が市職員のうちから指名する者

㈡　本部総括班は、本部員、各部と連携を保ち、総括的に地震防災応急対策を協議する。

エ　部

部は、部長、班長、所属職員をもって構成する。

(2)　所掌事務

ア　市警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

㈠　警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

㈡　県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

a 県警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。

b 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。

c 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

㈢　避難指示又は警戒区域の設定

㈣　消防職員、消防（水防）団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

㈤　消防、水防等の応急措置

㈥　避難者等の救護

㈦　緊急輸送の実施

㈧　活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入

㈨　災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

㈩　自主防災組織活動の指導、連携

㈪　その他地震防災上の措置

イ　消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。

㈠　消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。

a 情報の収集と伝達

b 消火活動、救助活動の出動体制の確立

c 地域住民への避難指示の伝達

d 出火防止のための広報

⑷ 消防（水防）団

a 情報の収集と伝達

b 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立

c 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施

d 水利の確保（流水の堰止め等を含む）

e 住民の避難誘導

f 水防資機材の点検、配備及び確保準備

g 警戒区域からの避難確保パトロール

h 救助用資機材の確保準備

ｉその他状況に応じた防災、水防活動

３　職員動員（配備）

(1)　市警戒本部の本部長、副本部長、本部員及び本部総括班員は、警戒宣言が発せられたときは直ちに災害対策室において防災業務につく。

(2)　警戒宣言発表後、期間が長期化し、防災業務に長期間従事したことから、健康上あるいはその他問題があると認められるときは、各部長は、これらの職員を増員又は交替させることができる。この場合において、危機管理部長と協議するものとする。

増員又は交替要員として指名された職員は、それぞれの指名された防災業務へと直ちに配備することとする。

第２節　静岡県警察（菊川警察署）

ア　地震関連情報（交通情報）の収集・提供（防災ヘリによる偵察含む。）

イ　民心安定等のための広報

ウ　避難指示の伝達、退避の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等

エ　社会秩序維持のための取り締まり等

オ　交通路、避難路、緊急輸送路の確保

第３節　防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

１　東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有

２　利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報

３　備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施

４　利用者等の社会的混乱を防止する活動

５　市及び県が実施する応急対策の連絡調整

6　東海地震応急対策活動要領に基づく広域的な応援の受入準備

7　その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

1　指定地方行政機関

(1)　総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

(2)　財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

(3)　農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(4)　国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

ア　施設対策等

㈠　河川管理施設等の対策等

㈡　道路施設対策等

㈢　営繕施設対策等

㈣　電気通信施設等対策等

イ　災害対策用建設機械等の出動及び管理

ウ　他機関との協力

エ　広報

(5)　国土地理院中部地方測量部

関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

(6)　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア　県知事に対する東海地震予知情報の通報

イ　東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

ウ　異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること。

2　指定公共機関

(1)　日本郵便株式会社（菊川郵便局・小笠郵便局）

ア　利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

イ　郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報

ウ　郵便物、施設等の被災防止

(2)　日本赤十字社静岡県支部

ア　医療救護班の派遣準備

イ　血液製剤の確保及び供給の準備

ウ　救援物資の配布準備

エ　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(3)　日本放送協会（静岡放送局）

ア　地震に関する情報の迅速な伝達

イ　市及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

(4)　中日本高速株式会社（静岡管理事務所）

ア　警戒宣言等の伝達

イ　地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

ウ　交通対策

エ　緊急点検

(5)　東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社

ア　列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

イ　列車の運転規制

ウ　旅客の避難、救護

エ　発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

(6)　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

ア　通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施

イ　防災関係機関の重要通信の優先接続

ウ　地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置

(7)　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー
ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社

LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、２次基地から充填所へのLPガスの配送

(8)　日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

(9)　中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）

ア　支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置

イ　動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請

ウ　地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進すること。

エ　電気による災害の予防広報の実施

オ　電力施設について、必要に応じて特別巡視、点検、応急安全措置等の実施

カ　工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保

(10)　ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

(11)　一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

３　指定地方公共機関

(1)　一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人小笠医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（小笠掛川歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠支部）、公益社団法人静岡県病院協会

ア　救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備

イ　救護班の派遣又は派遣準備

(2)　一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部）

ア　需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報

イ　協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置

(3)　静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社

ア　報道特別番組の編成

イ　地震予知情報、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送

ウ　市長の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

(4)　一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部）

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

(5)　土地改良区（大井川右岸）

ア　地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配

イ　緊急点検

第４節　自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

(1)　陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア　非常勤務態勢への移行

イ　指揮所の開設

ウ　各部隊の災害派遣準備

エ　部隊の展開開始

オ　情報組織の展開

カ　県庁等への連絡班の派遣

キ　通信組織の編成等

(2)　海上自衛隊横須賀地方隊ほか

ア　司令部の設置準備

イ　各部隊の災害派遣準備

ウ　県庁等への連絡班の派遣等

エ　県及び防災関係機関との連絡体制の強化

(3)　航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか

ア　非常勤務態勢への移行

イ　指揮所の開設

ウ　情報組織の展開

エ　県庁等への連絡班の派遣

オ　偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

(1)　陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア　県庁等への方面現地調整所の開設

イ　地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備

ウ　地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

(2)　海上自衛隊横須賀地方隊ほか

ア　司令部の設置（防災派遣命令後）

イ　災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立

ウ　地震防災派遣を開始

エ　東部方面総監部への連絡員の派出

オ　災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等

(3)　航空自衛隊第一航空団ほか

ア　地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化

イ　地上部隊の災害派遣の準備

ウ　浜松基地等の練習機の域外基地への避難

エ　救難機の周辺基地への集中

オ　地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第２章　情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

第１節　市

１　東海地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

(1)　県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）により行う。

なお、市警戒本部設置後においては、市警戒本部において受理するものとする。

(2)　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。

(3)　東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報等は、同時通報用無線、電話、防災メール、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

２　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局課（班）等を

定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

(1) 避難の状況

(2) 交通機関の運行及び道路交通の状況

(3) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施

(4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

(5) 情報の変容、流言等の状況

(6) 住民生活、社会・経済活動等の状況

(7) 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）

(8) 消防職員・消防（水防）団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）

(9) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

３　県警戒本部等に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県地震災害警戒本部等への報告は、県西部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

(1) 避難の状況

(2) 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

第２節　防災関係機関

１　東海地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を、あらかじめ県に届けるものとする。

２　地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

(1) 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

(2) 警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。

第３章　広報活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

第１節　市

１　広報事項

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民に対し、民心の安定及び応急対策活動上行う広報事項については、広報文案及び優先順位をあらかじめ準備しておき、これに基づき適切、迅速な広報を行うよう、「注意情報発表時及び警戒宣言発表時の広報計画」を定める。主な広報事項は次のとおりである。

(1)　注意情報発表、警戒宣言及び地震予知情報
(2)　主な交通機関運行状況及び道路交通情報
(3)　家庭において実施すべき防災対策
(4)　自主防災組織に対する防災活動の要請

２　広報実施方法

(1)　同時通報用無線、広報車、インターネット、防災メール等
(2)　自主防災組織を通じての連絡
(3)　県に対する広報の要請

第２節　防災関係機関

１　広報事項

防災関係機関は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」による。

なお、その主なものは、次のとおりである。

(1)　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
(2)　注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

２　広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

第３節　地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

(1)　緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ
　警戒宣言
(2)　ラジオ、テレビ
　東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
(3)　同時通報用無線、広報車、防災メール（茶こちゃんメール）
　主として市内の情報、指示、指導等
(4)　携帯電話、スマートフォン
　緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
(5)　自主防災組織を通じての連絡
　主として市からの指示、指導、救助措置等
(6)　サイレン、半鐘

警戒宣言が発せられたことの伝達

(7)　インターネット

地域の情報・指示・指導等

(8)　デジタルサイネージ

地域の情報・指示・指導等

第４章　自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各単位自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

１　自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保

２　警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認

３　災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるように呼びかけ

４　住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ

５　東海地震注意情報発表時に山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

１　自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織が設営する。

２　情報の収集・伝達

(1)　市からの警戒宣言及び地震予知情報等が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

(2)　地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。

(3)　応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

３　初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

４　防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

５　家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

(1)　家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

(2)　落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

(3)　出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

(4)　備蓄食料及び飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

(5)　病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

６　避難活動

(1)　避難行動

ア　山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。

イ　自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。

ウ　避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

(2)　避難生活

ア　避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ　医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ　飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。

７　社会秩序の維持

(1)　ラジオ、テレビ、同時通報用無線、防災メール（茶こちゃんメール）等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

(2)　生活物資買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第５章　緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

第１節　市

１　緊急輸送対象の基本方針

(1)　市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。

(2)　警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。

(3)　地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

(4)　警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

(5)　市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請するものとする。

２　緊急輸送の対象となる人員、物資等

(1)　防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材

(2)　緊急の処置を要する患者

(3)　その他

輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

ア　食料

イ　日用品等

ウ　その他緊急に輸送を必要とするもの。

３　輸送体制の確立

(1)　輸送の方法

ア　陸上輸送

緊急輸送路（７－８）により必要な輸送を行う。

イ　航空輸送

県及び県警察のヘリコプターによるほか、県の警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

(2)　輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

ア　市有車両の活用

イ　民間車両の借上げ

ウ　県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求

エ　燃料等の確保のための関係業界への協力要請

４　緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第１順位　市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第２順位　防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第３順位　地震発生後の活動の準備のための輸送

第２節　防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第６章　自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求するものとする。

計画の内容

１　県に対する要請の要求

市長は、知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣の要請の要求を行う。

(1)　派遣を希望する理由

(2)　派遣を希望する期間

(3)　派遣を希望する区域及び活動内容

(4)　その他参考となるべき事項

２　地震防災派遣部隊の受入

(1)　市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入態勢をとる。

(2)　市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県西部方面本部との連絡調整を行う。

第７章　避難活動

計画作成の主旨

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

計画の内容

第１節　避難対策

１　避難対策の基本方針

(1)　市が、市地域防災計画において明らかにした山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

(2)　避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」

の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(3)　避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

(4)　避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

(5)　その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

２　避難のための指示

(1)　指示の基準

市長は、警戒宣言が発せられたときは、原則として「避難指示」を行うものとする。

(2)　指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。

(3)　避難に関しての周知事項

市（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア　避難対象地区の地区名

イ　出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ　避難経路及び避難先

エ　避難する時期

オ　避難行動における注意事項（携行品、服装等）

３　警戒区域の設定

(1)　警戒区域設定対象地域

市長は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、２の(3)に準じて周知を図る。

(2)　警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

４　避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

5　避難状況の報告

(1)　市は、自主防災組織及び避難地の施設の管理者等から直接に、又は菊川警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア　避難の経過に関する報告―危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

㈠ 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

㈡ 上記事態に対し、応急的にとられた措置

㈢ 市等に対する要請事項

イ　避難の完了に関する報告―避難完了後、速やかに行う。

㈠ 避難地名

㈡ 避難者数

㈢ 必要な救助・保護の内容

㈣ 市等に対する要請事項

(2)　市は、避難状況について県へ報告する。

第２節　避難地の設置及び避難生活

1　基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

2　避難地の設置及び避難生活

(1)　避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2)　設置場所

ア　山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ　原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3)　設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

(4)　避難地の運営

ア　市は、主に自主防災組織が主に運営することとなる避難地に関して、自主防災組織及び避難地

の学校等施設の管理者と共に避難地の運営を協力する。

イ　避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ　避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ　自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第８章　社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

計画の内容

１　予想される混乱

(1)　注意情報、地震予知情報等に関する流言

(2)　帰宅者による道路の混乱

(3)　電話のふくそう

(4)　避難による混乱

(5)　自動車による道路交通の混乱

(6)　買出し、旅行者等の混乱

２　市の実施事項

(1)　市長は、注意情報の発表や警戒宣言の発令や警察等の情報により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民がとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。

(2)　生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、市警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみの防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。

３　県警察本部の実施事項

県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

(1)　警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。

(2)　犯罪情報の収集を行う。

(3)　駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配置し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。

(4)　集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。

(5)　流言ひ語が横行した場合には、その原因を究明し、活発な広報を行う。

(6)　自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。

(7)　放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第９章　交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

第１節　陸上交通の確保対策

１　運転者のとるべき措置

【東海地震注意情報発表時】

(1)　走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

(2)　東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

(1)　走行中の車両は次により行動すること。

ア　警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2)　避難のために車両を使用しないこと。

２　交通規制の方針

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時には社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

(1)　不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

(2)　警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

(3)　警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

(1)　強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強

化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2)　避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。

(3)　東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。

(4)　広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。

(5)　交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3　交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、「大規模地震対策特別措置法」第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

(1)　県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。

この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2)　市内における車両の走行抑制

市内における一般車両の走行は極力抑制する。

(3)　交通規制

警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

新東名高速道路、東名高速道路、中部横断自動車道、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138 号バイパス、西富士道路ほか

(4)　緊急交通路等を確保するための措置

ア　緊急交通路等については、各インターチェンジにおいて交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

イ　市の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

路　線	検問所設置場所
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ケ日 IC
東富士五湖道路	須走 IC
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC
国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点

４　緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

第１０章　地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、県、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

１　緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。

２　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。

３　市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。

４　市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

５　県及び市は、広域搬送拠点の立ち上げの準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

６　市民は、備蓄食料・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び飲料水・生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

第１節　食料及び日用品の確保

１　調達の方針

(1)　警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。

(2)　市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。

(3)　住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

２　警戒宣言発令時に市及び防災関係機関等がとる措置

(1)　市

ア　山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。

イ　県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。

ウ　緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。

エ　緊急物資集積所（１７－２）の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。

(2)　自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

３　警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

第２節　飲料水等の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

１　市

(1)　市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

(2)　応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

(3)　水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

(4)　応急復旧体制の準備をする。

２　市民

(1)　備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

(2)　自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

第３節　医療救護及び保健衛生活動の準備

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

１　医療救護活動

市は東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

(1)　医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

(2)　救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。

(3)　患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

(4)　住民に対し、医療救護施設情報を周知する。

(5)　警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

２　防疫及び保健衛生活動

(1)　県

国等に対して、健康支援活動の応援の準備を要請する。

(2)　市

ア　防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。

イ　避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

(3)　自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

３　廃棄物処理

３－１　し尿処理

(1)　関係機関との連絡体制等について確認する。

(2)　医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

(3)　し尿処理業者等へ発災時の協力を要請する。

(4)　し尿収集者の緊急車両手続きを準備する。

３－２　廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

(1)　関係機関との連絡体制等について確認する。

(2)　仮集積場の確認を行う。

(3)　ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第４節　応急復旧資材の確保

市は、地震災害後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

第５節　応急仮設住宅の建設

市は、応急仮設住宅の建設を実施するために、県に対して関係団体（一般社団法人プレハブ建築協会、静岡県木造応急仮設住宅建設協議会、一般社団法人日本ムービングハウス協会）の発災時における協力を要請する。

第１１章　市有施設設備の防災措置

計画作成の主旨

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

１　無線通信施設等

警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

(1)　通信施設（予備電源を含む）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。

(2)　充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。

(3)　保安委託業者に保安体制の確立を要請する。

２　公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、ため池、道路、砂防等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

【東海地震注意情報発表時】

(1)　ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(2)　道路

道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(3)　砂防、地すべり、急傾斜地等

情報収集・伝達のための配備体制・連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

(4)　工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。

また、必要に応じて工事を中止するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他保安措置を講ずる。

(5)　本庁、支所及びその他災害応急対策上必要な庁舎

本庁､支所及びその他応急対策上必要な庁舎について､非常用発電装置の確認､落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(6)　水道用水供給施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令】

(1)　ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については､警戒宣言発令と同時に､あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。

また、市長は必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするようにする。

(2)　道路

ア　車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー､道路情報表示装置により道路利用者に対し行う。

イ　緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ　災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ　地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ　幹線避難路における障害物除去に努める。

(3)　砂防、地すべり、急傾斜地等

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・市民間の連絡体制を整える。

(4)　工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(5)　本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎

本庁、支所及びその他災害応急対策上必要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(6)　水道用水供給施設等

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

３　コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を講ずるため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

(1)　コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
(2)　重要なデータから順次安全な場所に保管する。
(3)　警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第１２章　防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

１　水道（市水道課）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

２　電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

３　通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社 NTT ドコモ東海支社）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、安否確認等に必要な措置を実施する。

４　放送（日本放送協会静岡放送局、民間放送会社）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

５　市中金融（市内金融機関）

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

６　鉄道（東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社）

ア　列車の運転規制等

(ｱ)　旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(ｲ)　貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ　旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

７　バス（しずてつジャストライン株式会社浜岡営業所）

(1)　平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2)　帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

(3)　警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

８　道路（県公安委員会、道路管理者）

(1)　平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2)　警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

９　病院・診療所

(1)　災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

(2)　設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

(3)　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

(4)　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

１０　百貨店・スーパー等

(1)　百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

(2)　営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

１　水道（市水道課）

(1)　飲料水の供給は継続する。

(2)　地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

２　電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

(1)　電力の供給は継続する。

(2)　地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

３　通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社 NTT ドコモ東海支社）

(1)　あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、なお、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板 web１７１及び災害用音声お届けの伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

(2)　地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

４　放送（日本放送協会静岡放送局、民間放送会社）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

５　市中金融（市内金融機関）

(1)　金融機関の営業

ア　営業時間中に警戒宣言が発された場合は、次による。

㈠　正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。

㈡　営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

㈢　現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。

㈣　「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払出し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

㈠　営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

㈡　ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。

㈢　ＡＴＭの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ　営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ　警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜

講ずる。

オ　警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

(2)　保険会社

ア　営業時間中に警戒宣言が発された場合は、営業所等における業務を停止する。

イ　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

ウ　休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発された場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ　警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

６　鉄道（東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社）

(1)　列車の運転規制等

ア　新幹線

(ｱ)　想定震度が６弱以上の地域への進入を禁止する。

(ｲ)　想定震度が６弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

(ｳ)　想定震度が６弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

イ　在来線

(ｱ)　強化地域への進入を禁止する。

(ｲ)　強化地域内を運転中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ｳ)　強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限をして運行を継続する。

(2)　旅客等に対する対応

ア　警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ　滞留居旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

７　バス（しずてつジャストライン株式会社浜岡営業所）

(1)　バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2)　警戒宣言が発されたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

８　道路（県公安委員会、道路管理者）

(1)　強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2)　強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3)　強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・

避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

(4)　高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

(5)　走行車両は低速走行する。

９　病院・診療所

(1)　救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

(2)　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

(3)　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあたっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

１０　百貨店・スーパー等

(1)　百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

(2)　顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

(3)　営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第１３章　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

「大規模地震対策特別措置法」第７条第１項第１号から第４号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

１　東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

２　警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

・情報収集・伝達手段の確保に関する事項
・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

３　施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

・東海地震注意情報の内容と意味等
・当該施設における注意情報発表時の応急対策の内容
・冷静な対応の実施
・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

４　避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

１　警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

２　地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
・防災要員の参集連絡方法、参集手段等

３　地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
・情報収集・伝達手段の確保
・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

４　施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

・警戒宣言発令、地震予知情報の内容と意味等

・当該施設における地震防災応急対策の内容

・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報

・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

５　避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

１　病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】９病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】９病院・診療所に順ずる。

２　百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

(1)　警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。

(2)　警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。

(3)　県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。

(4)　食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

(1)　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

(2)　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。

(3)　県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。

(4)　食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

３　石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設

（大規模地震対策特別措置法第７条第１項第２号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

４　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

（大規模地震対策特別措置法第７条第１項第３号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】６鉄道、７バスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】６鉄道、７バスに準ずる。

５　学校・幼稚園・保育所

県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園（所）中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

(1)　避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

(2)　避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園（所）者が多いなど､警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は保護者への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

(3)　家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保

護者と十分に協議しておく。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。

６　社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

⑴　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒･落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

⑵　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては､入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

・家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

・家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

⑴　建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

⑵　建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては､入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

・家族等への引渡し

・家族への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

７　放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の４放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の４放送に準ずる。

８　その他の施設又は事業

８－１　道路

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の８道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の８道路に準ずる。

８－２　水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の１水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の１水道に準ずる。

８－３　電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の２電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の２電力に準ずる。

第１４章　市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

１　各施設が共通して定める事項

(1)　東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達

(2)　東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立

(3)　施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置

(4)　施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

２　施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1)　病院

東海地震注意情報発表時の診療体制

(2)　学校

ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ　地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(3)　社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

(4)　水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

１　各施設が共通して定める事項

(1)　地震予知情報等の施設利用者等への伝達

(2)　地震防災応急対策を実施する組織の確立

(3)　避難誘導等利用者等の安全確保措置

(4)　消防、水防等の事前措置

(5)　応急救護

(6)　施設及び設備の整備及び点検

(7)　防災訓練及び教育、広報

２　施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1)　病院

警戒宣言発令時の診療体制

(2)　学校

ア　児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ　地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(3)　社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

(4)　水道用水供給施設

溢水等による災害予防措置

第５編　災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第１章　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

計画の内容

５１－１　市

１　市災害対策本部の設置

市長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、市災害対策本部を設置する。

２　事務の継続性の確保

市警戒本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

３　市災害対策本部の所掌事務

(1)　市災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア　地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ　災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

ウ　消防、水防その他の応急措置

エ　「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊の受入

オ　被災者の救助、救護、その他の保護

カ　施設及び設備の応急の復旧

キ　防疫その他の保健衛生

ク　避難指示又は警戒区域の設定

ケ　緊急輸送の実施

コ　被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給

サ　県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携

シ　自主防災組織との連携及び指導

ス　ボランティアの受入れ

(2)　消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ア　消防本部及び消防署

㈠ 被害状況等の情報の収集と伝達

㈡ 消火活動、水防活動及び救助活動

㈢ 地域住民等への避難指示の伝達

㈣ 火災予防の広報

イ　消防団、水防団

㈠ 被害状況等の情報の収集と伝達

㈡ 消火活動、水防活動及び救助活動

㈢ 避難地の安全確保及び避難路の確保

㈣ 地域住民等の避難地への誘導

㈤ 危険区域からの避難の確認

㈥ 自主防災組織との連携、指導、支援

４　職員動員（配備）

(1)　災害対策本部室の構成員及びその他の職員の動員については、菊川市災害対策本部条例（平成17年菊川市条例第132号）（４－３）及び菊川市災害対策本部運営要領（４－４）に定める基準による。

(2)　災害対策本部室の構成員は、災害対策本部が設置されたときは直ちに災害対策本部室において、災害応急対策に当たる。

(3)　災害対策本部の各部長、各班長及び各班員の職員は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。

５１－２　静岡県警察（菊川警察署）

(1)　情報の収集・提供（防災ヘリコプターによる偵察を含む）

(2)　救出・救護

(3)　遺体の検視及び検分

(4)　避難の伝達・指示、退去の確認及び避難地・避難所の安全確保・秩序維持

(5)　警戒区域の防犯パトロール

(6)　社会秩序維持等のための取り締まり等

(7)　交通路、避難路、緊急輸送路の確保

５１－３　防災関係機関

（一般対策編第１章総論第３節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

第２章　情報活動

計画作成の主旨

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

５２－１　基本方針

１　県、市間の情報活動の緊密化

(1)　情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県西部方面本部、県西部方面本部と市災害対策本部各相互のルートを基本として菊川警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

(2)　情報活動の緊密化のため菊川警察署は、市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県西部方面本部も市災害対策本部に職員を派遣する。

また、市災害対策本部は、派遣される菊川警察署の警察官及び県災害対策本部西部方面本部職員の受入れを行う。

２　情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領」に定める。

５２－２　情報の内容等

１　市

(1)　地震情報等の受理、伝達、周知

ア　県西部方面本部から通知される地震情報等の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市警戒本部、もしくは危機管理課）において受理する。

イ　地震情報等は、同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

(2)　災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

ア　収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。

なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

イ　派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。

(ｱ)　被害状況

(ｲ)　避難指示又は警戒区域設定状況

(ｳ)　生活必需物資の在庫及び供給状況

(ｴ)　物資の価格、役務の対価動向

(ｵ)　金銭債務処理状況及び金融動向
(ｶ)　避難所の設置状況
(ｷ)　避難生活の状況
(ｸ)　医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
(ｹ)　応急給水状況
(ｺ)　観光客等の状況

２　防災関係機関

(1)　地震情報等の収集及び伝達

災害対策本部から伝達される地震情報等の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ市へ届け出るものとする。

(2)　災害応急対策に関する情報の収集及び伝達

収集すべき情報の主なものは次のとおりである。

ア　被害状況
イ　災害応急対策実施状況
ウ　復旧見込み等

５２－３　情報の収集

１　市

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

(1)　職員派遣による収集

地震発生後､直ちに職員を地域に派遣し､被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2)　自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(3)　参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には､参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

２　防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

５２－４　情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

１　防災行政無線

主として県と市との情報伝達に用いる。

２　その他の無線及び有線電話等

同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

３　報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

４　自主防災組織を通じての連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

５　広報車等の活用

５２－５　報告及び要請事項の処理

１　県災害対策本部に対する報告及び要請

(1)　市災害対策本部は、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める情報事項について速やかに県西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、市から直接消防庁へも報告する。

なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア　緊急要請事項

イ　被害状況

ウ　市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度５強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則して、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（消防庁応急対策室）

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	ＮＴＴ有線
平日 （９：３０～１８：１５）	電話	8－048－500－90－49013	8－90－49013	03－5253－7527
	ＦＡＸ	8－048－500－90－49033	8－90－49033	03－5253－7553
上記以外	電話	8－048－500－90－49102	8－90－49102	03－5253－7777
	ＦＡＸ	8－048－500－90－49036	8－90－49036	03－5253－7553

(2)　防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について速やかに市災害対策本部に対し報告を行うものとする。

その主なものは次のとおりである。

ア　緊急要請事項

イ　被害状況

ウ　災害応急対策実施状況

第３章　広報活動

計画作成の主旨

県と報道機関､防災関係機関及び市との協力体制を定め､市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

５３－１　市

１　広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ「市情報広報実施要領」に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

(1)　地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起

(2)　地震情報等

(3)　電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況

(4)　防災関係機関の対応状況及び復旧見込み

(5)　自主防災組織に対する活動実施要請

(6)　民心安定のための住民に対する呼びかけ

２　広報実施方法

(1)　同時通報用無線、広報車

(2)　自主防災組織を通じての連絡

３　県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

５３－２　防災関係機関

１　広報事項

広報事項は、「菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

(1)　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

(2)　災害応急対策状況及び復旧見込み

２　広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

この場合、県及び市との連携を密にするものとする。

５３－３　市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

(1)　緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ

知事・市長の放送要請事項

(2)　ラジオ、テレビ

地震情報等、交通機関運行状況等

(3)　同時通報用無線、広報車

主として市内の情報、指示、指導等

(4)　自主防災組織を通じての連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

(5)　サイレン、半鐘

火災の発生の通報

第４章　緊急輸送活動

一般対策編第３章災害応急対策計画第19節「輸送計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南

海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第５章　広域応援要請

一般対策編第３章災害応急対策計画第３節「動員・応援計画」及び第２８節「自衛隊派遣要請の要求計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第６章　災害の拡大及び二次災害防止活動

５６－１　消防活動

（一般対策編第３章災害応急対策計画第24 節「消防計画」に準ずる。）

５６－２　水防活動

静岡県水防計画書及び市町の水防計画の定めるところによる。

５６－３　人命の救出活動

（一般対策編第３章災害応急対策計画第７節「避難救出計画」に準ずる。）

５６－４　被災建築物等に対する安全対策

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 12 節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

５６－５　災害危険区域の指定

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 12 節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

第７章　避難活動

（一般対策編第３章災害応急対策計画第７節「避難救出計画」に準ずる。）

第８章　社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

社会混乱を鎮め民心を安定し社会秩序を維持するための活動について市及び県の実施する対策の概要を示す。

計画の内容

５８－１　市

１　市民に対する呼びかけ

市長は、市内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

２　生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

(1)　生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

(2)　特定物資の報告徴収、立入検査等

ア　状況により特定物資の指定を行い適正な価格で売り渡すよう指導し必要に応じ勧告又は公表を行う。

イ　特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を行う。

３　県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

５８－２　静岡県警察（菊川警察署）

１　関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。

２　不法事態に対する措置

駅、物資集積所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。

３　地域安全情報の伝達

災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

４　鉄砲刀剣類等に対する措置

鉄砲刀剣類の保管状況及び高圧ガス、放射性物質、火薬類等の貯蔵の調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。

５　その他の活動

「第４編　第８章　社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

第９章　交通の確保対策

（一般対策編第３章災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる。）

第１０章　地域への救援活動

５１０－１　食料及び生活必需品の緊急物資の確保

（一般対策編第３章災害応急対策計画第９節「食料供給計画」及び第 10 節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

５１０－２　給水活動

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 11 節「給水計画」に準ずる。）

５１０－３　燃料の確保

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 10 節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

５１０－４　医療救護活動

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 13 節「医療助産計画」に準ずる。）

５１０－５　し尿処理

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

５１０－６　廃棄物（生活系）処理

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

５１０－７　災害廃棄物

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

５１０－８　防疫活動

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 14 節「防疫計画」に準ずる。）

５１０－９　遺体の捜索及び措置

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 16 節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」に準ずる。）

５１０－１０　応急住宅の確保

（一般対策編第３章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

５１０－１１　ボランティア活動への支援

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 27 節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。）

第１１章　学校における災害応急対策及び応急教育

（一般対策編第３章災害応急対策計画第21節「応急教育計画」に準ずる。）

第１２章　被災者の生活再建等への支援

（一般対策編第３章災害応急対策計画第22節「社会福祉計画」に準ずる。）

第１３章　市有施設及び設備等の対策

（一般対策編第３章災害応急対策計画第 34 節「県有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。）

第１４章　防災関係機関の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係のある防災関係機関が実施する災害応急対策の概要を示す。

５１４－１　水道（市水道課）

１　災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。

２　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

３　配管の仮設等による応急給水に努める。

４　医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

５１４－２　電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社掛川営業所、島田電力センター）

１　電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが､状況によって危険防止のため送電を停止する。

２　電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。

３　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

４　電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

５　水力､原子力の各発電所は､直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。

５１４－３　ガス

１　簡易ガス及びＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

２　簡易ガス及びＬＰガスの施設の安全点検を実施する。

３　避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。

4　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

５１４－４　通信

１　西日本電信電話株式会社（静岡支店）

(1)　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。

ア　臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話の設置をする。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤルサービス１７１、災害用伝言板web１７１を提供する。

ウ　防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。

(2)　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

(3)　通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

２　株式会社ＮＴＴドコモ東海支社

(1)　通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。

ア　臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。

(2)　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

(3)　通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

５１４－５　放送（日本放送協会静岡放送局、民間放送会社）

1　放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。

2　応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。

3　臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

５１４－６　市中金融

1　被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。

2　災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。

3　財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。

(1)　必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等

(2)　貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い

(3)　被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

５１４－７　鉄道（東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社）

1　不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。

2　応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。

3　早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

５１４－８　道路（国、県、市）

1　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害

箇所を迅速に把握する。

2　道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送の早期確保に努める。

3　道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。

4　県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

第１５章　地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前２章に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

１　各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

(1)　災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項

ア　災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制

イ　防災要員の参集連絡方法、参集手段等

(2)　出火防止措置、消防用施設等の点検

(3)　その他必要な災害応急対策に関する事項

２　各施設・事業所が定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

(1)　病院、診療所、スーパー等

ア　患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ　地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。

ウ　病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(2)　石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(3)　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

(4)　学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設

避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(5)　水道、電気及びガス事業

ア　水道

水道管の破裂等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ　電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

ウ　ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス等の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

第６編　復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第１章　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

計画の内容

６１－１　市

１　市震災復興本部の設置

市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、市震災復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。

２　市復興本部と市災害対策本部との併設

市復興本部は市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

３　市復興本部の所掌事務

市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア　市震災復興計画の策定

イ　震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

ウ　県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ　静岡県震災復興基金への協力

オ　相談窓口等の運営

カ　民心安定上必要な広報

キ　その他の震災復興対策

４　市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

５　防災会議の開催等

(1)　市復興本部が設置された場合、必要に応じ、市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。

(2)　招集される市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市防災会議の会長が必要と判

断した範囲のものとする。

(3)　市防災会議は、市復興本部との調整を図るものとする。

６１－２　静岡県警察（菊川警察署）

１　社会秩序を維持する活動

第４編　第８章及び第５編　第８章に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

２　交通の確保対策

第５編　第９章「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

６１－３　防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

１　指定地方行政機関

(1)　総務省東海総合通信局

ア　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

イ　災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

ウ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への通信衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(2)　財務省東海財務局（静岡財務事務所）

ア　被災者の資金の需要状況等に応じ､適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請

イ　地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置

(3)　厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

ア　復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

イ　労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業給付に関する措置

ウ　離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

(4)　農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(5)　経済産業省中部経済産業局

電気、ガスの供給確保指導

(6)　経済産業省関東東北産業保安監督部、経済産業省中部近畿産業保安監督部

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安確保

(7)　国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

ア　管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

ウ　復旧・復興事業に関する広報を実施する。

(8)　国土地理院中部地方測量部

ア　国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。

イ　地理情報システムの活用を図る。

ウ　位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(9)　気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

地震情報（東海地震に関連する情報を含む）等の発表又は通報並びに解説

(10) 環境省　関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ウ　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(11) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(12) 防衛省　南関東防衛局

ア　所管財産使用に関する連絡調整

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

２　指定公共機関

(1)　日本郵便株式会社（菊川郵便局・小笠郵便局）

ア　被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

ウ　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

エ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

オ　災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

(2)　日本赤十字社静岡県支部

ア　義援金の募集・義援金募集配分委員会への参加

イ　協力奉仕者及び関係団体との連絡調整

(3)　日本放送協会（静岡放送局）

ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施

エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

(4)　中日本高速道路株式会社（静岡管理事務所）

ア　管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(5)　東海旅客鉄道株式会社（菊川駅）、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良工事を考慮して、その適正を期することとする。

(6)　西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社

ア　施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(7)　岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー
ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、２次基地から充填所へのLP ガスの配送

(8)　日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行

(9)　中部電力、中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所、島田電力センター）

ア　変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

(10)　一般財団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(11)　株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開

３　指定地方公共機関

(1)　一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（西部支部）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

(2)　静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社

ア　復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ　復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ　生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施

エ　県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

(3)　一般社団法人トラック協会（中遠支部）

復旧・復興事業に関わる車両の確保及び運行

(4)　土地改良区（大井川右岸）

ア　管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ　復旧・復興事業の実施に当っては、国・県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ　復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

(5)　公益社団法人静岡県栄養士会

ア　要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ　避難所における健康相談に関する協力

(6)　一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(7)　富士山静岡空港株式会社

ア　管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う。

イ　復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う。

第２章　激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

６２－１　市

１　市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

２　市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第３章　震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や災害時要援護者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

計画の内容

６３－１　市

１　計画策定の体制

市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。

２　計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

３　計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図るものとする。

４　計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

５　国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第４章　復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

６４－１　予算の編成

１　予算編成の基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

２　市

(1)　財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア　復旧・復興事業

イ　震災復興基金への出捐金及び貸付金

ウ　その他

(2)　発災年度の予算の執行方針の策定

執行を当面凍結すべき事業を抽出し、緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため予算執行方針を策定する。

(3)　予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

６４－２　復興財源の確保

１　基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

２　市

(1)　地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア　災害復旧事業債

イ　歳入欠かん等債

ウ　その他

第５章　震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

計画の内容

６５－１　震災復興基金の設立

１　市

(1)　市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。

(2)　市長は、基金の運用に関して、県に所要の調整を図る。

第６章　復旧事業の推進

計画作成の主旨

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

計画の内容

６６－１　復旧計画の策定

１　基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

２　市

(1)　被害調査の報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

(2)　復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

３　防災関係機関

(1)　状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

(2)　復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成

する。

６６－２　基盤施設の復旧

１　基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

２　市

(1)　復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2)　復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

３　防災関係機関

(1)　復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2)　復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第７章　都市・農山村の復興

計画作成の主旨

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

計画の内容

６７－１　都市・農山村復興計画の策定

１　基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村復興計画を策定する。

２　市

(1)　都市・農山村復興計画の策定

都市・農山村の復興方針を定めた都市・農山村復興計画を策定する。

６７－２　都市の復興

１　基本方針

都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

２　市

(1)　被害状況の把握

市は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

(2)　被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(3)　都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(4)　復興都市計画案等の作成及び事業実施

ア　緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ　都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

(1)　復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

６７－３　農山村の復興（主に都市計画区域外）

１　基本方針

都市計画区域内外の農山村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

２　市

(1)　被害状況の把握

各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

(2)　集落復興基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

(3)　被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

(4)　復興都市計画案等の作成及び実施

都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

(5)　集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。

(6)　集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第８章　被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、県民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

６８－１　恒久住宅対策

１　基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

２　市

(1)　住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

(2)　県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

(3)　災害公営住宅等の供給

ア　公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

イ　買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。

ウ　特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

(4)　住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(5)　保険の活用

地震保険の普及推進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

６８－２　災害弔慰金等の支給

１　基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

２　市

(1)　支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2)　支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

６８－３　被災者の経済的再建支援

１　基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融通等の経済支援を行う。

２　市

(1)　被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア　死亡者数

イ　負傷者数

ウ　全壊・半壊住宅数　等

(2)　り災証明の発行

ア　り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

イ　り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。

(3)　災害援護金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護金の貸付を行う。

(4)　被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5)　義援金の募集等

ア　市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行窓口を開設する。

イ　県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

(6)　租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

３　社会福祉協議会

生活福祉資金と災害援護資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。

４　義援金・配分委員会（仮称）

(1)　義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、１次・２次配分など多段階に義援金を配分する。

(2)　義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

６８－４　雇用対策

１　基本方針

静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

２　市

(1)　相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

６８－５　要配慮者の支援

１　基本方針

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

２　市

(1)　被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア　要配慮者の被災状況及び生活実態

イ　被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2)　一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

(3)　福祉サービスの拡充

ア　定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ　緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ　被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(4)　健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

６８－６　生活再建支援策等の広報・ＰＲ

１　基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

２　市

(1)　生活再建支援策の広報・ＰＲ

広報きくがわ等を活用し、震災関連情報の広報・ＰＲを行う。

６８－７　相談窓口の設置

１　基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

２　市

(1)　相談窓口等の開設

ア　発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。

イ　相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

(2)　相談窓口等の業務の遂行

ア　電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。

イ　県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

(3)　相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第９章　地域経済復興支援

計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細やかな経済支援策を実施する。

計画の内容

６９－１　産業復興計画の策定

１　基本方針

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

２　市

(1)　産業復興計画の策定

産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

６９－２　中小企業を対象とした支援

１　基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

２　市

(1)　中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2)　事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3)　支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

６９－３　農林業者を対象とした支援

１　基本方針

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

２　市

(1)　農林業者の被災状況の把握

農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

(2)　支援制度・施策の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

６９－４　地域全体に影響を及ぼす支援

１　基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

２　市

(1)　イベント・商談会等の実施

県と連携し、必要に応じ、市独自のイベント・商談会等を実施する。

(2)　誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

原子力災害対策編

― 原子力災害対策編 目 次 ―

第１章 総 則 1
第１節 計画の目的 1
第２節 計画の性格 1
第３節 計画の周知徹底 2
第４節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 2
第５節 計画の基礎とするべき災害の想定 2
第６節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 . . 2
第７節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 3
第８節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 4
第２章 原子力災害事前対策 9
第１節 基本方針 9
第２節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 9
第３節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 9
第４節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 9
第５節 情報の収集・連絡体制等の整備 10
第６節 緊急事態応急体制の整備 14
第７節 避難収容活動体制の整備 19
第８節 緊急輸送活動体制の整備 22
第９節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 22
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 24
第11節 行政機関の業務継続計画の策定 24
第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 25
第13節 防災業務関係者の人材育成 25
第14節 防災訓練等の実施 26
第15節 原子力発電所上空の飛行規制 27
第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 28
第17節 災害復旧への備え 28
第３章 緊急事態応急対策 29
第１節 基本方針 29
第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 29
第３節 活動体制の確立 33

第４節　避難、屋内退避等の防護措置 37
第５節　治安の確保及び火災の予防 46
第６節　飲食物の摂取制限及 47
第７節　緊急輸送活動 48
第８節　救助・救急、消火及び医療活動 50
第９節　住民等への的確な情報伝達活動 52
第10節　自発的支援の受入れ等 53
第11節　行政機関の業務継続に係る措置 54
第12節　核燃料物質等の運搬中の事故への対策 54
第４章　大規模地震対策 56
第１節　施設整備計画 56
第２節　東海地震注意情報発表時等における対策 56
第３節　地震災害応急対策 56
第５章　原子力災害中長期対策 58
第１節　基本方針 58
第２節　緊急事態解除宣言後の対応 58
第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 58
第４節　放射性物質による環境汚染への対処 58
第５節　各種制限措置の解除 58
第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 58
第７節　災害地域住民に係る記録等の作成 59
第８節　被災者等の生活再建等の支援 59
第９節　風評被害等の影響の軽減 59
第10節　被災中小企業等に対する支援 59
第11節　心身の健康相談体制の整備 60
第12節　物価の監視への協力 60
第13節　復旧・復興事業からの暴力団排除 60

原子力災害対策編

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

１　菊川市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、菊川市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

２　菊川市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）との関係

この計画は､「菊川市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「菊川市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）によるものとする。

３　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第３節　計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第４節　計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和５年11月１日一部改正）を遵守するものとする。

第５節　計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、次のとおりとする。

（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分留意する必要がある。

第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等原子力

災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

・予防的防護措置を準備する区域
（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）
・緊急防護措置を準備する区域
（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）

この考え方を踏まえ、本市において、原子力災害対策を重点的に充実すべき地域は、下表のとおりとする。

緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	菊川市全域

第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

１　原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

ＰＡＺにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってＰＡＺの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

・情報収集事態（御前崎市で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
・警戒事態
・施設敷地緊急事態
・全面緊急事態

また、ＵＰＺにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第３章第４節に示す。

２　放射性物質が放出された場合の防護措置の実施

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された

場合、ＵＰＺを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第８節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、所在市（御前崎市をいう。以下同じ）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ）、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、菊川市地域防災計画（一般対策編）第１章第３節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

１　指定地方行政機関

(1)　関東管区警察局

①管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整

②他管区警察局及び警察庁との連携

③管区内防災関係機関との連携

④管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡

⑤警察通信の確保及び統制

(2)　東海総合通信局

①災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

②災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

③災害地域における電気通信施設、放送整備等の被害状況調査

④通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

⑤非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

⑥非常通信協議会の運営に関すること

(3)　東海財務局（静岡財務事務所）

災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整

(4)　東海北陸厚生局

①災害状況の情報収集、連絡調整

②関係職員の派遣

③関係機関との連絡調整

(5)　静岡労働局（磐田労働基準監督署）

①労働災害防止の監督指導

②災害発生時における労働災害調査

③業務上被災労働者に対する労災保険給付

(6)　関東農政局

①被災地周辺農林畜産物等の安全性の確認

②災害時における主要食料等の需給対策

(7)　中部地方環境事務所

原子力災害現地対策本部等の支援

(8)　関東地方環境事務所

原子力災害現地対策本部等の支援

(9)　中部近畿産業保安監督部

原子力災害現地対策本部等の支援

(10)　中部地方整備局

直轄国道の通行確保に関すること

(11) 中部運輸局

①各輸送機関との連絡調整

②緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請

(12) 東京航空局東京空港事務所

上空の飛行規制とその周知徹底

(13) 東京管区気象台（静岡地方気象台）

気象、地象、水象の観測及び防災気象情報発表

２　自衛隊（陸上自衛隊第34普通科連隊・海上自衛隊横須賀地方総監部・航空自衛隊第１航空団）

①災害応急対策の支援

②緊急時モニタリングの支援

③避難退域時検査及び除染の支援

３　指定公共機関及び指定地方公共機関等

(1)　東海旅客鉄道株式会社・東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・地方鉄道会社

①災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

②災害時の応急輸送対策

(2)　中日本高速道路株式会社

①　災害時の輸送路の確保

②　避難退域時検査場所設置への協力

(3)　西日本電信電話株式会社

①通信の確保

②公衆電気通信の特別取扱い

(4)　株式会社NTTドコモ東海支社・ＫＤＤＩ株式会社・ソフトバンク株式会社

通信の確保

(5)　日本赤十字社静岡県支部・(一社) 静岡県医師会・(一社) 静岡県歯科医師会・(公社) 静岡県薬剤師会・(公社) 静岡県病院協会・(公社) 静岡県看護協会

災害時における医療救護の実施

(6)　(独) 国立病院機構

国の開設する病院における医療救護の実施

(7)　(公社) 静岡県放射線技師会

①県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力

②県が行う住民の問い合わせ対応に対する協力

(8)　日本通運株式会社・福山通運株式会社・佐川急便株式会社・ヤマト運輸株式会社・西濃運輸株式会社・(一社) 静岡県トラック協会

①災害対策に必要な物資の輸送確保

②災害時の応急輸送対策

(9)　日本放送協会・民間放送機関

気象予警報、災害情報、その他の災害広報

(10)　(一社) 静岡県バス協会

避難住民等の輸送の支援

(11) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

①緊急時モニタリングの支援

②専門家の派遣

③放射線測定機材の提供

④災害応急対策の技術的支援（検討・助言）

(12) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

①緊急時モニタリングの支援

②専門家の派遣

③原子力災害医療派遣チームの派遣

4　消防機関及び自主防災組織

(1)　菊川市消防本部（署）

①住民等に関する広報及び避難誘導

②原子力災害医療措置に対する協力

③防護区域の防火対策

④立入制限及び交通規制の協力

(2)　菊川市消防団

①住民等の避難誘導

②緊急時医療措置に対する協力

③情報の伝達及び収集活動

④交通規制及び立入制限の協力

⑤防護区域の防火対策

(3)　自主防災組織

①原子力防災に関する知識の普及
②情報の収集及び伝達活動
③避難時の集合場所への誘導及び人員の掌握

５　静岡県

①原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
②通信連絡設備等の整備
③緊急時モニタリング設備等の整備
④原子力災害医療設備等の整備
⑤防災対策資機材の整備
⑥防災対策資料の整備
⑦原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査
⑧緊急事態応急対策等拠点施設の整備及び維持
⑨災害状況の把握及び伝達
⑩県原子力災害警戒本部の設置
⑪県原子力災害対策本部の設置
⑫原子力災害合同対策協議会等への職員派遣
⑬緊急時モニタリングの実施
⑭避難等の支援
⑮避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施
⑯原子力災害医療措置
⑰住民等及び必需物質の緊急輸送の確保
⑱汚染飲食物の摂取制限等
⑲住民等からの問合せ対応
⑳放射性汚染物質の除去
㉑制限措置の解除
㉒所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力
㉓損害賠償の請求等に必要な資料の整備
㉔国及び関係機関への支援の要請

６　静岡県警察本部

①住民等に対する避難誘導及び災害警備広報
②立入制限及び交通規制
③治安の確保

７　菊川市

①原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
②通信連絡設備等の整備
③防災対策資機材の整備
④防災対策資料の整備
⑤避難所等の整備

⑥災害状況の把握及び伝達
⑦市災害対策本部の設置
⑧原子力災害合同対策協議会への職員派遣
⑨県が行う緊急時モニタリングに対する協力
⑩避難指示及び立入制限
⑪避難誘導、避難所運営
⑫避難等の実施
⑬県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力
⑭県が行う原子力災害医療措置に対する協力
⑮住民等及び必需物質の緊急輸送の確保
⑯汚染飲食物の摂取制限等
⑰住民等からの問合せ対応
⑱県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
⑲制限措置の解除
⑳県が行う原子力防災対策に対する協力
㉑損害賠償請求等に必要な資料の整備
㉒県及び関係機関への支援の要請

８　原子力事業者（中部電力株式会社）

①原子力発電所の防災体制の整備
②原子力発電所の災害予防
③原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
④従業員等に対する防災に係る教育、訓練
⑤原子力発電所施設内の応急対策措置
⑥通信連絡体制の整備
⑦放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備
⑧原子力防災資機材の整備
⑨原子力災害活動で使用する資料の整備
⑩環境放射線モニタリングの実施
⑪原子力災害合同対策協議会への職員派遣
⑫避難退域時検査及び除染の実施（県と連携）
⑬県、所在市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力
⑭放射性物質の除去
⑮災害の復旧

第２章　原子力災害事前対策

第１節　基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第２節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、原災法第７条第２項に基づき、県から意見聴取を受けた時は、菊川市地域防災計画との整合性を保つ観点から、速やかに意見を回答するものとする。

また、原子力事業者が届け出る①「原子力防災組織の原子力防災要員の現況」、②「原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選解任」及び③「放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況」について、当該届出に係る書類の写しを県から受領する。

第３節　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

(1)　市は、菊川市地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、市民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

(2)　市は、県と連携し、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1)　市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支

援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2)　市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3)　市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第５節　情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者その他関係機関等に周知する。

・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2)　機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国、県と協力し、必要に応じ県等へヘリコプターの派遣を要請し、また、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3)　情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4)　非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5)　移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系無線（車載型、携帯型）、携帯電話、各種業務用移動無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6)　関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

２　情報の分析整理

(1)　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

(2)　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、県、所在市及び関係周辺市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

また、県は、国と共に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3)　防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、市災害対策本部、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

①　原子力発電所に関する資料

ア　原子力事業者防災業務計画

イ　原子力発電所の施設の配置図

②　社会環境に関する資料

ア　種々の縮尺の周辺地図

イ　周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ　周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

エ　避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ

定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）

オ　周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、幼保園、認定こども園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、障がい者支援施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。）

カ　原子力災害医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）

キ　オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料

③　放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア　周辺地域の気象資料（過去１年間の周辺測定点（菊川牧之原）における風向風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）

イ　モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図

ウ　線量推定計算に関する資料

エ　平常時環境放射線モニタリング資料

オ　周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料

カ　農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料

④　防護資機材等に関する資料

ア　防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料

イ　避難用車両の緊急時における運用体制

ウ　安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤　緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア　原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）

イ　原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ　状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥　避難に関する資料

ア　広域避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ　避難経由所開設・運営マニュアル（避難経由所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

３　通信手段の確保

市は、国、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について

事前調整するものとする。

(1)　専用回線網等の整備

①　市と県、国、関係周辺市町との間の専用回線網の整備

市は、国及び県と連携し、緊急時における県と国及び関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

②　オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

市は、国及び県と連携し、オフサイトセンターとの間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2)　通信手段・経路の多様化等

①　市防災行政無線の確保・活用

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

②　災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の促進を図るものとする。

③　機動性のある緊急通信手段の確保

市は、県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④　災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑤　通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

⑥　非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑦　保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第６節　緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第３章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

１　警戒体制をとるために必要な体制等の整備

(1)　市原子力災害警戒本部の設置準備体制

市は、警戒事象の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合又は県・国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、施設敷地緊急事態発生に備えて、市原子力災害警戒本部設置の準備について、あらかじめ定めておくものとする。

(2)　市原子力災害警戒本部の体制

市は、原子力事業者から特定事象（原災法第10条事象）発生の通報を受けた場合、又は、県・国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

(3)　オフサイトセンターにおける立上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県・国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は、県・国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちに国、県と協力をして、オフサイトセンターにおける立上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(4)　現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、市はこの会議に職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

２　市原子力災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする市原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

３　オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原

子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子化学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療機関情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

４　長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

５　防災関係機関相互の連携体制

(1)　市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、菊川警察署、市消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2)　市は、屋内退避又は避難のための立退き等指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

６　警察災害派遣隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図ることから、市は、警察災害派遣隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制の整備を図るものとする。

７　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県が消防の応援について県内外の近隣市町及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めることから、市も同様な体制の整備を図るものとする。

８　自衛隊との連携体制

市長は、知事に対し、自衛隊への派遣要請要求を迅速に行えるよう、あらかじめ要求の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いか

なる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要か、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

９　原子力災害医療派遣チーム等派遣要請体制

市は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10　広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、他の市町村及び民間事業者との応援協定締結の推進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。

名　称	締結年月日	協定先市町村
姉妹都市 災害時相互応援協定	平成24年２月18日	長野県 小谷村
２市災害時相互応援協定	平成25年７月29日	山口県 下関市
２市災害時相互応援協定	平成25年11月18日	愛知県 小牧市
２市災害時相互応援協定	平成28年１月19日	岩手県 滝沢市
県外広域避難協定書	令和元年６月27日	富山県 高岡市、氷見市 砺波市、小矢部市
２市災害時相互応援協定	令和元年12月６日	愛知県 豊橋市 田原市

11　モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国（原子力規制委員会）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。

緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、関係地方公共団体（ＰＡＺを含む地方公共団体及びＵＰＺを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

国は、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、県・関係市町等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するものとされている。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

（緊急時モニタリングセンター）

県及び市は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

原子力規制委員会による緊急時モニタリングの統括とは、以下の項目等を行うことである。

・緊急時モニタリングの実施方針の策定
・動員計画の作成
・緊急時モニタリング実施計画の作成
・緊急時モニタリングの実施の指示
・緊急時モニタリングの実施の総合調整
・緊急時モニタリングの結果の収集と公表
・緊急時モニタリング結果の評価
・緊急時モニタリング結果及び事態の進展に応じた実施計画の改定

（平常時のモニタリングの実施）

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

（その他体制の整備）

市及び県は、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通した連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

具体的には以下のとおり。

(1)　緊急時モニタリング計画の作成

県及び市は、原子力災害対策指針等に基づき、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

県は、地域の特有の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質の大気中拡散の特性（大気中拡散の距離や方向の傾向）を、気象情報や放射性物質の大気中拡散計算を用い把握し、モニタリングの実施地点の候補を選定する際に参考にする。

緊急時モニタリング計画の作成においては、別途原子力規制庁が示す緊急時モニタリング計画の作成要領を参考にする。

(2)　モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、

モニタリングステーション、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

(3)　要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県及び市はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

(4)　訓練等を通じた測定品質の向上

県及び市は、平常時から、国、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

(5)　大気中放射性物質拡散計算システム

県は、関係機関と連携し、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測に係る機器の整備を図るものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。

12　専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国・県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

13　放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

14　複合災害に備えた体制の整備

市は、国、県と連携し、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

15　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第７節　避難収容活動体制の整備

１　避難計画の作成

市は、国、県、関係機関及び原子力事業者の協力の下、屋内退避及び避難誘導計画の策定について、県から支援を受けるものとする。

市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

広域避難計画の作成にあたっては、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の県及び市（町村）の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

２　避難所等の整備等

(1)　避難所等の整備

市は、小・中学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2)　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県等と協力し、広域避難を想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3)　コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4)　広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5)　応急住宅の供給体制等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、建設型応急住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

(6)　救助に関する施設等の整備

市は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする

(7)　被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8)　避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとし、県は市を支援する。

(9)　物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、避難所又は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとし、県は市を支援する。

３　避難行動要支援者に関する措置

(1)　市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2)　市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3)　市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

４　要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1)　市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとし、県は市を支援する。

(2)　市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、市は、県の助言の下、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3)　病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力の下、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(4)　介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

５　学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

６　不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

７　住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内待避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難する場合があることを留意する。

８　居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

９　警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

１０　避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内待避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第８節　緊急輸送活動体制の整備

１　専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

２　緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第９節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

１　救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

２　救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

３　医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

また、県が実施する下記の事項について、市は連携・協力の上、対応する。

(1)　県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

(2)　県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

(3)　県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する拠点病院及び協力機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

(4)　県は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

４　安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び関係周辺市町及び医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備を進めていくものとする。

市及び県は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

５　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1)　市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2)　市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

６　物資の調達、供給活動体制の整備

(1)　市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が予想されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2)　市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

７　大規模・特殊災害における救助隊の整備

市は、国、県が実施する大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に連携を図る。

第10節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1)　市は、国及び県と連携し、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態（原子力施設等立地道府県において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）又は警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割分担等の明確化に努めるものとする。

(2)　市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつ分かりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(3)　市は、国及び県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4)　市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(5)　市は放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第11節　行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第12節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1)　市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するよう努めるものとする。

①　放射性物質及び放射線の特性に関すること
②　原子力発電所の概要に関すること
③　原子力災害とその特性に関すること
④　放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の結果の仕方及び放射線防護に関すること
⑤　緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
⑥　コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
⑦　要配慮者への支援に関すること
⑧　緊急時にとるべき行動に関すること
⑨　避難所での運営管理、行動等に関すること

(2)　市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3)　市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4)　市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難所以外に避難をした場合等には、市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市が住民等へ周知する。

(5)　市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6)　災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第13節　防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対

策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、県は国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について被ばくの可能性がある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

① 原子力防災体制及び組織に関すること
② 原子力発電所の施設の概要に関すること
③ 原子力災害とその特性に関すること
④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること
⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
⑦ 緊急時に市、県や国等が講じる対策の内容に関すること
⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること
⑩ その他緊急時対応に関すること

第14節　防災訓練等の実施

１　訓練計画の策定

(1) 市は、国・県・原子力事業者等関係機関の支援の下、関係周辺市町、自衛隊と連携し、

① 災害対策本部等の設置運営訓練
② オフサイトセンターへの参集、立上げ、運営訓練
③ 緊急時通信連絡訓練
④ 緊急時モニタリング訓練
⑤ 原子力災害医療訓練
⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
⑦ 周辺住民避難訓練
⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

緊急時通信連絡訓練については、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施すること。

緊急時モニタリング訓練は、緊急事態の規模及び事故の発展を想定し、これに応じた測定の優先順位、対象および方法等を定めた計画を策定して行うものとする。

各要素を組み合わせた訓練とは、例えば、③～⑤及び⑦等を組み合わせた訓練を指す。

周辺住民等に対する情報伝達訓練においては、伝えられる内容、その優先度を勘案して、わかりやすい表現で、誠実に、正確に、時期を逸することなく、情報提供が行われるように実践し、確認するものとする。

(2)　防災訓練に関する国の計画

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

２　訓練の実施

(1)　市の計画に基づく訓練の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練を定期的に実施するものとする。

(2)　国の計画に基づく訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、浜岡地域原子力防災会議において検討する。

３　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、県及び原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第15節　原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年７月５日付け空航第263号、運輸省航空局長から地

方航空局長あて）により、次のとおりとなっている。市は、国、県と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

(1)　施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。

(2)　施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

第16節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

(1)　事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機管理部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(2)　事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3)　県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第17節　災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第３章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１　施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1)　情報収集事態が発生した場合

①　原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、ＰＡＺを含む市及びＵＰＺを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

②　市は、県、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2)　警戒事態が発生した場合

①　原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒体制をとるため、ＰＡＺを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

②　市は、県、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地

方公共機関に連絡するものとする。

(3)　原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

①　原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、内閣府、関係地方公共団体、関係周辺市町、菊川警察署、菊川市消防本部、御前崎海上保安署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

②　原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとされている。また、ＰＡＺを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

③　市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

④　原子力検査官（原子力運転検査官）等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

(4)　県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

①　県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者に確認を行うものとする。

②　連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力検査官（原子力運転検査官）と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。

２　応急対策活動情報の連絡

(1)　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

①　原子力事業者は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県、菊川警察署、菊川市消防本部、御前崎海上保安署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関

係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

※関係周辺市への連絡は、県から行うこととされている。

原則として、原子力事業者への問合せは、所在市町村をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとされている。これは、問合せを必要最低限とし、原子力事業者の行う応急対策に支障を生じさせないための規定である。

② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

④ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(1) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、市消防本部、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、市及び県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、県、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとさ

れている。

３　一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

４　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1)　市の対応

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。

(2)　県の対応

①　緊急時モニタリング等の実施

ア　情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

イ　警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

ウ　施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の緊急時モニタリング

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象が発生し、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げる際には、県は、緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

エ　緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は，県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき，緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて，緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

オ　緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するものとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する。

カ　モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対

策本部）及び原子力災害合同対策協議会放射線班と速やかに結果を共有するとしている。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及び原子力災害合同対策協議会放射線班と共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有する。

② 緊急時の住民等の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うためのの行動調査を行うものとする。

第３節　活動体制の確立

１　市の活動体制

(1) 警戒本部の設置準備等

① 警戒本部の設置準備体制

市は、国及び県から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう準備体制をとるものとする。

② 警戒本部の設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア　市長が、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがなくなったと認めたとき。

イ　警戒本部が設置されたとき。

③ 県への連絡

市は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を県へ連絡するものとする。

(2) 警戒本部の設置等

① 警戒本部の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を設置するものとする。また、必要に応じ、副市長を長とする現地警戒本部を対象拠点施設に設置するものとする。

② 情報の収集

市は、県及び原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた

場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国・県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③　オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、県及び原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

④　現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤　国・県等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国及び県等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

⑥　警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア　警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ　災害対策本部が設置されたとき。

(3)　災害対策本部の設置等

①　市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市庁舎内に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。

また、必要に応じ、副市長を長とする現地対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

②　災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア　原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ　災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(4)　県への連絡

市は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県に連絡するものとする。

(5)　災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

警戒本部及び災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は、菊川市原子力災害対策本部等運営要領（以下「災害対策本部等運営要領」という。）によるものとする。

(6)　他の災害対策本部との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合には、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとす

る。

２　原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。

３　専門家の派遣要請

市は、県及び原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は、国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、県を通じて経済産業省に対して専門家の派遣を要請するものとする。

４　応援要請及び職員の派遣要請等

(1)　応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2)　職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、県知事を通じて内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

５　自衛隊の派遣要請要求等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

６　原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力

被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7　防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1)　防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、市原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2)　防護対策

①　市原子力災害対策本部長又は現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

②　防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、市原子力災害対策本部長又は現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するもとのとする。

(3)　防災業務関係者の放射線防護

①　防災業務関係者（ただし、事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対　　象	指　　標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。

（注１）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

（注２）県からの要請により活動する民間事業者については、実効線量で１ミリシーベル

トを基本とし、必要に応じて県と協議の上、放射線防護に係る指標を定めるものとする。

② 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。また、民間事業者に被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策の実施を要請した時は、当該民間事業者が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行うものとする。

③ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

④ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑤ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第４節　避難、屋内退避等の防護措置

１　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国及び県の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(1) 市は、警戒事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始するものとする。

なお、「ＥＡＬ」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。

表　警戒事態における緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

警戒事態の基準	措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※１ ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。※１ ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※１ ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備

喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※１ ⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。※１ ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※１ ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※１ ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※２ ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※１ ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。※１ ⑪ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。※１ ⑫ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※１ ⑬ 御前崎市において、震度６弱以上の地震が発生した場合。※３ ⑭ 御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。※３ ⑮ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。※３ ⑯ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※３ ⑰ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※１ ⑱ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合※３	を開始する。

※１ ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第43条の３の６第１項第４号の基準に適合している場合に適用される。

※２ ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合していない場合に適用される。

※３ ⑬～⑯及び⑱は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所１号機及び２号機にはこの規定のみが適用される。

(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、屋内退避の準

備を行う。

また、県は、ＵＰＺ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※１ ②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもの全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。※１ ③原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。※１ ④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。※１ ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ※１ ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※１ ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※１ ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。※２ ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ※１ ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※１ ⑪ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※１ ⑫ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※１ ⑬ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※１ ⑭ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障	ＰＡＺ内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。※１ ⑮ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※３ ⑯ その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※３	

※１　①～⑦及び⑨～⑭は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合している場合に適用される。

※２　⑧は、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合していない場合に適用される。

※３　⑮⑯は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しているいないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所１号機及び２号機にはこの規定のみが適用される。

(3)　市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、ＰＡＺ内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

また、市は、ＰＡＺ内の避難の実施に併せ、国・県の指示により、住民に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備を行うよう連絡する。

県は、ＵＰＺ外の市町に対し、ＰＡＺ内から避難してきた住民等の受入れやＵＰＺを含む市町が行う防護措置の準備への協力の要請をするほか、事態の進展などに応じて、国の指示により、屋内退避の実施を連絡するものとする。

表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

全面緊急事態の基準	措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。※１ ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※１ ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※１ ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※１ ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。※	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始

1 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。※１ ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。※１ ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。※１ ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。※１ ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※１ ⑪ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。※２ ⑫ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。※１ ⑬ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。※１ ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※３ ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※３	する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※１　①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合している場合に適用される。

※２　⑪は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合していない場合に適用される。

※３　⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所１号機及び２号機にはこの規定のみが適用される。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリングの結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、ＵＰＺを含む市町に対し、住民等に対する屋内待避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県

と連携し国に要請するものとする。

(4)　放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、ＯＩＬに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(5)　市は、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となったときには、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には市は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

表　ＯＩＬ１、２と防護措置

基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
ＯＩＬ１ 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
ＯＩＬ２ 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。

※１「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬ の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬ の初期設定値は改定される。

※２ 本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(6)　感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(7)　市及び県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、搬送すべき人並びに搬送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請するものとする。

なお、市及び県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(8)　市は、住民等の避難誘導に当たっては、関係周辺市町及び県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の該当等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(9)　市は、避難のための立退きの指示を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認など予め定められた方法により住民などの避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(10) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。また、この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、県が原子力災害対策本部等へ要請を行うものとする。

(11) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

２　避難所等

(1)　市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査場所等の状況を伝達し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

(2)　市は、県と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報

について県及び市に情報提供するものとする。

(3)　市は、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4)　市は、県及び厚生労働省と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

　また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

　なお、市は県と連携し、避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(5)　市は、県の協力のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。

(6)　市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7)　市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(8)　市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

３　広域一時滞在

(1)　市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(2)　市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

(3)　市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4)　国は、市町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町及び県に代わって行うものとされている。

４　安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国・県の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に当たっての注意を払った上で、県から服用するべき時機及び服用の方法の指示を受けるとともに、県及び医療機関と連携して、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

５　避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

６　要配慮者への配慮

(1)　市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先的入居、高齢者、障害がある人向け建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2)　病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

(3)　社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

７　学校等施設における避難措置

学校施設等において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

８　不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

９　警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10　飲食物、生活必需品等の供給

(1)　市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2)　市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3)　市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第５節　治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第６節　飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1)　国は、放射性物質が放出された後、ＯＩＬに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

また、市は、住民等に対するＵＰＺ内の屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

(2)　国は、ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請し、当該検査の結果を取りまとめ、取りまとめた結果に基づき、ＯＩＬの基準等を踏まえた飲食物の摂取制限及び出荷制限について都道府県等に指示・要請するものとされている。市及び県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、県及び国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。市は食品による汚染状況の調査に協力する。

(3)　県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

市は、国および県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

表　飲食物に係るスクリーニング基準※1

基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要
ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※3（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※4）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※１　国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「ＩＡＥＡ」という。）では、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行

えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※２　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬ の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬ の初期設定値は改定される。

※３　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※４　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

表　ＯＩＬ６と防護措置について

基準の概要　経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

防護措置の概要　１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

核種※1	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※2
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※１　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※２　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第７節　緊急輸送活動

１　緊急輸送活動

(1)　緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第１順位　人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第２順位　避難者の輸送（ＰＡＺなど緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第３順位　緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第５順位　その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2)　緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

①　救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

②　避難者、負傷者等

③　緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

④　コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材

⑤　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

⑥　その他緊急に輸送を必要とするもの

(3)　緊急輸送体制の確立

①　市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

②　市は、人員、車両等の調達に関して、次表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員各種資機材	1 (一社)静岡県トラック協会 2 日本通運㈱ 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部
避難住民等	1 (一社)静岡県バス協会 2 自衛隊 3 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）

③　市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

２　緊急輸送のための交通路確保

(1)　緊急輸送のための交通路確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、ＰＡＺなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講じるものとする。

また、県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続き等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2)　交通の確保

県警察は、現場の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど

の交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制等に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

第８節　救助・救急、消火及び医療活動

１　救助・救急及び消火活動

(1)　市は、県を通じ、菊川市消防本部の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2)　県は、市から市消防本部が実施する救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町及び他の消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3)　県は、市から他都道府県の応援要請を求められた場合、又は、周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を応援要請を行った市に連絡をするものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

①　救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間

②　応援要請を行う消防隊の種別と部隊数

③　市への進入経路及び集結（待機）場所

２　医療活動等

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

(1)　県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やＤＭＡＴ等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

(2)　県は、国拠点病院及び協力機関と協力し、拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(3)　県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣について要請するものとする。

(4)　県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（拠点病院、協力機関、救護所等）の確保を図るものとする。

(5)　県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを

実施する組織及び具体的な実施内容については、原子力災害医療活動実施要領に定める。

(6)　県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(7)　近隣の診療所及び県西部健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。

(8)　別表（19-12「被ばく医療活動実施医療機関」）に定める医療機関が派遣するチームは、救護所において、医療活動を実施するものとする。

(9)　原子力災害医療措置については、次表のとおり分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。

区分	原子力災害医療協力機関　※1	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療 支援センター
診療機能	外来診療	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。
医療機関名	別表（17-3-4）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 別表（17-3-4）	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 公立大学法人福島県立医科大学 別表（17-3-4）
スクリーニング、線量評価（※２）	1　スクリーニング 2　簡易な放射線測定による個人線量評価	1　スクリーニング 2　専門的な個人線量評価（高度被ばく医療支援センターからの技術支援）	1　高度専門的な個人線量評価
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染
診療	1　安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2　救急蘇生法等 3　合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療 4　内部被ばく傷病者等患者に対する初期対応等	1　局所被ばく傷病者等の診療開始 2　高線量被ばく傷病者の診療開始 3　合併損傷の治療 4　内部被ばくに対する診療の開始等	1　重篤な局所被ばく傷病者等の診療 2　高線量被ばく傷病者等の診療等 3　重症の合併損傷の治療 4　重篤な内部被ばく傷病者等被ばく患者に対する診療等
資機材等	被ばく傷病者等の救急外来診療を行う医療機関関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携（各種サーベイメーター、放射線管理要員の派遣等）	1　協力機関及び拠点病院相互への技術的支援、専門家派遣 2　原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1　他の原子力医療機関への技術的支援、専門家派遣 2　原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等
連携	1　外来診療で完結 2　外来診療→転送（※３）	1　入院診療 2　診療開始→転送（※３）	専門医療機関間での転送
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。

（※１）協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。

（※２）スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。

（※３）転送は、一般の診療所・病院、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援セ

ンター等への転送を言う。

(10) 被ばく医療実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。

(11) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所等における住民等の健康管理を行うものとする。

(12) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第９節　住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

１　住民等への情報伝達活動

(1)　市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(2)　市は、住民等への情報提供に当たって国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3)　市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配

慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4)　市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。その際、その内容について国及び県の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

(5)　市は、情報伝達にあたって、同時通報用無線、広報誌、広報車等、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6)　市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

２　住民等からの問合せに対する対応

(1)　市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2)　市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節　自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

１　ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

２　国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1)　義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2)　義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節　行政機関の業務継続に係る措置

(1)　市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた避難先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2)　市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3)　県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第12節　核燃料物質等の運搬中の事故への対策

(1)　原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見

の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、経済産業省、原子力規制委員会、文部科学省、内閣府、国土交通省、県、市、警察機関、市消防本部、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。

(2)　県は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、市、県警察、市消防本部、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。

(3)　原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。

市及び県及び市は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第４章　大規模地震対策

第１節　施設整備計画

東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

１　避難者受入れ施設の耐震化

原子力災害が発生した場合に避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者受入施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む）を推進する。

２　橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかに、かつ容易に実施できるよう体制を確立する。

３　通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同時通報用無線、地域防災無線及び市防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

４　災害対策本部棟の整備

大規模地震の発生時に継続して災害対策本部機能を維持するため、本庁舎から独立した災害対策本部棟の整備を進める。

第２節　東海地震注意情報発表時等における対策

１　県及び市は、東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。

２　東海地震注意情報発表時に原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。

３　警戒宣言発令時に原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止対策を速やかに実施し、その実施結果を「地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書（１９－７）」により報告するものとする。この報告を行う系統図は、別図（１９－６）とする。

４　警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。

第３節　地震災害応急対策

１　原子力発電所施設点検結果の報告

原子力事業者は、御前崎市内で震度５弱・震度５強が観測された場合、県内で震度６弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、「大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書（１９－８）」により報告するものとする。この報告を行う系統図は、別図（１９－６）とする。

２　原子力発電所の異常の有無についての住民への広報

市長は、前項の報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して市の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。

３　避難者収容施設の被害状況の調査

市長は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。

４　避難の指示に係る留意事項

市長は、避難の指示等を行うときは、気象条件、建物の被害状況及び道路の損壊を勘案して行うものとする。

５　緊急時モニタリング要員の派遣

市は、県が実施する緊急時モニタリングに、あらかじめ定めた要員を派遣し、協力するものとする。

６　自衛隊による輸送の要請の要求

市は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には県及び県警察のヘリコプター等による対応を県へ要請するほか、自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請するために県知事に要求をするものとする。

第５章　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針

本章は、原災法第15条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節　緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第４節　放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第５節　各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。

第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、必要に応じて、国の統括の下、県、関係省庁及び原

子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第７節　災害地域住民に係る記録等の作成

１　災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（19－９）により記録するものとする。

２　影響調査の実施

市は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

３　災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第８節　被災者等の生活再建等の支援

(1)　市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティー維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援に努めるものとする。

(2)　市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3)　市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興資金等の手法について検討する。

第９節　風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第10節　被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸

付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節　心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節　物価の監視への協力

市は、国及び県と連携し、生活必需品の物価の監視について協力するものとする。

第13節　復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

菊川市地域防災計画
（資料編）

（令和６年度修正）

菊川市防災会議

令和６年度版　菊川市地域防災計画（資料編）目次

番号	項目（分類）
1　災害危険区域関係	
１－１	菊川市地すべり防止区域一覧(指定)
１－２	急傾斜地崩壊危険区域一覧(指定)
１－３	土砂災害(特別)警戒区域一覧
１－４	山腹崩壊危険地区
１－５	崩壊土砂流出危険地区
１－６	ため池一覧
2　関係機関	
２－１	菊川市建設事業協同組合　組合員名簿
２－２	病院等一覧
２－３	市内医薬品等取扱い業者一覧
２－４	学用品調達先一覧
２－５	学校一覧、幼稚園一覧、給食機関一覧
２－６	社会教育施設一覧
２－７	社会福祉施設・保育所(放課後児童クラブ)一覧
２－８	防災関係機関等一覧
２－９	記者クラブ加盟社一覧表
２－10	危険物安全協会組織図
3　消防	
３－１	菊川市消防本部・消防団　消防車両及びポンプ車等配備状況

３－２	菊川市消防本部組織機構図
３－３	警防本部組織図及び事務分掌
３－４	菊川市消防団組織機構図及び団員数
３－５	令和４年中の火災統計
４　組織	
４－１	菊川市防災会議条例
４－２	菊川市防災会議委員名簿
４－３	菊川市災害対策本部条例
４－４	菊川市災害対策本部運営規則
４－５	菊川市地震災害警戒本部編成図
４－６	菊川市地震災害警戒本部条例
４－７	菊川市地震災害警戒本部運営規則
４－８	動員連絡体系
４－９	通信広報連絡系統図
５　設備・施設	
５－１	菊川市給油取扱所
５－２	市内危険物施設状況（許可施設）
５－３	菊川市簡易ガス特定供給施設、液化石油ガス(LPG)販売所、貯蔵所一覧表
５－４	廃棄物処理の現況
５－５	し尿処理の現況
５－６	東遠地区聖苑組合(斎場)
５－７	遺体安置所

５－８	災害・震災がれき等仮置場(集積場所)一覧
５－９	菊川市公用車一覧表
５－10	指定文化財一覧
５－11	ヘリポート位置
５－12	ヘリポートの具備すべき条件
５－13	自衛隊派遣部隊集結予定地
５－14	静岡県広域受援計画に係る「自衛隊・消防」受入れ地
５－15	飲料水兼用耐震性貯水槽１００ｔ設置場所一覧
６　無線施設	
６－１	静岡県総合情報ネットワーク無線
６－２	消防用無線(危機管理課に配備)
６－３	菊川市防災行政無線移動系施設
６－４	同時通報用(同報)無線施設
６－５	防災相互通信用無線
６－６	全国瞬時警報システム(Ｊ－ALERT)
６－７	緊急情報ネットワークシステム(Em－Net)
６－８	ふじのくに防災情報共有システム
６－９	衛星携帯電話
６－10	携帯電話向けメール（エリアメール)
７　輸送・交通・都市計画・建築・受援・災害廃棄物	
７－１	防災訓練に係る通行の禁止又は制限についての表示の様式
７－２	通行禁止又は制限についての表示の様式

７－３	緊急通行車両の確認に係る申出
７－４	緊急通行車両確認申出書
７－５	緊急通行車両確認標章
７－６	緊急通行車両確認証明書
７－７	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書
７－８	市内緊急輸送路
７－９	付図
７－10	菊川市震災都市計画行動計画、菊川市震災都市計画行動計画表（タイムライン）
７－11	菊川市災害時広域受援計画
７－12	菊川市災害廃棄物処理計画
７－13	菊川市防災対策強靭化事業基本計画
８　情報	
８－１	警報・注意報発表基準一覧表、市町村等盤警報・注意報発表基準一覧表の解説
８－２	気象庁震度階級関連解説表
９　報告・様式	
９－１	被害速報(随時)
９－２	災害定時及び確定報告書
９－３	罹災証明書、罹災証明申請書
９－４	り災証明申請書（火災）
９－５	被災証明申請書、被災証明書
９－６	被災届、被災確認書
９－７	災害り災者調査原票

９－８	火災・災害等即報要領
10　広報	
10－１	菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領
11　避難	
11－１	避難準備情報等の種類
11－２	指定緊急避難場所(地震災害・一般風水害)
11－３	指定避難所予定場所(地震災害・一般風水害)
11－４	自治会(自主防災会)等集会施設一覧表
11－５	応急仮設住宅建設予定地
11－６	菊川市避難情報の判断・伝達マニュアル(水害編・土砂災害編)
12　救護活動	
12－１	菊川市医療救護計画、菊川市医療救護計画　様式・資料編、「菊川市医療救護計画」一覧
13　給水活動	
13－１	菊川市地震災害時給水対策計画
13－２	応急給水活動フローチャート
14　自主防災会	
14－１	各地区自主防災会本部　設置場所
14－２	地区自主防災会本部と防災指導員のイメージ図
14－３	(参考)菊川市「自主防災会」　大規模地震発生後における初期の活動について
14－４	自主防災会規約(モデル)
14－５	防災世帯台帳
14－６	災害時要配慮者台帳（モデル）

15　災害救助法	
15－１	被害程度の認定基準
15－２	災害救助法の適用基準(災害救助法施行令抜粋)
15－３	災害救助法被害認定基準（静岡県災害救助の手引き抜粋)
15－４	災害救助法事務手順表（静岡県災害救助の手引き抜粋)
15－５	応急救助事務早見表（静岡県災害救助の手引き抜粋)
15－６	菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例
15－７	菊川市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱
16　水防活動	
16－１	菊川市水防計画書
16－２	洪水及び土砂災害に関する避難確保計画が義務付けられている市内事業所一覧
17　物資	
17－１	緊急物資調達予定先一覧表
17－２	緊急物資集積所
18　応援協定	
18－１	菊川市が締結している災害時の応援協定締結状況
19　原子力災害関係	
19－１	菊川市原子力災害対策本部等運営規則
19－２	菊川市原子力災害対策本部　編成図
19－３	原子力災害対策本部各班事務分掌・原子力災害時等の配備態勢とその基準
19－４	菊川市原子力災害広域避難計画
19－５	菊川市放射線防護の考え方

19－６	防災関係機関の情報連絡系統図
19－７	地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書
19－８	大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書
19－９	被災地住民登録様式
19－10	周辺地域の人口、世帯に関する資料
19－11	ヘリポートに関する資料
19－12	被ばく医療活動実施機関
19－13	原子力災害避難施設
19－14	周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、障害者支援施設等）料
19－15	周辺地域の入院設備のある医療施設に関する資料
19－16	周辺地域の気象に関する資料
19－17	線量の推定及び評価に関する資料
19－18	平常時環境放射線モニタリングに関する資料
19－19	周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料
19－20	農林水産物の出荷状況に関する資料
19－21	原子力防災資機材（貸与品）一覧表
19－22	避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料
19－23	安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料
19－24	安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって